

国指定重要文化財建造物
舞鶴旧鎮守府倉庫施設
保存活用計画

令和 3 年 3 月

舞鶴市

例言

1. 本書は、京都府舞鶴市字浜 2011 番地、字北吸 1039 番地、字北吸無番地に所在する重要文化財（建造物）「舞鶴旧鎮守府倉庫施設」の保存活用計画である。
2. 本計画書は、「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針（文化庁）」（平成 11 年 3 月制定）に基づいて作成した。
3. 本計画は、文化庁文化資源活用課及び京都府文化財保護課の指導・助言のもと、平成 30 年度から令和 2 年度に舞鶴市が設置した「舞鶴旧鎮守府倉庫施設保存活用計画策定懇話会」での助言・意見をもとに策定したものである。
4. 本計画の策定事業は、舞鶴市が平成 30 年度～令和 2 年度にかけて、文化庁の国庫補助事業として実施した。
5. 本計画の作成にあたり、計画作成に関する調査・支援業務を一般財団法人建築研究協会に委託した。
6. 本計画の策定事務は、舞鶴市市民文化環境部文化スポーツ室文化振興課において行った。

目次

第1章 計画の概要

1-1	計画の作成	1
	(1) 計画作成年月日	
	(2) 計画の期間	
	(3) 計画作成者	
	(4) 計画作成の体制	
1-2	文化財の名称等	2
	(1) 重要文化財（建造物）の名称等	
	(2) 重要文化財（建造物）の構造及び形式	
	(3) 所有者等の氏名及び住所	
1-3	文化財の概要	4
	(1) 文化財の構成	
	(2) 文化財の概要	
	(3) 文化財の価値	
1-4	文化財保護の経緯	26
1-5	保護の現状と課題	28
1-6	計画の概要	29
	(1) 計画区域	
	(2) 計画の目的と基本方針	

第2章 保存管理計画

2-1	保存管理の現状	33
	(1) 保存状況	
	(2) 管理状況	
2-2	保護の方針	83
	(1) 部分の設定	
	(2) 部位の設定と保護の方針	
2-3	管理計画	136
	(1) 管理体制	
	(2) 管理方法	
2-4	修理計画	138
	(1) 当面必要な維持修理の措置	

- (2) 今後の保存修理計画
- (3) 6号～8号棟の復原の方針について

第3章 環境保全計画

3-1	環境保全の現状と課題	141
	(1) はじめに	
	(2) 計画区域A 1号棟周辺	
	(3) 計画区域B 2号～5号棟周辺	
	(4) 計画区域C 6号～8号棟周辺	
3-2	環境保全の基本方針	153
3-3	区域の区分と保護の方針	154
	(1) 計画区域Aの保護の方針	
	(2) 計画区域Bの保護の方針	
	(3) 計画区域Cの保護の方針	
3-4	建造物保護の方針	157
3-5	防災上の課題と対策	157
	(1) 防災上の課題	
	(2) 当面の改善措置と今後の対処方針	
	(3) 環境保全施設整備計画	
	(4) 周辺樹木の管理	

第4章 防災計画

4-1	防火・防犯対策	159
	(1) 火災時の安全性に係る課題	
	(2) 防火管理計画	
	(3) 防犯計画	
	(4) 防災設備（防火・防犯設備）計画	
4-2	耐震対策	168
	(1) 耐震診断	
	(2) 地震時の対処方針	
4-3	耐風・その他の災害対策	170
	(1) 被害の想定	
	(2) 今後の対処方針	

第5章 活用計画

5-1	公開その他の活用の基本方針	171
	(1) 舞鶴市赤れんが周辺等まちづくり事業	
5-2	公開計画	178
	(1) 公開範囲	
5-3	活用基本計画	178
	(1) 1号棟 赤れんが博物館	
	(2) 2号～5号棟 (民活想定エリア)	
	(3) 6号～8号棟 (展示施設整備エリア)	
5-4	建築計画	192
	(1) 公開活用に係る施設・設備等	
	(2) 計画条件の整理	
5-5	実施に向けての課題	195
	(1) 管理運営	
	(2) 文化財の維持・修繕	
	(3) バリアフリー対策	
	(4) 整備時期	

第6章 保護等に係る諸手続き

6-1	舞鶴旧鎮守府施設の所有と管理について	197
	(1) 所有について	
	(2) 管理について	
	(3) 財産の種目	
6-2	届出を要する行為	198
	(1) 滅失・き損・亡失・盗難	
	(2) 修理	
6-3	許可が必要な行為	200
	(1) 現状変更	
	(2) 保存に影響を及ぼす行為	
	(3) 国有財産の使用	
6-4	計画策定および改定に係る手続き	202

参考資料

第1章 計画の概要

1-1 計画の作成

(1) 計画作成年月日

令和3年3月31日

(2) 計画の期間

令和3年4月～令和11年3月末（10年間）

(3) 計画作成者

舞鶴市

(4) 計画作成の体制

計画の作成にあたっては、有識者による「舞鶴旧鎮守府倉庫施設保存活用計画策定懇話会」を設置し、検討を行った（表1.1.1）。

表 1.1.1 舞鶴旧鎮守府倉庫施設保存活用計画策定懇話会

氏名	所属等
委員	
石田 潤一郎	京都工芸繊維大学 名誉教授
日向 進	京都工芸繊維大学 名誉教授
長谷川 直司	国土交通省 国土技術政策総合研究所 シニアフェロー
笠原 一人	京都工芸繊維大学 助教
宗本 晋作	立命館大学 理工学部建築都市デザイン学科 教授
矢谷 明也	舞鶴市役所 建設部長
オブザーバー	
文化庁文化資源活用課	
京都府教育庁指導部文化財保護課	
事務局	
舞鶴市市民文化環境部文化スポーツ室文化振興課	

1-2 文化財の名称等

(1) 重要文化財（建造物）の名称等

ア 名称及び員数

舞鶴旧鎮守府倉庫施設	7棟（1棟附）
舞鶴海軍兵器廠魚形水雷庫	
舞鶴海軍兵器廠予備艦兵器庫	
舞鶴海軍兵器廠彈丸庫並小銃庫	
舞鶴海軍兵器廠雜器庫並預兵器庫	
舞鶴海軍需品庫需品庫（三棟）	以上7棟
第三水雷庫（附指定）	
宅地	

イ 指定年月日

平成20年6月9日（平成20年文部科学省告示第87号）

ウ 所在地

舞鶴海軍兵器廠魚形水雷庫	京都府舞鶴市字浜2011番地
舞鶴海軍兵器廠予備艦兵器庫	京都府舞鶴市字北吸1039番地
舞鶴海軍兵器廠彈丸庫並小銃庫	同上
舞鶴海軍兵器廠雜器庫並預兵器庫	同上
舞鶴海軍需品庫需品庫（三棟）	京都府舞鶴市字北吸無番地
第三水雷庫	同上
宅地	同上

(2) 重要文化財（建造物）の構造及び形式

舞鶴海軍兵器廠魚形水雷庫	鉄骨煉瓦造、建築面積424.36㎡、二階建、鉄板葺
舞鶴海軍兵器廠予備艦兵器庫	煉瓦造、建築面積756.05㎡、二階建、鉄板葺
舞鶴海軍兵器廠彈丸庫並小銃庫	煉瓦造、建築面積756.05㎡、二階建、棧瓦葺
舞鶴海軍兵器廠雜器庫並預兵器庫	煉瓦造、建築面積756.05㎡、二階建、棧瓦葺
舞鶴海軍需品庫需品庫（三棟）	煉瓦造、建築面積550.48㎡、二階建、棧瓦葺
第三水雷庫	煉瓦造、建築面積1266.25㎡、二階建、棧瓦葺
宅地	面積5920.39㎡

(3) 所有者等の氏名及び住所

魚形水雷庫、予備艦兵器庫、彈丸庫並小銃庫、雜器庫並預兵器庫、第三水雷庫
所有者：舞鶴市
所有者の住所：京都府舞鶴市字北吸1044番地

舞鶴海軍需品庫需品庫（三棟）、宅地

所有者：文部科学省

所有者の住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

管理者：舞鶴市（文化財保護法第172条に基づく）

管理者の住所：京都府舞鶴市字北吸1044番地

※参考資料として重要文化財に指定された時の官報告示を引用する。平成20年以降に変更があり、令和3年3月現在は上記の状態となっている。

（引用文献1）官報告示

文部科学省告示第87号（平成20年6月9日）

文化財保護法「(昭和25年法律第214号)」第27条第1項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定する。

平成20年6月9日

文部科学大臣 渡海 紀三朗

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
舞鶴旧鎮守府倉庫施設	七棟	鉄骨煉瓦造、建築面積四二四.三六平方メートル、二階建、鉄板葺（内装を除く）	国（財務省）	東京都千代田区霞が関三丁目一番一号	京都府舞鶴市字浜二〇一番地、同字北吸一〇三九番
舞鶴海軍兵器廠		煉瓦造、建築面積七五六.〇五平方メートル、二階建、鉄板葺（内装を除く）	舞鶴市	京都府舞鶴市字北吸一〇四四番地	同字北吸無番地
魚形水雷庫		煉瓦造、建築面積七五六.〇五平方メートル、二階建、棧瓦葺（内装を除く）	舞鶴倉庫株式会社	京都府舞鶴市大字松陰小字嶋崎二三番地	
舞鶴海軍兵器廠		煉瓦造、建築面積七五六.〇五平方メートル、二階建、スレート葺			
予備艦兵器庫		各煉瓦造、建築面積五五〇.四八平方メートル、二階建、棧瓦葺			
舞鶴海軍兵器廠		附・第三水雷庫			
舞鶴海軍兵器廠		煉瓦造、建築面積一二六六.二五平方メートル、二階建、棧瓦葺			
舞鶴海軍需品庫		宅地 五九二〇.三九平方メートル 字北吸無番地の一部			
需品庫（三棟）					

1-3 文化財の概要

(1) 文化財の構成

本計画の主たる対象は重要文化財に指定されている舞鶴旧鎮守府倉庫施設7棟、附1棟、宅地とする。また、舞鶴海軍兵器廠魚形水雷庫周辺の環境、および舞鶴海軍兵器廠予備艦兵器庫、舞鶴海軍兵器廠弾丸庫並小銃庫、舞鶴海軍兵器廠雑器庫並預兵器庫、第三水雷庫周辺の環境は、文化財と一体となって価値を形成する構成要素として本計画を作成する。

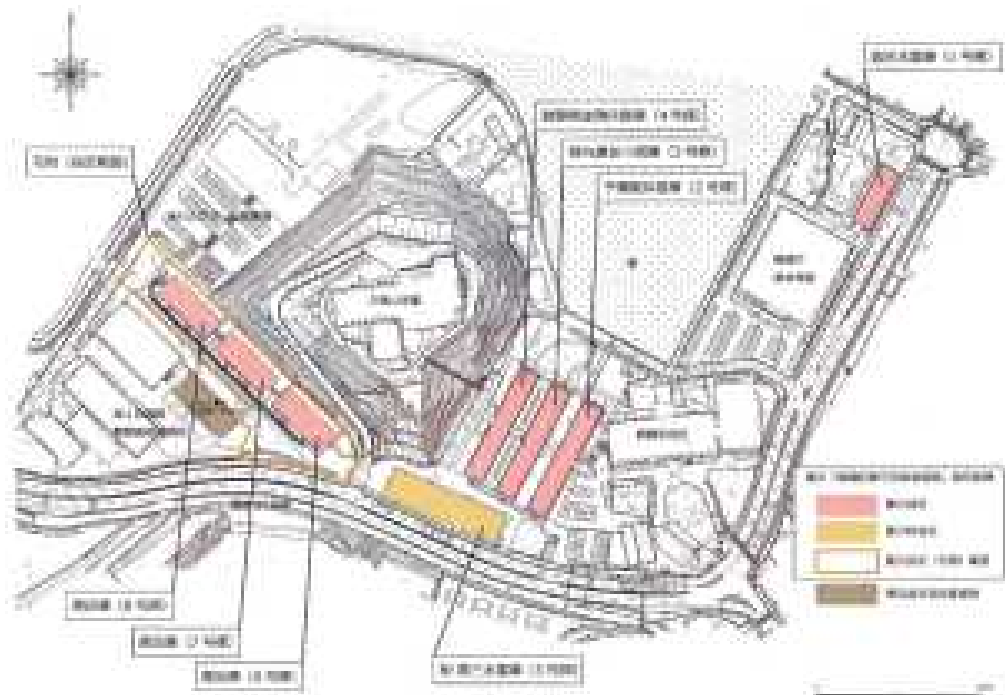


図 1.3.1 舞鶴旧鎮守府倉庫施設 全体配置図

※各棟の呼称について

舞鶴市は舞鶴鎮守府倉庫施設を「赤れんがパーク」として一体的に管理して活用しており、独自の名称と通し番号を各棟につけている。指定名称が煩雑であることから、本計画では原則として「1号棟」から「8号棟」という呼称を使用する。

表 1.3.1 舞鶴旧鎮守府倉庫施設 各棟の名称

指定名称	舞鶴市赤れんがパークの呼称	
舞鶴海軍兵器廠魚形水雷庫	赤れんが博物館	1号棟
舞鶴海軍兵器廠予備艦兵器庫	舞鶴市政記念館	2号棟
舞鶴海軍兵器廠弾丸庫並小銃庫	まいづる智恵蔵	3号棟
舞鶴海軍兵器廠雑器庫並預兵器庫	赤れんが工房	4号棟
第三水雷庫（附）	イベントホール	5号棟
舞鶴海軍需品庫需品庫（三棟）		6号棟、7号棟、8号棟



図 1.3.2 舞鶴海軍兵器廠魚形水雷庫（1号棟）（北から撮影）

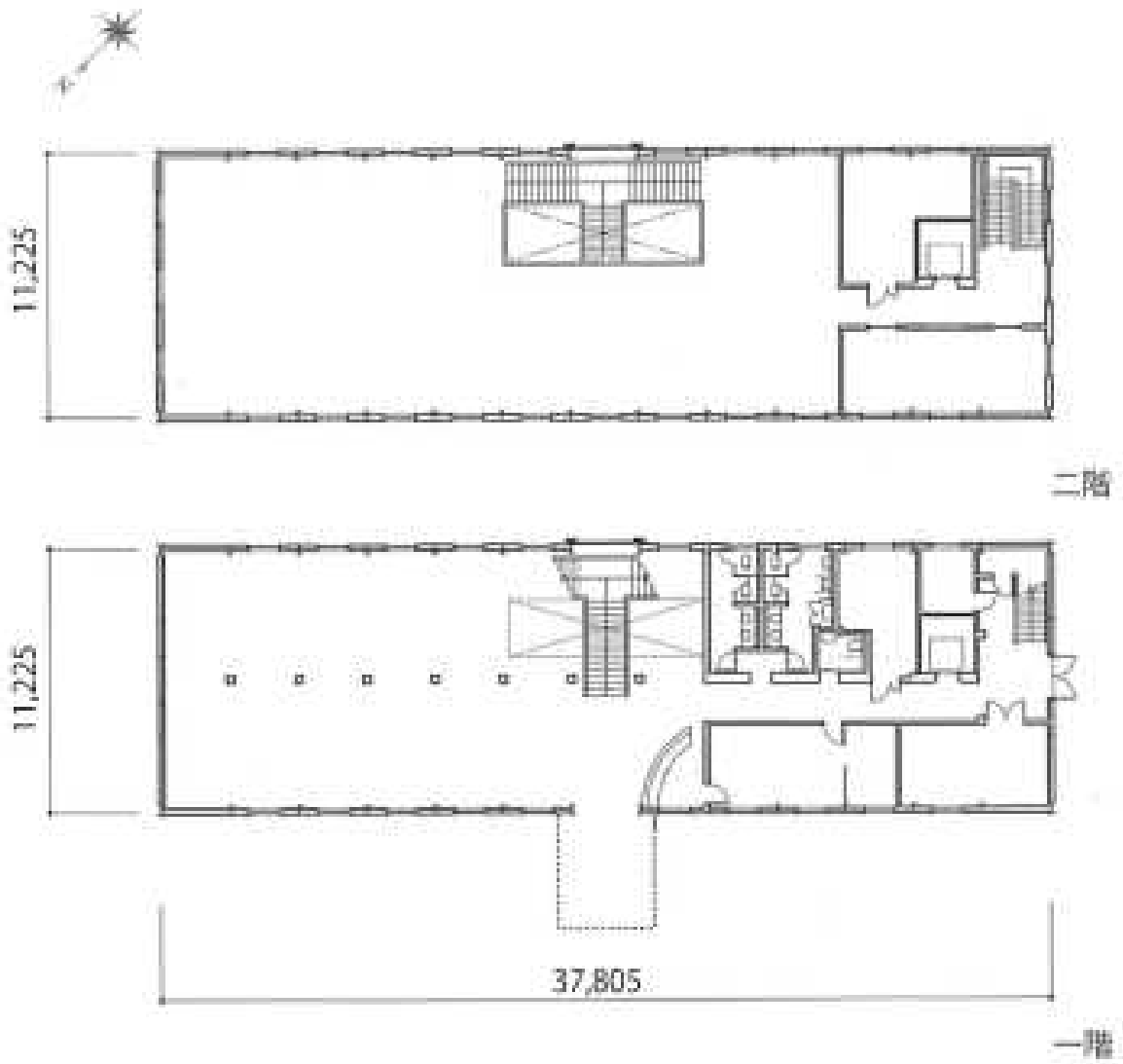


図 1.3.3 舞鶴海軍兵器廠魚形水雷庫（1号棟） 平面図



图 1.3.4 舞鶴海軍兵器廠予備艦兵器庫（2号棟）（南東から撮影）

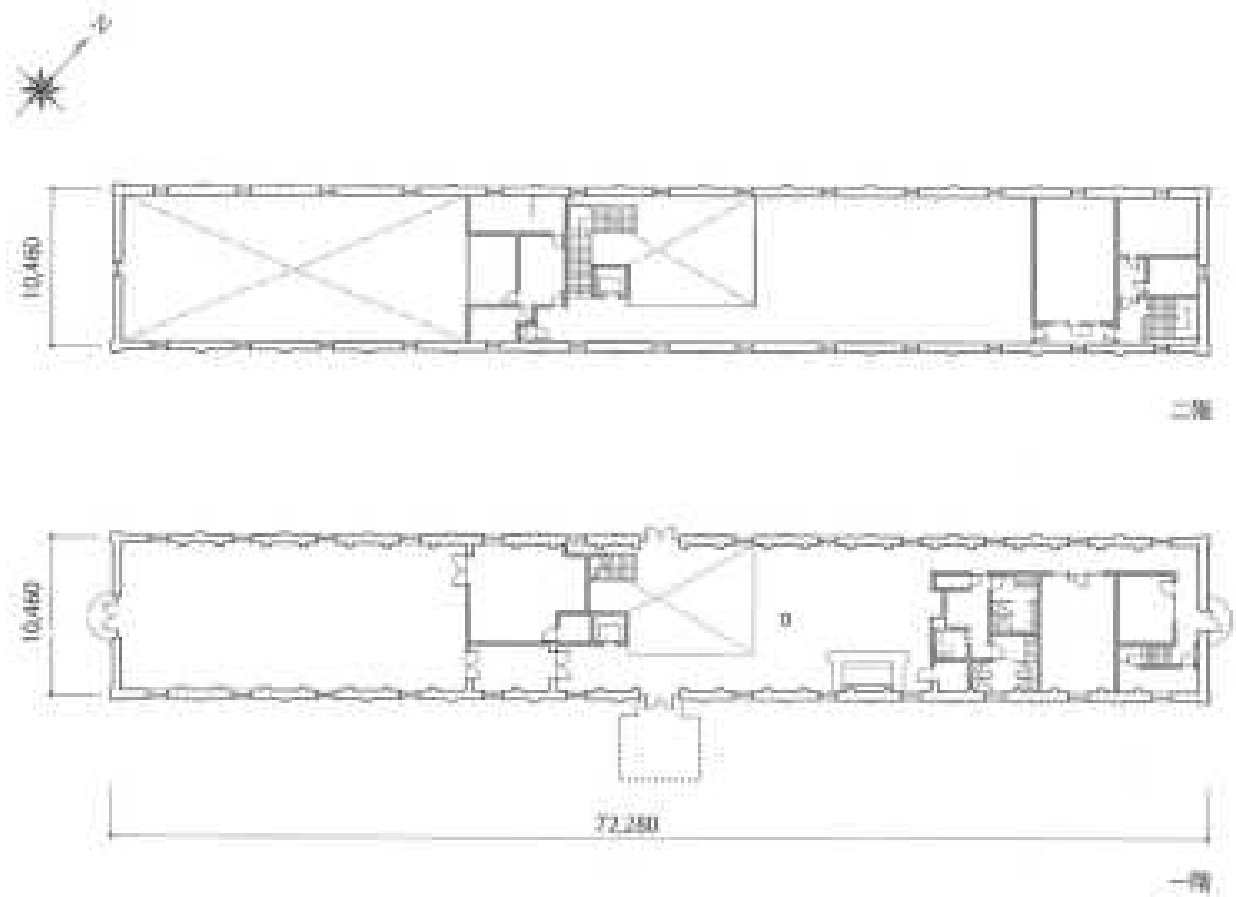


图 1.3.5 舞鶴海軍兵器廠予備艦兵器庫（2号棟） 平面图



図 1.3.6 舞鶴海軍兵器廠弾丸庫並小銃庫（3号棟）（南東から撮影）

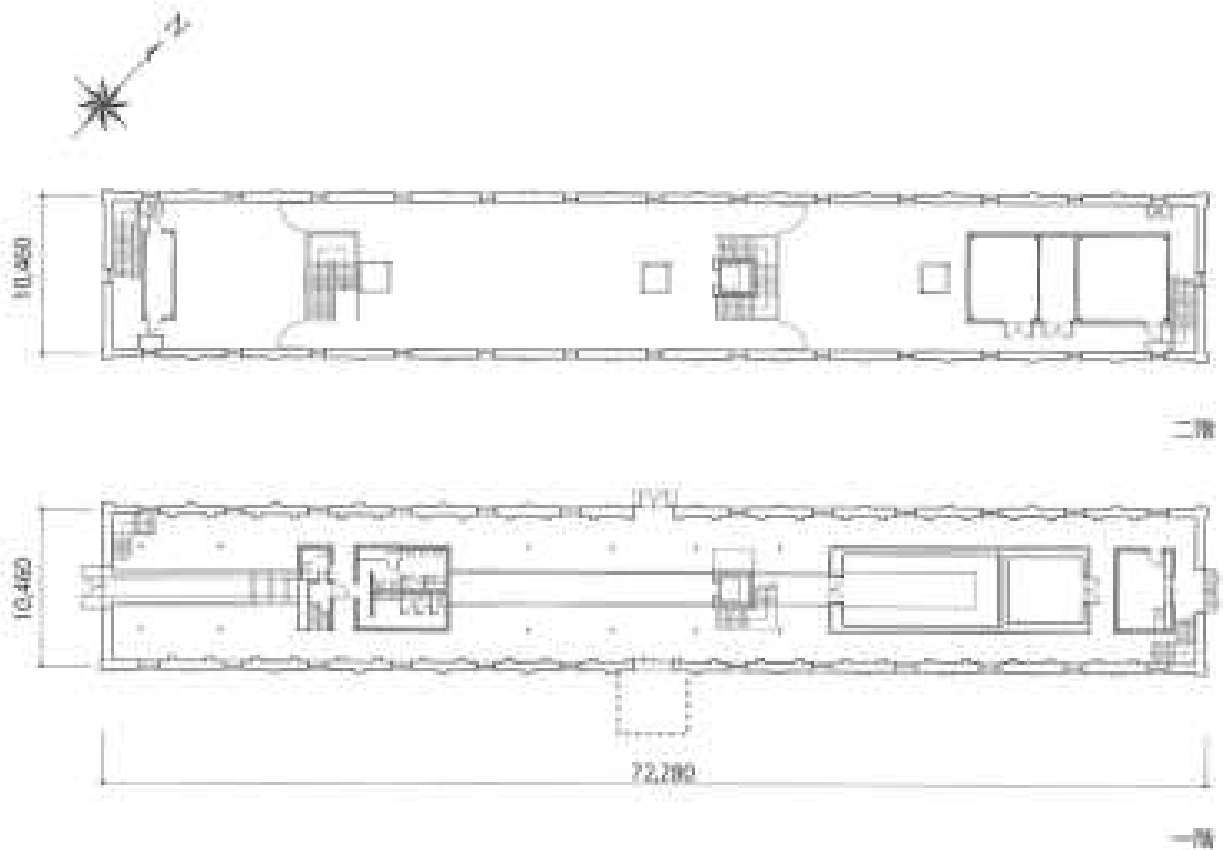


図 1.3.7 舞鶴海軍兵器廠弾丸庫並小銃庫（3号棟） 平面図



图 1.3.8 舞鶴海軍兵器廠雜器庫並預兵器庫（4号棟）（南から撮影）

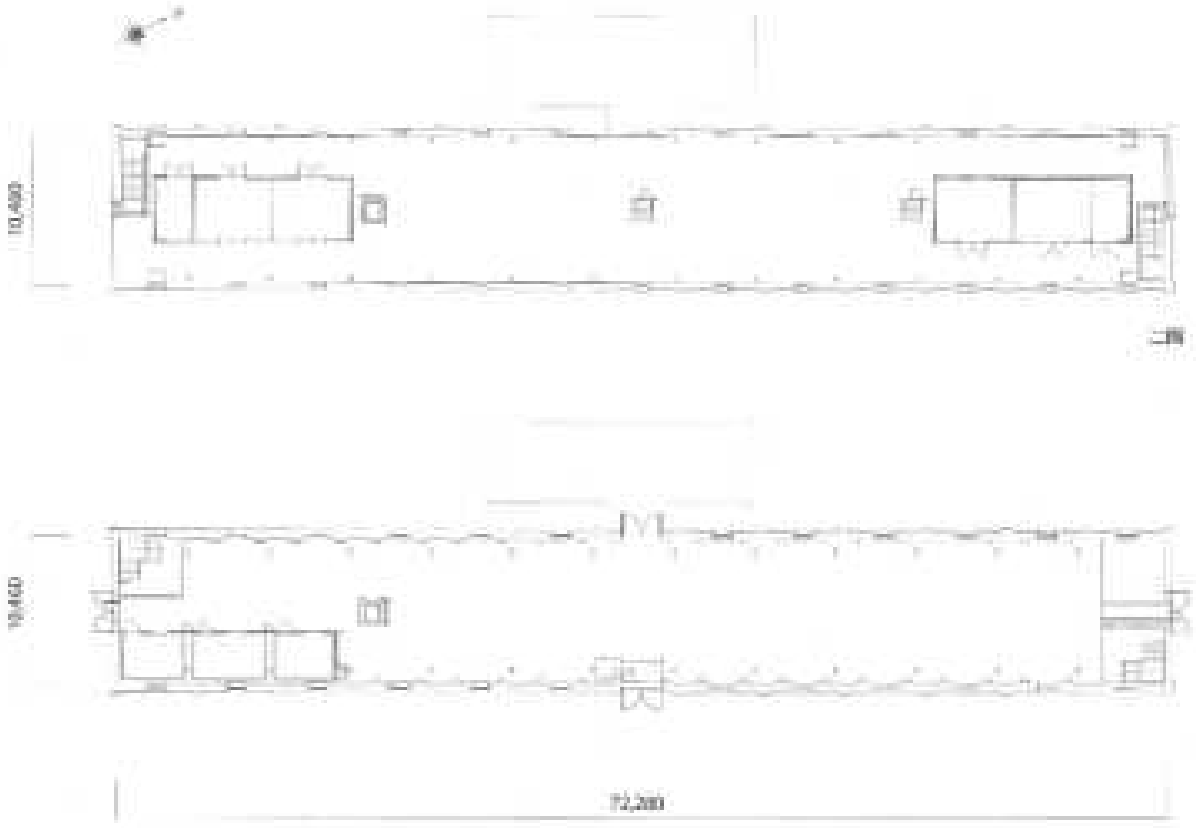


图 1.3.9 舞鶴海軍兵器廠雜器庫並預兵器庫（4号棟） 平面图



图 1.3.10 第三水雷庫（5号棟）（北東から撮影）

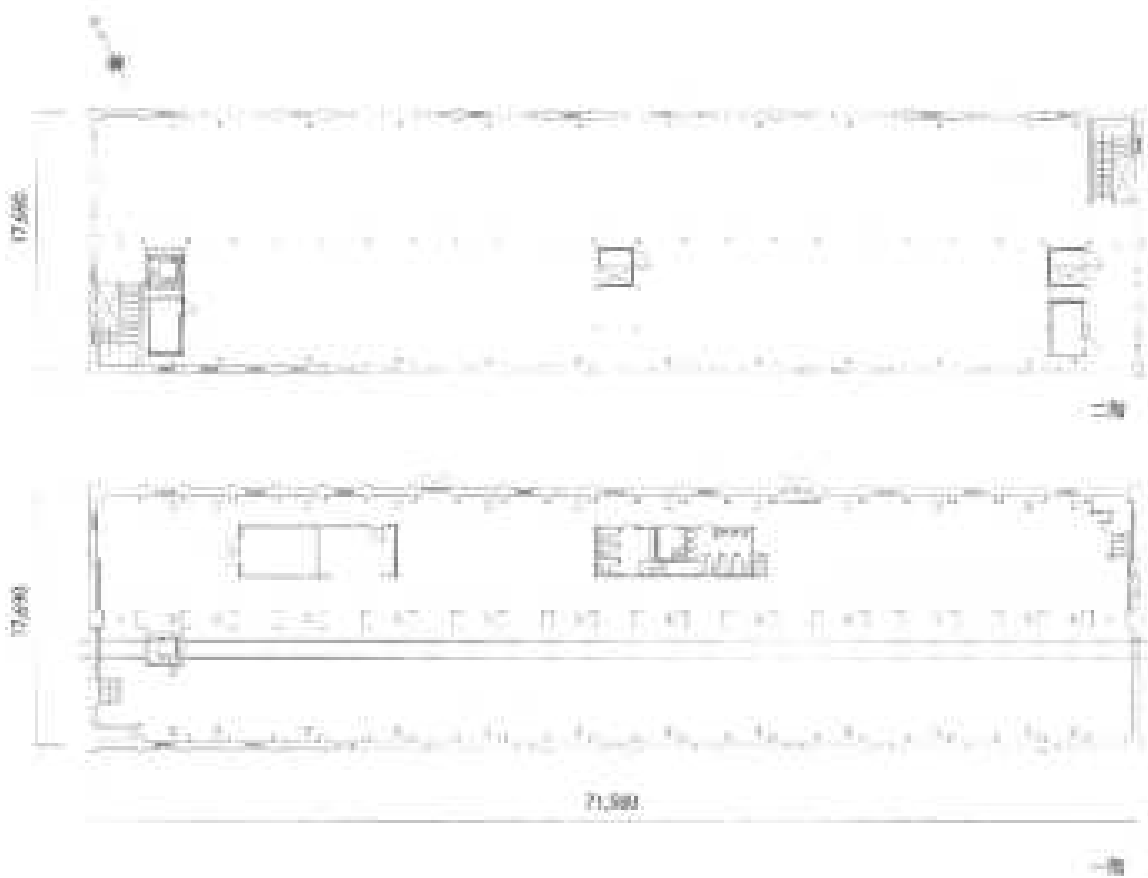


图 1.3.11 第三水雷庫（5号棟） 平面図



図 1.3.12 需品庫三棟のうち東側の棟（6号棟）（西から撮影）



図 1.3.13 需品庫三棟のうち中央の棟（7号棟）（南から撮影）



図 1.3.14 需品庫三棟のうち西側の棟（8号棟）（南から撮影）

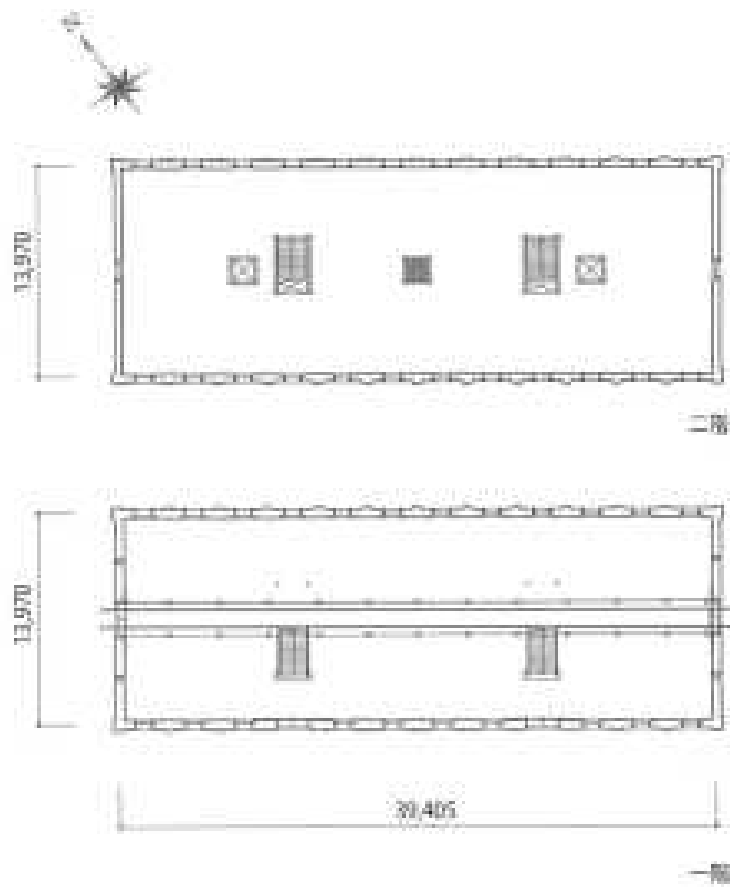


図 1.3.15 需品庫三棟（6号～8号棟） 平面図

(2) 文化財の概要

ア 立地環境

1) 周辺環境

舞鶴市は京都府北部に位置し、北は日本海（若狭湾）に面し、東は福井県高浜町、南は綾部市と福知山市、西は宮津市に接している。舞鶴市の面積は342.12km²で、京都府総面積の約7.4%を占め、市域は東西29.7km、南北24.9km、海岸線は119.9kmにおよぶ。

市域の大部分は山地や丘陵によって占められており、京都府最大の流域面積を有する由良川と中小河川から成る平野部が点在している。また、複雑に入り組んだリアス式海岸が広がる舞鶴湾は、湾口が狭く、波静かな天然の良港を形成している。

舞鶴市の市街地は大きく2つに分かれており、それぞれ地理的特徴を背景に、田辺藩の城下町・商港から発展した西地区と、海軍の鎮守府が置かれ、軍港として発展した東地区という、特異な発展をみせている。

2) 舞鶴赤れんがパークの敷地環境

本計画の対象となる重要文化財「舞鶴旧鎮守府倉庫施設」が立地する舞鶴赤れんがパークは、かつて鎮守府が置かれ、軍港の中心部であった東地区の海岸部に位置している。現在では赤れんがパーク西側に海上自衛隊舞鶴地方総監部等、海上自衛隊施設が集積し、旧海軍工廠を前身とする造船所が広がるほか、旧海軍の歴史遺産が今なお多数集積しているエリアである。

イ 歴史的背景・沿革

1) 鎮守府設置の経緯

明治政府は明治2年の海軍省の設置以降、喫緊の課題として近代海軍の整備に努めた。

とりわけ、清国との対立を背景に、艦艇の整備と併せて海軍組織の整備も進められ、明治19年（1886）には海軍条例が制定された。この条例で、日本沿岸を五海軍区に分け、各海軍区の軍港に鎮守府を置くことが定められた。すでに東海鎮守府を前身とする横須賀鎮守府が明治17年（1884）に設置されていたが、この五海軍区の設置と同時に第二海軍区は呉港に、第三海軍区は佐世保港に鎮守府設置が決定され、軍港建設が進められた。

かねてから軍港設置の有力候補地として、測量等が進められていた舞鶴港については、明治20年（1887）頃にかけて第四海軍区の鎮守府予定地として内定し、用地買収計画等が進められることとなった。その後、明治22年（1889）に舞鶴への鎮守府設置が正式決定されたが、その理由について当時の枢密院議長であった伊藤博文は、ロシアに対する戦略上の理由から日本海側に鎮守府と軍港が必要である旨を述べている。

しかし、清国との緊張関係の高まりもあり、呉及び佐世保鎮守府の工事が早急に

進められたのに対して、舞鶴鎮守府の工事はすぐに着手されなかった。舞鶴鎮守府の建設工事が着工されたのは、日清戦争の終結後のことである。

2) 臨時海軍建築部舞鶴支部による建築

明治 29 年 (1896)、海軍省に臨時海軍建築部が置かれると、舞鶴鎮守府の建設工事を進めるため、舞鶴に臨時海軍建築支部が設置された。翌年には舞鶴軍港の建設が起工されたものの、予算不足や設計変更、難工事等で工事は大幅な遅れをみせた。その上、請負業者が不足し、造成工事の大部分は臨時海軍建築部の直営工事で進められた。本計画の対象となっている需品庫敷地についても直営工事で造成されている。

明治 32 年 (1899)、土地の造成工事に一定の目途が立つと、これに並行して数百件に及ぶ鎮守府施設の建築工事が開始された。建築工事の多くは民間の請負で進められたが、建築資材の運搬事情や、作業人員確保の問題から工事の遅延が相次ぎ、鎮守府開庁後に竣工したのも少なくない。当初の造成工事の遅れもあり、鎮守府開庁に向けて建築工事は全体的に急ピッチで進められた。明治 34 年 (1901) 10 月の鎮守府開庁後、臨時海軍建築部舞鶴支部の業務は、舞鶴鎮守府経理部建築科に引き継がれた。

3) 各建物の建設

魚形水雷庫及び予備艦兵器庫、弾丸庫並小銃庫、雑器庫並預兵器庫の三棟は舞鶴海軍兵器廠の武器倉庫として、需品庫三棟は舞鶴海軍需品庫の需品倉庫として、明治 34 年 (1901) 2 月から 36 年 (1903) 7 月にかけて建設された。設計監督は、臨時海軍建築部舞鶴支部及び舞鶴鎮守府経理部建築科 (鎮守府開庁後) であり、各建物の担当技術者は、魚形水雷庫が海軍技師橋本平蔵と海軍技手武藤貞吉、兵器廠倉庫三棟が海軍技手武藤貞吉、需品庫倉庫三棟が海軍技手山添喜三郎である。このうち橋本平蔵と山添喜三郎は『日本近代建築人名総覧』に記述がある。橋本平蔵は明治元年 (1868) 生まれ、明治 29 年 (1896) に帝国大学工科大学造家学科を卒業、いくつかの場所で嘱託技師を務めたのち、明治 33 年 (1900) に海軍技師の職に就いた。のちに片山東熊とともに重要文化財仁風閣の設計に携わったことで知られる。山添喜三郎は慶応 2 年 (1866) 生まれ、横須賀造船所饗舎で学んだのち、主に軍の建築関連の部署で技師を務めた。なお、内務省や宮城県の技師として活躍し、重要文化財旧登米高等尋常小学校校舎や、重要文化財新町紡績所を設計した山添喜三郎とは、同名の別人である。

第三水雷庫は舞鶴海軍軍需部の武器倉庫として大正 7 年 (1918) 頃に建設された。

4) 各建物の用途の変遷

魚形水雷庫 (1 号棟) は、明治 36 年 (1903) 7 月の竣工時は兵器廠の所管であったが、同年 11 月には海軍工廠へ移管となった。当初は魚雷の保管庫に用いられたとみられるが、大正 12 年 (1923) に海軍軍需部へと管理が移ってから、名称が「装備庫」さらに「掃海庫」へ変更となっている。また、戦後は第二復員省舞鶴地方復員局や海上保安庁の管理を経て、昭和 36 年 (1961) 以降は、海上自衛隊の「水雷調整所」として使用され、さらにその後、昭和 45 年 (1970)、財務局に管理が移った。舞鶴市が取得

したのは平成3年(1991)のことで、改修工事の実施後、平成5年(1993)11月から「舞鶴赤れんが博物館」としての利用が始まっている。

予備艦兵器庫(2号棟)、弾丸庫並小銃庫(3号棟)、雑器庫並預兵器庫(4号棟)は明治35年(1902)の建築当初は兵器廠の所管であり、武器庫として使用されていたと見られる。その後、1号棟と同時期に軍需部に管理が移るが、名称こそ「第一砲銃庫」「第二砲銃庫」「第三砲銃庫」にそれぞれ改められたものの、武器庫という利用方法は、終戦まで変わりなかったようである。この3棟は戦後まもなく民間倉庫会社に貸し付けられ、倉庫として利用されるようになった。その後、2号棟は昭和32年(1957)に舞鶴市が取得し、第二庁舎として利用していたところ、平成5年(1993)から改修工事が進められ、平成6年(1994)10月より「舞鶴市政記念館」として利用されるようになった。また、3号棟は平成16年(2004)に舞鶴市が取得し、平成17年(2005)から改修工事が進められ、平成19年(2007)4月「まいづる智恵蔵」として利用されるようになった。また、4号棟は平成19年(2007)に舞鶴市が取得し、平成22年(2010)から改修工事が進められ、平成24年(2012)から「赤れんが工房」として利用されるようになった。

第三水雷庫(5号棟)は大正7年の竣工(1918)で、終戦まで水雷庫として使用されたのち、2号棟から4号棟と同様、戦後すぐに民間倉庫会社に貸し付けられ、倉庫として利用された。平成20年(2008)に舞鶴市が取得し、平成22年(2010)から改修工事が進められ、平成24年(2012)から「赤れんがイベントホール」として利用されるようになった。

需品庫は、建築当初は舞鶴鎮守府機関部海軍需品庫の所管であり、艦営品の保管に使用されたとみられる。その後、明治36年(1903)に海軍需品庫から海軍工廠需品庫へ、大正12年(1923)に海軍軍需部へと管理が移っている。名称は、遅くとも明治44年(1911)3月までに、「需品庫」から「需品倉庫」へ変更となり、大正13年(1924)ごろには、6号棟は「第二水雷庫」に、7号棟は「第一水雷庫」に、8号棟は「電機庫」に用途変更された。

さらに大正14年(1925)ごろには、各棟の一階を貫くように、中央通路に軍港引込線と接続した軌道が設置されたと見られるほか、第一・二水雷庫の荷揚口には電動荷揚機(昭和9年(1934)3月竣工)が設置されたことから、当初からの倉庫内の荷揚げや荷捌きの状況に変化が起きていることが分かる。

戦後、需品庫3棟は財務局の所管となった。終戦直後は第二復員省舞鶴地方復員局需品部や、復員省解体後は復員庁第二復員局補給部の管理となった時期もあったとみられるが、利用実態は不明である。同時期より、食糧倉庫等としての利用を目的に、民間倉庫会社(舞鶴倉庫)に対して国有財産一時利用許可が出されており(遅くとも昭和21年(1946)頃から)、終戦直後から民間倉庫会社による利用が始まった。

平成20年(2008)に重要文化財に指定され、あわせて、舞鶴市が管理団体となった。

また、平成 21 年（2009）には財務省から文部科学省に移管となった。

5) 文化財指定範囲の宅地（需品庫敷地及び外構）について

(ア) 敷地の造成

需品庫 3 棟が建つ敷地（重要文化財指定範囲）は、「舞鶴軍港第八号敷地」として直営工事によって造成が行われた。需品庫敷地の南側山裾部の開鑿が硬い岩盤によって難航したため、計画変更によって、道路（現国道）を北寄りに修正し、敷地を狭めて開鑿部分を縮小した経緯がある（海総第 2950 号：明治 33 年（1900）10 月 30 日付）。需品庫建築工事自体に影響はなかったものの、この時点でまだ周辺の造成工事が完了していなかったことがわかる。

(イ) 敷地内排水路の新設

需品庫竣工後、敷地内の水はけが悪く、建物と保管物品に支障が出ることを理由に、構内の排水路等の新設工事が計画され、明治 36 年（1903）2 月 28 日に予算流用が申請されている（舞鎮第七八一号）。これによると、需品庫各棟外周部に排水路を新設し、陶管によって需品庫東側山裾部に新設した排水路に接続し、さらに陶管で北側の海岸へ排水する計画になっている（参考資料④）。工期は明治 36 年（1903）6 月 1 日起工、9 月 30 日竣工である。なお、新設水路には衣糧庫と需品庫及び海岸護岸の工事に使用された花崗岩の残りを充てることが記されており、敷地内には花崗岩の石積みによる水路が現存している。

(ウ) 物品運搬路の新設

需品庫西側の出入口に接して、煉瓦と敷石による運搬路が現存している。これは需品庫竣工後に敷設されたもので、併せて運搬路と同時に、需品庫 3 棟の倉庫内通路（桁行方向中央部）及び、各需品庫間の通路も整備された（参考資料⑤）。工期は明治 36 年（1903）11 月 2 日起工、明治 37 年（1904）3 月 24 日竣工である。

(エ) 軍港引込線

明治 37 年（1904）の福知山・新舞鶴間の官設舞鶴線開通に併せて、軍港内への物資運搬のための軍港引込線も同時に開通した。当初、需品庫については先述の運搬路を使用して、物資を運搬していたが、後に引込線が倉庫内に引き込まれている。引込線は需品庫の南東に位置する第三水雷庫内（5号棟）を経て、第二水雷庫（6号棟）に至り、3棟内を貫いて海側へ向かっている。途中、第一水雷庫と第二水雷庫の間、電機庫（8号棟）と第一水雷庫の間には回転台を設け、分岐した軌道が西側の運搬路を横切っている（参考資料⑦）。

需品庫各倉庫内の一階中央通路と各倉庫間の軌道及び回転台、回転台から西側運搬路を横切る軌道が現存している。

なお、戦後直後、民間倉庫会社が引込線を使用していたが、廃止時期は不明である。

(オ) その他敷地内の施設

需品庫敷地（指定範囲内）において、需品庫 3 棟以外の施設について触れておく。

6号棟南隣に、需品庫竣工と同年に塗具庫（木造二階建）が建てられている。これは先述の物品運搬路に接続しており、運搬路の南側の起点となっている。建物は要港部時代の建物配置に無く、それまでに取り壊されたとみられる（参考資料⑦）。また、同図には電機庫（8号棟）と第一水雷庫（7号棟）の間の山裾に「第六便所」（昭和14年（1939）頃竣工）、第一水雷庫（7号棟）と第二水雷庫（6号棟）の間に「第五便所」（明治35年（1902）竣工）があり、終戦時まで使用されていたとみられるが現存していない。

昭和20年（1945）8月時点の建物配置では、電機庫と第一水雷庫の間に建物が記されており、基礎の一部が地表に確認できる。

ウ 建造物の改修の履歴

1) 各建物の来歴

各建物の来歴を以下の表にまとめる。

表 1.3.1 魚形水雷庫（1号棟）関連年表

年代		改修歴等
明治35年	1902年	10月起工
明治36年	1903年	7月竣工
		海軍工廠へ移管
明治37年	1904年	軍港引込線開通
明治44年	1911年	このころまでに「第二水雷庫」に名称を変更
大正12年	1923年	舞鶴海軍軍需部へ移管 「装備庫」に名称を変更。
		昭和20年までに「掃海庫」に名称を変更
昭和20年	1945年	終戦 財務局の所管になる
		第二復員省舞鶴地方復員局の開設に伴い、復員局需品部が管理
昭和21年	1946年	第二復員省廃止に伴い、復員庁第二復員局補給部が管理
昭和25年ごろ	1950年ごろ	海上保安庁第八管区へ移管。
昭和36年	1961年	海上自衛隊へ移管 「舞鶴水雷調整所」に名称を変更
昭和45年	1970年	財務局へ移管
平成3年	1991年	現1号棟の土地建物を舞鶴市が国から取得
		舞鶴市指定文化財に指定
平成4年	1992年	改修工事着工
平成5年	1993年	改修工事竣工 「舞鶴赤れんが博物館」として開館
平成16年	2004年	耐震補強及び改修工事
平成20年	2008年	重要文化財指定

平成 24 年	2012 年	舞鶴赤れんがパークグランドオープン
---------	--------	-------------------

表 1.3.2 予備艦兵器庫、弾丸庫並小銃庫、雑器庫並預兵器庫（2、3、4号棟）関連年表

年代		改修歴等
明治 34 年	1901 年	5 月起工
明治 35 年	1902 年	8 月竣工
明治 36 年	1903 年	海軍工廠へ移管
明治 37 年	1904 年	軍港引込線開通
明治 44 年	1911 年	このころまでに「予備艦兵器庫→第一砲銃要具庫」「弾丸庫並小銃庫→弾丸庫」「雑器庫並預兵器庫→第二砲銃要具庫」に名称を変更
大正 12 年	1923 年	舞鶴海軍軍需部へ移管 「第一砲銃要具庫→第一砲銃庫」「弾丸庫→第二砲銃庫」「第二砲銃要具庫→第三砲銃庫」に名称を変更
昭和 20 年	1945 年	終戦 財務局の所管になる 第二復員省舞鶴地方復員局の開設に伴い、復員局需品部が管理
昭和 21 年	1946 年	第二復員省廃止に伴い、復員庁第二復員局補給部が管理
戦後まもなく		民間倉庫会社（舞鶴倉庫株式会社）が建物を貸与され倉庫としての利用を開始
昭和 30 年ごろ	1955 年ごろ	舞鶴倉庫株式会社へ譲渡
昭和 32 年	1957 年	現 2 号棟を舞鶴市が取得 市役所第二庁舎として使用
平成 5 年	1993 年	2 号棟改修工事着工
平成 6 年	1994 年	2 号棟改修工事竣工 「舞鶴市政記念館」として開館
平成 14 年	2002 年	2 号棟を国登録有形文化財に登録
平成 16 年	2004 年	現 3 号棟の土地建物を舞鶴市が取得
平成 17 年	2005 年	3 号棟を舞鶴市指定文化財に指定 3 号棟改修工事着工
平成 19 年	2007 年	3 号棟改修工事竣工 「まいづる智恵蔵」として開館 現 4 号棟の土地建物を舞鶴市が取得
平成 20 年	2008 年	重要文化財指定
平成 22 年	2010 年	4 号棟改修工事着工
平成 23 年	2011 年	4 号棟改修工事竣工
平成 24 年	2012 年	舞鶴赤れんがパークグランドオープン 4 号棟は「赤れんが工房」として開館

表 1.3.3 第三水雷庫（5号棟）関連年表

年代		改修歴等
大正7年ごろ	1918年ごろ	竣工
昭和20年	1945年	終戦 財務局の所管になる
		第二復員省舞鶴地方復員局の開設に伴い、復員局需品部が管理
昭和21年	1946年	第二復員省廃止に伴い、復員庁第二復員局補給部が管理
戦後まもなく		民間倉庫会社「舞鶴倉庫株式会社」が建物を貸与され倉庫としての利用を開始
平成20年	2008年	土地、建物を舞鶴市が取得
		重要文化財指定
平成22年	2010年	5号棟改修工事着工
平成23年	2011年	5号棟改修工事竣工
平成24年	2012年	舞鶴赤れんがパークグランドオープン 5号棟は「赤れんがイベントホール」として開館

表 1.3.4 需品庫3棟（6、7、8号棟）関連年表

年代		改修歴等
明治34年	1901年	需品庫起工（2/15）
明治35年	1902年	需品庫竣工（6/9）
明治36年	1903年	需品庫構内排水路新設工事（6/1～9/30）
		需品庫構内物品運搬通路新設工事（11/2～翌3/24）
		海軍工廠需品庫へ移管
大正12年	1923年	舞鶴海軍軍需部へ移管
大正13年	1924年	南側の建物（6号棟）は「第二水雷庫」に、中央の建物（7号棟）は「第一水雷庫」に、北側の建物（8号棟）は「電機庫」に用途変更
大正14年	1925年	「需品倉庫3棟模様替工事」、軌道用敷地開発工事。これにより、敷地内及び建物内に軌道が敷設されたか。
昭和9年	1934年	電動荷揚機設置（第一、第二水雷庫）
昭和20年	1945年	終戦 財務局の所管になる
		第二復員省舞鶴地方復員局の開設に伴い、復員局需品部が管理
昭和21年	1946年	第二復員省廃止に伴い、復員庁第二復員局補給部が管理
昭和21年頃	1946年頃	民間倉庫会社利用開始

昭和 28 年	1953 年	台風 13 号によって東側斜面土砂崩れ 第二水雷庫に被害か
平成 18 年	2006 年	需品庫（第一水雷庫）の現状調査を実施（損傷等の調査）
平成 20 年	2008 年	重要文化財指定 管理団体に舞鶴市が指定される
平成 21 年	2009 年	財務省から文部科学省に所管換
平成 21～22 年	2009 年～ 2010 年	公園整備に合わせて需品庫敷地内の整備を実施 （需品庫外周水路改修、公園通路舗装、植栽等） ※工事の際に軍港引込線の枕木出土
平成 23 年	2011 年	需品庫 3 棟屋根修繕（一部修繕）
平成 24 年	2012 年	舞鶴赤れんがパークランドオープン
平成 31 年	2019 年	「舞鶴旧鎮守府倉庫施設保存活用計画」策定（需品庫 3 棟分）

表 1.3.5 関連年表

年代		できごと
明治 20 年	1887 年	舞鶴港に第四海軍区鎮守府の設置が内定する
明治 22 年	1889 年	舞鶴への鎮守府設置が正式決定する
明治 27 年	1894 年	日清戦争はじまる
明治 29 年	1896 年	臨時海軍建築部が発足し、舞鶴に同支部が設置される
明治 30 年	1897 年	舞鶴軍港建設工事起工
		舞鶴要塞砲兵大隊業務開始 各砲台築造着手
明治 32 年	1899 年	葦谷砲台、浦入砲台竣工
明治 33 年	1900 年	槇山砲台、金岬砲台、匂崎演習砲台、上安久弾丸本庫竣工
		桂貯水池完成（重文 舞鶴旧鎮守府水道施設一構）
明治 34 年	1901 年	舞鶴鎮守府開庁
		海軍工廠の前身である兵器廠、造船廠発足
		舞鶴海軍衣糧庫被服庫 2 棟竣工（現・海上自衛隊倉庫）
		建部山堡壘砲台、博奕岬電燈竣工
		旧北吸浄水場第一・第二配水池竣工（重文 舞鶴旧鎮守府水道施設一構）軍港へ給水開始
明治 35 年	1902 年	吉坂堡壘砲台・附属砲台、白杉弾丸本庫竣工
		新市街工事完成、新市街命名
明治 36 年	1903 年	舞鶴海軍工廠発足
明治 37 年	1904 年	日露戦争はじまる
		官設鉄道舞鶴線（福知山－新舞鶴間）開通。 新舞鶴－余部間（軍港引込線）、舞鶴－海舞鶴間も同時開通。

大正 3 年	1914 年	第一次世界大戦はじまる
大正 7 年	1918 年	第一次世界大戦おわる
大正 8 年	1919 年	舞鶴海軍軍需部第一需品庫竣工（現・海上自衛隊倉庫）
大正 10 年	1921 年	舞鶴海軍軍需部第三被服庫竣工（現・海上自衛隊倉庫） 岸谷貯水池完成（重文 舞鶴旧鎮守府水道施設一構）
大正 12 年	1923 年	ワシントン軍縮条約により舞鶴鎮守府は要港部に、海軍工廠は工作部に格下げ
大正 14 年	1925 年	海軍機関学校が江田島から移転
昭和 4 年	1929 年	海軍火薬廠爆薬部、長浜に移転開始
昭和 12 年	1937 年	日中戦争はじまる
昭和 13 年	1938 年	舞鶴重砲兵大隊、舞鶴重砲兵連隊に昇格 舞鶴要港部工作部、海軍工廠に昇格
昭和 14 年	1939 年	第二次世界大戦はじまる 舞鶴鎮守府復活
昭和 16 年	1941 年	海軍火薬廠爆薬部、第三海軍火薬廠と改称 朝来地区に移転開始
昭和 18 年	1943 年	舞鶴市・東舞鶴市合併し、舞鶴市制を施行 海軍工廠、倉谷に第二造兵部を設置 舞鶴倉谷側線、朝来側線竣工 海軍機関学校、海軍兵学校分校となる
昭和 20 年	1945 年	終戦 舞鶴港が引揚港に指定され、引揚第一船が入港
昭和 25 年	1950 年	「旧軍港市転換法」が成立 旧軍用財産の転活用が始まる
昭和 27 年	1952 年	警備隊舞鶴地方隊編成
昭和 28 年	1953 年	台風 13 号で大惨禍
昭和 29 年	1954 年	警備隊舞鶴地方隊、海上自衛隊舞鶴地方隊と改称
昭和 47 年	1972 年	国鉄中舞鶴線（旧軍港引込線）廃止
平成元年	1989 年	市職員自主研究グループが市所有赤れんが倉庫のライトアップを実施
平成 2 年	1990 年	第 4 次市総合計画に旧海軍施設等の活用をうたう 第 1 回赤煉瓦シンポジウム in まいづる開催
平成 3 年	1991 年	市制 50 周年記念実行委員会が赤れんが倉庫群の活用について基本計画を承認 旧海軍兵器廠魚形水雷庫（現 1 号棟）を舞鶴市指定文化財に指定

平成 3 年	1991 年	「赤煉瓦倶楽部・舞鶴」が発足 市民活動が始まる
		「赤煉瓦サマー・ジャズ・イン舞鶴'91」開催（以降平成 20 年まで毎年開催）
平成 5 年	1993 年	「赤れんがフェスタ」開催（以降毎年開催）
平成 8 年	1996 年	（財）日本ナショナルトラストによる「舞鶴赤煉瓦建物群調査」実施
平成 13 年	2001 年	第 5 次市総合計画に赤れんが建造物等の保全と活用をうたう
		『舞鶴の近代化遺産』刊行
		全国近代化遺産活用連絡協議会に舞鶴市が加入
平成 15 年	2003 年	「赤れんが倉庫保存活用研究会」（会長：宗本順三京大教授）を設置 現 3 号棟の改修について検討し、「舞鶴の智恵を活かす蔵」の報告書をまとめる（翌年）
平成 18 年	2006 年	現 3 号棟「まいづる智恵蔵」の指定管理者に NPO 法人赤煉瓦倶楽部舞鶴を選定
平成 19 年	2007 年	赤れんが倉庫群・旧海軍工廠の造船工場、神崎ホフマン窯などが経済産業省から「近代化産業遺産」に認定される
		舞鶴市が全国近代化遺産活用連絡協議会の会長市となる
		「舞鶴市赤れんが倉庫群保存・活用検討委員会」（委員長：北沢猛 東大教授）を設置 「舞鶴アート・スクール構想～赤れんがと海を楽しむ空間の再生・創造」が提言される（翌年）
平成 20 年	2008 年	「舞鶴鎮守府倉庫施設」重要文化財指定
		「赤れんがアートスクール活用・デザイン検討委員会」（委員長：北沢猛 東大教授）を設置 「赤れんが倉庫群の活用とデザインに関する提言」が出される
平成 21 年	2009 年	「重文舞鶴旧鎮守府倉庫施設保存活用検討委員会」（委員長：日向 進 京都工芸繊維大学教授）を設置 現 4 号・5 号棟の保存活用を検討
平成 24 年	2012 年	舞鶴赤れんがパークランドオープン（1 号～5 号棟）
		赤れんがパークの指定管理者に舞鶴観光協会を選定
平成 28 年	2016 年	「赤れんが周辺等まちづくり基本構想」を策定（27 年度）
		日本遺産「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」認定（構成文化財：「舞鶴鎮守府倉庫施設」）
平成 29 年	2017 年	「赤れんが周辺等まちづくり基本計画」を策定（平成 28 年度事業）

平成 29 年	2017 年	「舞鶴の海軍施設と都市計画」が「日本の 20 世紀遺産 20 選」に選定（日本イコモス国内委員会）
平成 30 年	2018 年	「舞鶴市歴史文化基本構想」策定
		「赤れんが周辺等まちづくり基本実施計画」を策定（29 年度）
		「舞鶴旧鎮守府倉庫施設保存活用計画策定懇話会」設置。需品庫 3 棟分の保存活用計画を検討
平成 31 年	2019 年	「舞鶴旧鎮守府倉庫施設保存活用計画」策定（需品庫 3 棟分）

2) 改修の履歴

1 号～5 号棟は、それぞれ平成に入ってから、大規模な改修工事を受けているが、竣工から平成に至るまでの改修履歴は、特に 1 号～3 号棟は文化財に指定される前に改修工事が実施されたという経緯もあり、記録が少なく不明な点が多い。わかっている範囲で、以下、表にまとめる。なお、5 号棟は、改修工事以前は特段の大きな改修はなかったとみられる。平成の改修工事の内容は第二章で詳しく述べる。

表 1.3.6 1 号棟における、平成の改修工事以前に実施された改修

改修内容	およその時期	備考
通路に軌道を敷設	戦前	大正期（第三水雷庫（5 号棟）竣工前後か）
階床土間コンクリートの嵩上げ	不明	軍港引込線廃線後か
屋根をスレート葺から波型トタン板葺に変更	不明	
一階窓の鉄製ガラス戸を木製ガラス戸に変更	不明	

表 1.3.7 2号～4号棟における、平成の改修工事以前に実施された改修

改修内容	およその時期	備考
各棟一階部分床組撤去	不明	戦後の民間倉庫会社利用時の改修か
各棟通路に軌道を敷設	戦前	大正期(第三水雷庫(5号棟)竣工前後か)
屋根を棧瓦葺からスレート葺に変更	昭和50年代か	舞鶴倉庫時代の改修
2号棟1階窓のうち正面北側、背面北側の2箇所を出入口に変更	戦後	市役所庁舎時代の改修か
3号棟2階窓のうち背面の1か所を荷揚げ口に変更	戦後	舞鶴倉庫時代の改修か
4号棟2階窓のうち背面の1か所を荷揚げ口に変更	戦後	舞鶴倉庫時代の改修か

表 1.3.2 6号～8号棟(需品庫)における過去の改修

改修内容	およその時期	備考
各棟一階部分床板撤去	戦後	戦後の民間倉庫会社利用時の改修か
各棟通路に軌道を敷設	戦前	大正14年ごろ敷設か
一部軒部分をトタン葺に改修	戦後	
各窓の嵌め殺し、目張り	戦後	新聞紙等による目張りは、貯蔵物の燻蒸のため 現状は一階、二階ともに嵌め殺しされているが昭和28年の写真には一階部分のみ嵌め殺しされている

※本節は以下の文献・資料を参考に作成した

『舞鶴市史 通史編(中)』舞鶴市史編さん委員会、1978

『舞鶴市史 年表編』舞鶴市史編さん委員会、1994

『舞鶴赤れんがりレポート』第2号 舞鶴市立赤れんがり博物館、1995

『舞鶴赤れんがりレポート』第3号 舞鶴市立赤れんがり博物館、1996

『舞鶴赤煉瓦建造物群調査』財団法人日本ナショナルトラスト、1997

『舞鶴の近代化遺産』舞鶴市、2001

『赤れんがり倉庫(北吸地区)整備調査報告書』松ヶ崎古建築研究調査会、2006

明治卅五年度海軍拡張費建築費工事竣工報告書等、工事関係資料

国有財産関係諸願申請書類等、株式会社舞鶴倉庫保管資料

(3) 文化財の価値

文化庁文化財部監修『月刊文化財』平成20年7月号「新指定の文化財」より、当該部分を引用する。

(引用文献2) 『月刊文化財』(文化庁文化財部監修、2008年7月)「新指定の文化財」より抜粋

舞鶴旧鎮守府倉庫施設 七棟

舞鶴海軍兵器廠魚形水雷庫、舞鶴海軍兵器廠予備艦兵器庫、舞鶴海軍兵器廠弾丸庫並小銃庫、舞鶴海軍兵器廠雑器庫並預兵器庫、舞鶴海軍需品庫需品庫(三棟)、土地

京都府舞鶴市字浜、同字北吸
国(財務省)、舞鶴市、舞鶴倉庫株式会社

舞鶴旧鎮守府倉庫施設は、かつての海軍舞鶴鎮守府の軍需部本部地区であり、現在は舞鶴市役所が所在する北吸地区に位置する。明治三十四年(一九〇一)の舞鶴鎮守府開庁時の軍需関係組織は、経理部衣糧科、舞鶴海軍兵器廠、舞鶴海軍需品庫からなり、魚形水雷庫及び予備艦兵器庫、弾丸庫並小銃庫、雑器庫並預兵器庫の三棟は舞鶴海軍兵器廠の武器倉庫として、需品庫三棟は舞鶴海軍需品庫の需品倉庫として、明治三十四年二月から同三十六年七月にかけて建設された(防衛庁防衛研究所図書館所蔵の各年の『舞鶴鎮守府工事竣工報告』による)。設計監督は、臨時海軍建築部支部および舞鶴鎮守府経理部建築科で、各倉庫の担当技術者は、魚形水雷庫が海軍技師橋本平蔵と海軍技手武藤貞吉、兵器廠倉庫三棟が海軍技手武藤貞吉、需品庫倉庫三棟が海軍技手山添喜三郎である。

旧舞鶴海軍兵器廠魚形水雷庫は、桁行三七・八メートル、梁間一一・二メートル規模、切妻造鉄板葺の鉄骨煉瓦造二階建で、明治三十五年七月起工、同三十六年七月竣工になる。構造は、アングル材とプレート材による組立柱とチャンネル材の間柱との間に煉瓦一枚厚のフランス積煉瓦壁を充填した鉄骨煉瓦造で、階下梁行方向中央に木柱を立て木造床を組み、小屋組はアングル材により鉄骨ハウトラスを架ける。もとは、平側中央に出入口を開け、両妻側端部に階段を配した平面とするが、現在は改修されて赤れんが博物館として活用が図られている。

旧舞鶴海軍兵器廠予備艦兵器庫、弾丸庫並小銃庫、雑器庫並預兵器庫の三棟の武器倉庫は、文庫山の東側に並列して建つ。同規模同構造で、桁行七二・三メートル、梁間一〇・五メートル規模、切妻造棧瓦葺の煉瓦造二階建とし、明治三十四年五月起工、同三十五年八月竣工になる。構造は、階下煉瓦二枚半厚、階上煉瓦二枚厚のイギリス積煉瓦造で、階下内壁に走行クレーンのレールを受けるための煉瓦造柱形を出す。内部に柱を立てずに大梁と根太により床組をつくり、小屋組はプラット型の木造キング

ポストトラスとする。平側東西両面および南北両妻面に出入口を設け、両妻側端部に階段を配し、かつては軍港引込線の線路が南北に通り抜けていた。現在は、予備艦兵器庫が舞鶴市政記念館として、弾丸庫並小銃庫がまいづる智恵蔵として活用が図られている。また、これら三棟の武器倉庫の南側に煉瓦造二階建の軍需部第三水雷庫が増設（大正八年〈一九一九〉竣工）されており、これを附指定とする。

旧舞鶴海軍需品庫の三棟の需品倉庫は、文庫山の南側山際に直列して建つ。三棟とも同規模同構造で、桁行三九・四メートル、梁間一四・〇メートル規模、切妻造棧瓦葺の煉瓦造二階建とし、明治三十四年二月起工、同三十五年六月竣工になる。構造は、階下煉瓦二枚半厚、階上煉瓦二枚厚のイギリス積煉瓦造で、階下は引込線路の両側に木柱を並べ、木柱上に桁材を載せて床組大梁を受ける。小屋組はプラット型の木造キングポストトラスとする。平側南面に二か所の出入口、東西両妻面に貨車出入口を開け、南面出入口に対応し梁行方向に線路を跨ぐ直行階段を二か所配するほか、線路の上方三か所に物揚口を設ける。

舞鶴旧鎮守府倉庫施設は、海軍舞鶴鎮守府開庁時に整備された倉庫施設であり、海軍鎮守府の施設構成を理解するうえで重要であり、設計図書等が完存していることも貴重である。また、舞鶴海軍兵器廠魚形水雷庫は、現存最古級の鉄骨造建築であり、建築技術史上の価値が高い。舞鶴海軍需品庫の需品庫三棟の敷地とともに保存を図る。

【参考文献】

『旧舞鶴海軍兵器廠魚形水雷庫保存学術調査報告書』財団法人建築研究協会、一九九二年

『京都府近代化遺産（建造物等）総合調査報告書』京都府教育委員会、二〇〇〇年

中島久男『明治期における海軍省営繕事業の歴史的研究』二〇〇五年

『舞鶴市指定文化財 旧舞鶴鎮守府兵器廠弾丸庫並小銃庫（まいづる智恵蔵）修理工事報告書』舞鶴市教育委員会、二〇〇七年

1-4 文化財保護の経緯

終戦後、市役所周辺に残存する赤れんが倉庫群は海軍省から財務省へ移管された後、予備艦兵器庫は舞鶴市、弾丸庫並小銃庫・雑器庫並預兵器庫・第三水雷庫の三棟は舞鶴倉庫(株)、魚形水雷庫・需品庫需品庫3棟は財務局が管理運用してきた。

現在、これらの赤れんが倉庫群は、重要文化財として指定されるとともに京都府北部における観光拠点施設「赤れんがパーク」として多くの観光客を迎え入れている。この赤れんが倉庫群の現在までの保護・活用の歩みは、平成元年(1989)に舞鶴市まちづくり調査研究会「都市の個性化分科会」が行った横浜市への視察から始まる。横浜市職員から赤煉瓦建造物が市と市民の保存運動により保存と活用が進められている事例を聞き、舞鶴市でも身近に残る赤れんが建造物を貴重な文化遺産として活用することとなった。取り組みの始まりとして実験的に市役所に隣接する市所有の赤れんが倉庫のライトアップを実施した。翌年には「まいづる建築探偵団」を発足し、市内全域に残る赤煉瓦建築物を把握するための調査を行い、神崎地区に残る赤れんが窯が全国で5基(現在は4基)しか残存ないホフマン式輪窯であることを発見した。また、横浜市を始めとする全国の赤れんが建造物保存・活用団体とのネットワークを構築し「第1回赤煉瓦シンポジウム舞鶴」を開催した。このシンポジウムには市民及び全国から約180人もの参加があり成功を収めた。これが舞鶴の近代化遺産が歴史文化遺産として認知され、その後の市民を巻き込んで活動を行う起点となった。

平成3年(1991)には、舞鶴の近代化遺産の保護・活用を牽引した市民団体「赤煉瓦倶楽部・舞鶴」が発足し、平成22年度まで続く赤れんが倉庫群を会場とした「赤煉瓦サマー・ジャズ・イン舞鶴」が毎年開催されるようになる。これによって京阪神では舞鶴の赤れんが倉庫＝サマージャズのイメージが定着した。また、全国でも赤煉瓦建築物の保存・活用を行う機運が高まり、各地の団体が交流を行う「赤煉瓦ネットワーク」が発足した。文化庁でもこの頃、明治時代以降の近代化を支えた建築物や土木遺産等の全国的な近代化遺産の調査を開始し、藤倉水源地水道施設、碓氷峠鉄道施設が近代化遺産として初の国指定重要文化財となるなど、これ以降、近代化遺産の保護が進められるようになった。

平成5年(1993)には、国内でも最も古い部類になる鉄骨れんが造の倉庫である魚形水雷庫を改修し、壁や鉄骨を現状保存したまま、「れんが」をテーマとした展示施設である舞鶴市立赤れんが博物館としてオープンさせた。平成6年は市政50周年記念事業として、市所有の予備艦兵器庫を「舞鶴市政記念館」として整備した。煉瓦壁は補強を行い、2階の床を取り外した多目的ホールは煉瓦壁をそのまま利用し、展示・飲食もできる整備を行った。整備では赤煉瓦間の目地の劣化を補強するため煉瓦同士を斜めに打込んだステンレスピンで固定するピンニング工法により施工され、これ以降の舞鶴における赤れんが倉庫の壁面補強にはこの工法が採用されている。平成19年には弾丸庫並小銃庫がまいづる智恵蔵として整備され、市政記念館と共に赤煉瓦倶楽部・舞鶴が指定管理者に選定され運営を

行った。同年に経済産業省が近代化産業遺産群「建造物の近代化に貢献した赤煉瓦生産などの歩みを物語る近代化産業遺産群」として赤れんが倉庫群、神崎ホフマン窯を認定した。

平成 20 年には市役所周辺部に現存する赤れんが倉庫 8 棟（内 1 棟附）が「舞鶴旧鎮守府倉庫施設」として国の重要文化財に指定された。重要文化財指定に伴い財務局所管であった 6 号～8 号棟の 3 棟は文部科学省に移管され、舞鶴市が管理団体として指定された。これらの赤れんが倉庫群の活用のため「芸術文化の拠点を作る」、「子どもの想像を育む」、「近代化の歩みを伝える」、「豊かな食文化を楽しむ」を柱とした舞鶴赤れんがアートスクール構想が策定され「種は船プロジェクト」等のアートイベントが取り組まれた。

平成 24 年には舞鶴倉庫（株）から譲与された雑器庫並預兵器庫・第三水雷庫がそれぞれ赤れんが工房（4 号棟）、赤れんがイベントホール（5 号棟）として、また周辺の歩道等が整備され「舞鶴赤れんがパーク」としてグランドオープンし、（一社）舞鶴観光協会が指定管理者に選定され運営を行った。平成 25 年～27 年には赤れんがパークのさらなる観光誘客の拡大、CI ロゴによるイメージ戦略、観光拠点機能の強化を行うため、ブランディング事業が実施された。平成 26 年度には舞鶴・若狭自動車道が全線開通し、平成 27 年には京都縦貫道が京都まで繋がったことにより、高速道路ネットワークが完成し、京阪神・北陸圏・中京圏方面からの来場者数も飛躍的に増加した。

平成 28 年度には旧海軍の鎮守府が置かれた横須賀・呉・佐世保・舞鶴の 4 市による「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ー日本近代化の躍動を体感できるまちー」のストーリーが日本遺産に認定された。平成 29 年度には日本イコモス国内委員会の「日本の 20 世紀遺産 20 選」に赤れんが倉庫群や東市街地の都市計画等が「舞鶴の海軍施設と都市計画」に選定された。

平成 27 年度からは、赤れんがパークのさらなる観光拠点化、にぎわい創出を目指して、「赤れんが周辺等まちづくり事業」に取り組んでおり、平成 29 年度に実施計画を策定した。

このように、鎮守府倉庫施設の保存・活用の機運は市民レベルの活動から発展し、順次改修を進めるとともに、重要文化財指定を契機としてパークの整備が行われ、本市を代表する観光拠点として認知されるに至っている。



図 1.4.1 赤れんがパーク

1-5 保護の現状と課題

舞鶴赤れんがパークは東西約 500mのエリアに舞鶴旧鎮守府倉庫施設である重要文化財の 7 棟と附 1 棟の計 8 棟の赤れんが倉庫が群立する。パーク東側には 1 号棟の赤れんが博物館が立地する。パーク中心部には市所有の 2 号～5 号棟が並び、パーク西側には文部科学省所管の 6 号～8 号棟の需品庫 3 棟がある。平成 4 年（1992）の 1 号棟の改修工事着工を皮切りに、平成 23 年（2011）の 4 号・5 号棟改修竣工まで順次各棟の改修を実施し、このエリアを都市公園「舞鶴赤れんがパーク」として整備し、平成 24 年（2012）から公開している。

1 号棟は赤れんが博物館、2 号～5 号棟はそれぞれイベント会場等の貸館や展示、物販、飲食等で活用され、多くの来場者が訪れる観光スポットとなっている。

一方、パーク西側の文部科学省所管の需品庫 3 棟は未整備のため外観のみ公開しており、内部の一般公開は行っていない。敷地も含めて良好に戦前の景観が残されており、映画やドラマ等のロケ地として度々利用されている。需品庫 3 棟の敷地は、駐車場からパーク中心部へ向かう動線になっており、土日やイベント時には多くの来場者が通行している。

1 号～5 号棟は一定の耐震対策や改修が終了しており、直ちに保存に影響が及ぶ大きな課題は無い。しかしながら、建具の不具合、塗装の劣化、れんが表面の軽微な剥離、れんが目地の劣化、窓ガラスの割れなど、小規模な破損は生じており、建物を管理していく上で、適切な修繕を行っていくことが課題と言える。また、未整備の 6 号～8 号棟は、雨漏りによる劣化や煉瓦壁の破損が進んでおり、早期に大規模修繕が必要な状況である。また、一般公開のためには耐震対策もあわせて実施する必要がある。

1-6 計画の概要

(1) 計画区域

本計画では対象建物が広い範囲に点在しているため、計画区域を独立した3つのゾーンに分割し、1号棟周辺の範囲を計画区域A(図1.6.2)、2号~5号棟周辺の範囲を計画区域B(図1.6.3)、6号~8号棟周辺の範囲を計画区域C(図1.6.4)とする。なお、計画区域Aは「舞鶴市赤れんが周辺等まちづくり実施計画」において「赤れんが博物館前広場」と定めた範囲に対応し、計画区域Bは都市公園「舞鶴赤れんがパーク」の範囲に対応し、計画区域Cは重要文化財に指定された宅地範囲に対応する。



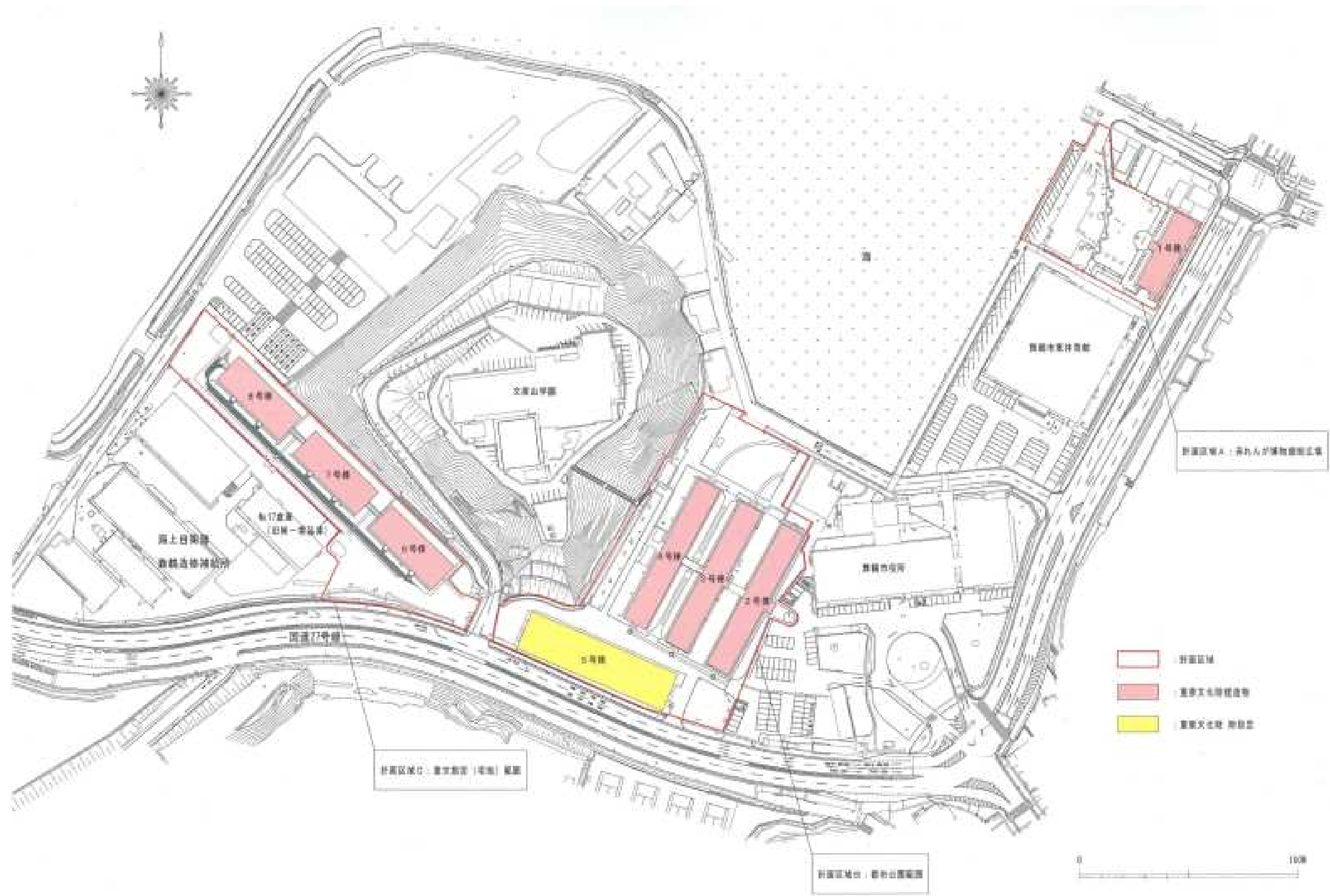
図1.6.2 現状計画区域A全景



図1.6.3 現状計画区域B全景



図 1.6.4 現状計画区域 C 全景



(2) 計画の目的と基本方針

舞鶴市では、市のブランドイメージである「赤れんが」「海・港」を活かした魅力のブラッシュアップに取り組んできた。赤れんがパークの来場者数は、オープン当初の平成24年が11万7千人であるのに対して、令和元年は74万人9千人と7年で約6.4倍まで増加した。

さらに、平成26年度以降の政策目標である「交流人口300万人、経済人口10万人都市・舞鶴」を実現するために、赤れんがパークを観光戦略拠点として更なる賑わいの創出と交流人口の拡大を目指すこととしている。すでに「赤れんが周辺等まちづくり事業」として関連事業に着手しており、赤れんがパーク周辺の環境整備等に加えて、防衛施設用地や文庫山学園、民有地等を含めたエリアを対象とした民間活力による魅力ある再整備、未活用の需品庫3棟の保存と活用等を進めることとしている。

平成28年(2016)に整備の基本構想、平成29年(2017)には赤れんが周辺等まちづくり基本計画、そして平成30年(2018)3月に「舞鶴市赤れんが周辺等まちづくり実施計画」を策定し、関係機関と調整を図りながら整備を進めている。

この保存活用計画は、本市が進めている「赤れんが周辺等まちづくり事業」について、保存と活用を両輪で進めていくための基本指針となるものである。また、今後、この文化財に関わる多くの関係者の中で認識を共有し、文化財を将来にわたって適切に保存・維持していただくためのマニュアルとして保存活用計画が活用されるよう、計画策定を行うものである。

第2章 保存管理計画

2-1 保存管理の現状

(1) 保存状況

ア はじめに

計画対象となる8棟のうち、1号～5号棟は、平成の時期に修理工事が実施され、現在、実際に活用されている建物であり、直ちに修理を必要とするような大きな破損は見受けられない。しかしながら、過去の修理工事における改造により、当初材が撤去されたり、形式が大きく変更されたりした部分が各棟に存在しているため、本項で棟ごとに整理する。ただし、2号～4号棟は同じ仕様で建設された建物であり、当初はほぼ同じ形式であったと見られるので、項をまとめて記述する。

一方、6号～8号棟（需品庫3棟）は、過去に大規模な修理工事が実施されていないため、改造は部分的なものにとどまるが、著しく破損している箇所が見受けられるので、それらの状況を中心に述べる。この3棟も、同じ仕様で建設された建物であるので、ここでは原則として3棟を一括して記述することとし、破損や改修の現在の状態において、建物ごとに相違が生じている内容を詳述する必要がある時は、その都度補足していくこととする。

イ 主な参考資料

本項では以下の資料を主に参照する。

まず、5号棟を除く建物の当初の状態を示す資料として、以下のものがある。

1号棟 : 「明治36年度海軍拡張費建築費工事竣工報告書」（以下「1号棟竣工報告書」）

2、3、4号棟 : 「豫備艦兵器庫、弾丸庫并小銃庫、雑器庫并預兵器庫三棟仕様書」

（以下「兵器廠三棟仕様書」）

6、7、8号棟 : 「舞鶴鎮守府需品庫三棟新築仕様書」（以下「需品庫三棟仕様書」）

また、1号～5号棟の既往の建造物調査報告書、修理工事報告書に、以下のものがある。

1号棟 : 『(舞鶴海軍軍需部煉瓦造倉庫群第1棟) 旧舞鶴海軍兵器廠魚形水雷庫保存学術調査報告書』1992 財団法人建築研究協会

2号棟 : 『舞鶴市北吸地区煉瓦造倉庫第2棟の予備調査報告書』1991 財団法人建築研究協会

3号棟 : 財団法人建築研究協会編『舞鶴市指定文化財旧舞鶴鎮守府兵器廠弾丸庫並小銃庫（まいつる智恵蔵）修理工事報告書』2007 舞鶴市教育委員会

4号棟、5号棟 : 株式会社文化財保存計画協会編『重要文化財 舞鶴旧鎮守府倉庫施設舞鶴海軍兵器廠 雑器庫並預兵器庫 附・第三水雷庫』2012 舞鶴市教育委員会

その他、改修工事の設計図書、竣工図書を参考とする。



图 2.1.1 1号棟西面（正面） 全景



图 2.1.2 1号棟南面・東面 全景



图 2.1.3 2号棟南東面 全景



图 2.1.4 2号棟北西面 全景



图 2.1.5 3号棟南東面 全景



图 2.1.6 3号棟北西面 全景



图 2.1.7 4号棟南東面 全景



图 2.1.8 4号棟北西面 全景



图 2.1.9 5号棟南東面 全景



图 2.1.10 5号棟北西面 全景



图 2.1.11 6号棟南東面 全景



图 2.1.12 6号棟南面 全景



图 2.1.13 7号棟南東面 全景



图 2.1.14 7号棟南西面 全景



图 2.1.15 8号棟南西面 全景



图 2.1.16 8号棟南西面 全景

1号棟

ウ 1号棟 赤れんが博物館（指定名称：舞鶴海軍兵器廠魚形水雷庫）

【基礎】

〔保存の状況・改修の内容〕

現状、基礎はすべて見え隠れとなっているため、目視で確認することはできないが、平成3年度に、鉄骨柱周辺の試掘調査が実施されている（図2.1.17）。

それによれば、鉄骨柱のうち「主柱」と「妻面開口部の側柱」の下部においては、無筋コンクリート造のベース上に煉瓦造の根積みを設け、さらにその上に花崗岩の基礎石を据えて基礎としているのに対し、「窓開口部を支える間柱」の位置においては、煉瓦造の根積みがなく、無筋コンクリート造のベース上に直接、花崗岩の基礎石を据えている。壁は間柱下と同様に、無筋コンクリート造のベース上に据えた花崗岩の地覆石の上に煉瓦を積み上げている。

平成4年度から5年度にかけて実施された改修工事、平成16年度に実施された耐震補強工事いずれにおいても、基礎の改修は行われておらず、現在も、当初の状態が保存されていると考えられる。

〔破損の状況〕

今回の調査では未確認である。



図2.1.17 基礎試掘状況（「調査報告書」より抜粋）

【土間床】**〔保存の状況・改修の内容〕**

内部の床は、現状、仕上げ材に覆われているため、下地の状況はほとんど目視で確認できないが、平成3年度に、鉄骨柱と木造柱周辺の床の試掘調査が実施されている（図2.1.18）。

それによれば、改修工事直前は、当初のものと思われる煉瓦敷の床の上に、土間コンクリート仕上げの床を設けて嵩上げしている状態だったようである。なお、軌道の痕跡が土間コンクリートの下に潜り込んでいるので、嵩上げは後補であると報告書には記載されている。

その後の改修工事で、嵩上げた土間コンクリート床は撤去され、煉瓦敷の床は一部が保存され、その他の部分では新たに土間コンクリートが打設された。現在は、その上に仕上げ材（ゴムタイル敷）が設置されている。保存された煉瓦床の箇所、アクリル製の窓を設け、観覧者が覗くことができるように工夫している（図2.1.19）。

〔破損の状況〕

今回の調査では未確認である。



図2.1.18 土間試掘状況
（「調査報告書」より抜粋）



図2.1.19 一階床アクリル窓

1号棟

【煉瓦壁】

〔保存の状況・改修の内容〕

煉瓦壁は鉄骨架構の柱間を埋めるように設けられており、鉄骨架構を持たない他の7棟と比べると壁厚が薄く、煉瓦1枚分となっている。フランス積で（図2.1.20）、開口部のアーチなど役物煉瓦は使用されていない。

「1号棟竣工報告書」には「側内廻腰巾木積 焼過ぎ煉瓦」と記載されており、「調査報告書」にも花崗岩地覆石より上5段分の煉瓦には焼過ぎ煉瓦を使用していると記載されているが、現状では確かに地覆石付近に焼過ぎ煉瓦の使用は認められるが、5段目で明確に区分できるほどの相違は視認できない（図2.1.22）。

過去の工事において、煉瓦壁の大規模な改修は行われていないので、当初の状態が保たれていると見られる。ただし、平成3年度の調査にて、1階窓台下部1箇所の煉瓦抜き取り調査を実施しており、その部分は、現状では補足材に取り替えられている。

〔破損状況〕

正面側（西面）南から3番目の1階窓台下にて、部分的に白く変色している煉瓦や表面剥離が生じている煉瓦が見受けられるが（図2.1.23）、目視の範囲では、それ以外に特に破損は生じていない。



図 2.1.20 煉瓦外壁 1号棟フランス積



図 2.1.21 参考煉瓦外壁 4号棟イギリス積

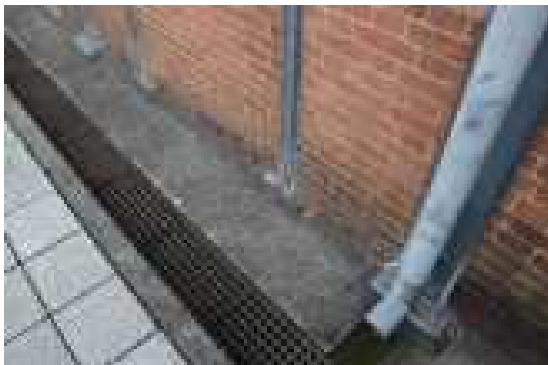


図 2.1.22 煉瓦外壁 焼過ぎ煉瓦

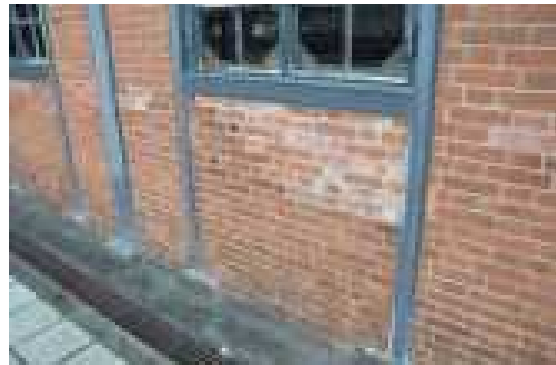


図 2.1.23 煉瓦外壁 変色部分

【鉄骨架構】

〔保存の状況・改修の内容〕

鉄骨架構は当初の部材に対して、平成5年度および平成16年度の工事において、補強鉄骨材が付加された状態となっている（図2.1.24～37）。

当初の部材は、約11mの間隔で建てた主柱（アングル材とプレート材の組み合わせで成る）の頂部を鉄骨ハウトラス架構（アングル材で成る）で繋いだフレームを、桁行方向に14通り配置し、トラス下端の高さ（二階天井面）で棟通りに繋ぎ材を設けたものを主架構とし、妻側の二階部分、平側（長手）の東西両端の2間ずつに垂直ブレース、二階天井面の東西両端と中央の3間に水平ブレースを入れる。トラスはキングポストトラスで、下弦材に真束、第一吊束、第二吊束を立て、方杖で支え、上弦材を組む。

妻側においては、開口部の両側に側柱を立てる。また、妻側、平側とも窓の両側に間柱を立てるとともに開口の上下に繋ぎ材を入れ、煉瓦壁と区画している。

補強鉄骨材は、軒高さ及び二階床高さにおいて桁行方向の繋ぎ材、妻側一階部分の垂直ブレース、平側の垂直ブレース（3間分）、二階天井面の水平ブレース等が付加されている。

補強鉄骨材は、当初材に溶接したガセットプレートに、高力ボルト接合を用いて取り付けている。これは、明治期の建設当初にはまだ存在していなかった工法として意図的に採用されたものであり、溶接と高力ボルトに着目すれば、補強材と当初材を選別することが可能である。ただし、ボルトの見えがかりについては、意匠的に当初仕様のリベットらしく見せかけている箇所もあり、注意が必要である。

〔破損状況〕

外壁の鉄骨とサッシや煉瓦壁との取り合いは変成シリコンシールを用いて処理されているが、経年劣化が進行している。また、錆が発生している箇所があり、定期的な塗装やシリコンシールの補修が必要な状況となっている。

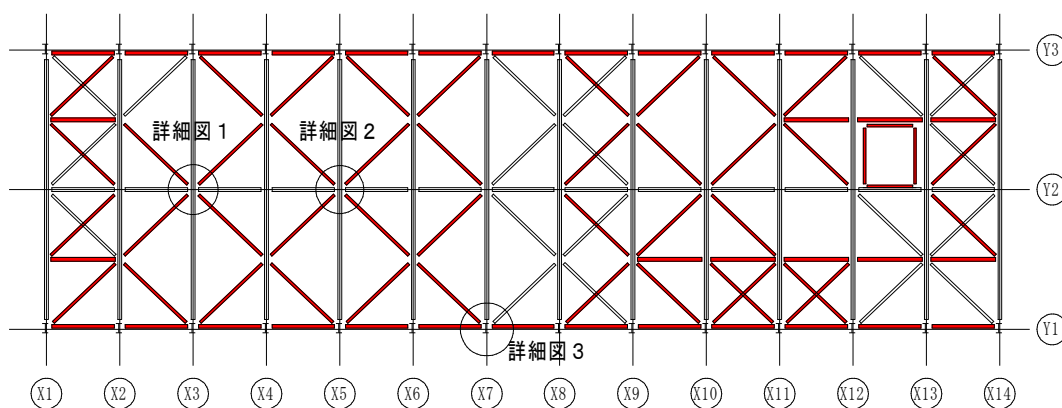


図 2.1.24 鉄骨フレーム伏図（トラス下弦材レベル）

□ : 当初材

■ : 補強材

1号棟

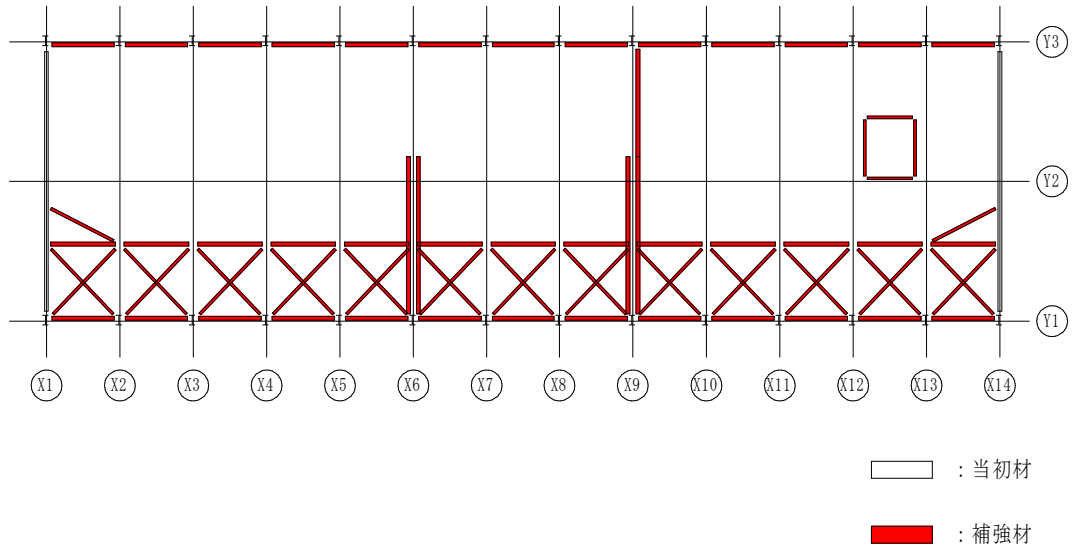
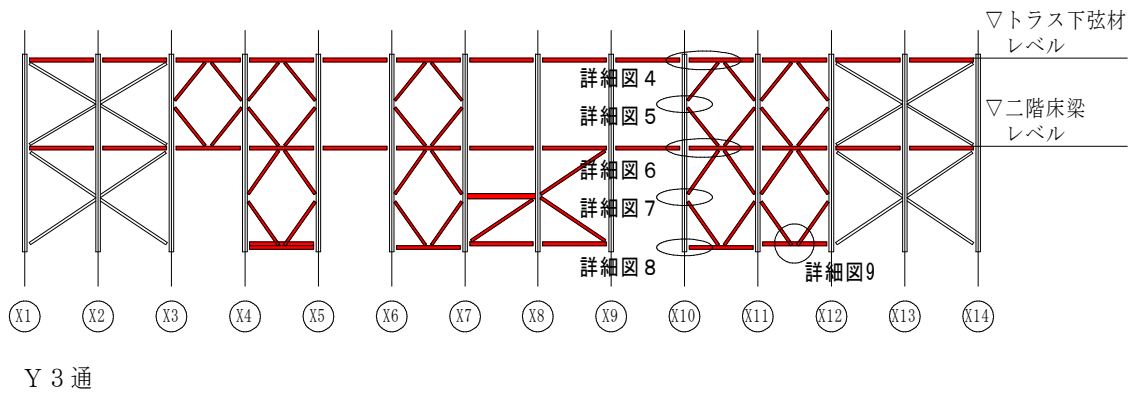
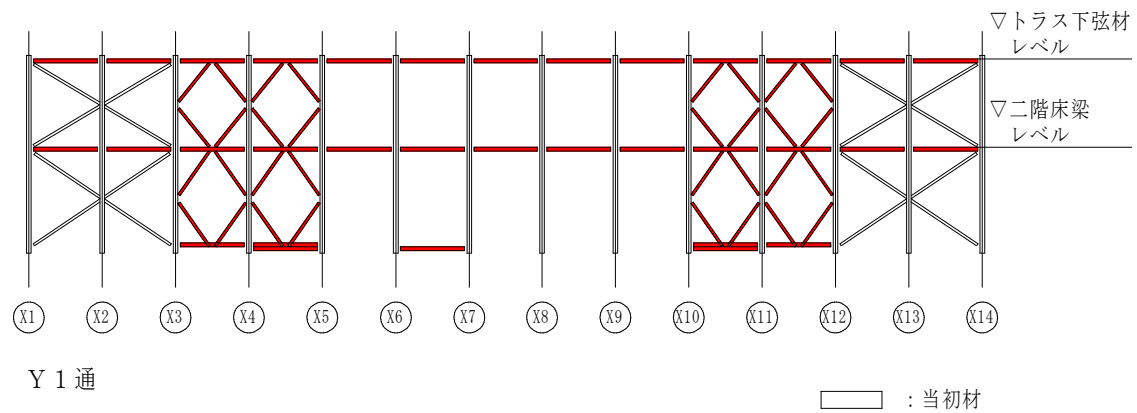


図 2.1.25 鉄骨フレーム伏図（二階床梁レベル）



Y 3 通



Y 1 通

図 2.1.26 鉄骨フレーム軸組図（Y1通、Y3通）

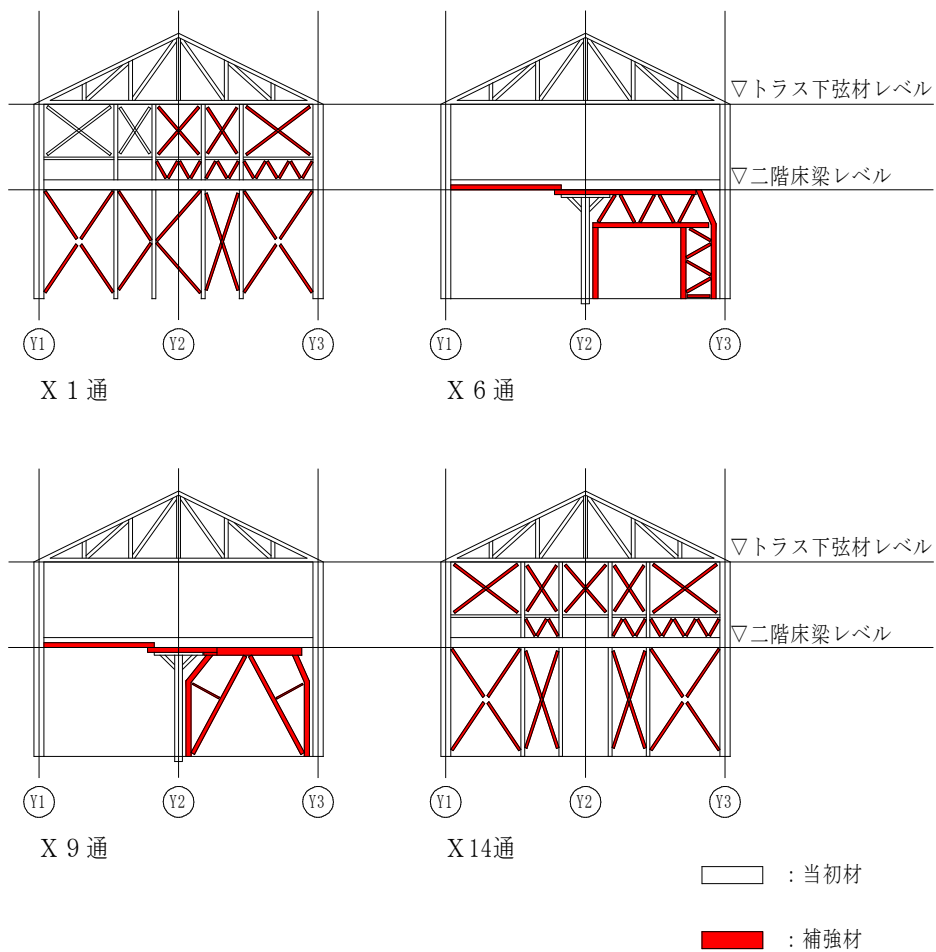


図 2.1.27 鉄骨フレーム軸組図 (X1通、X6通、X9通、X14通)

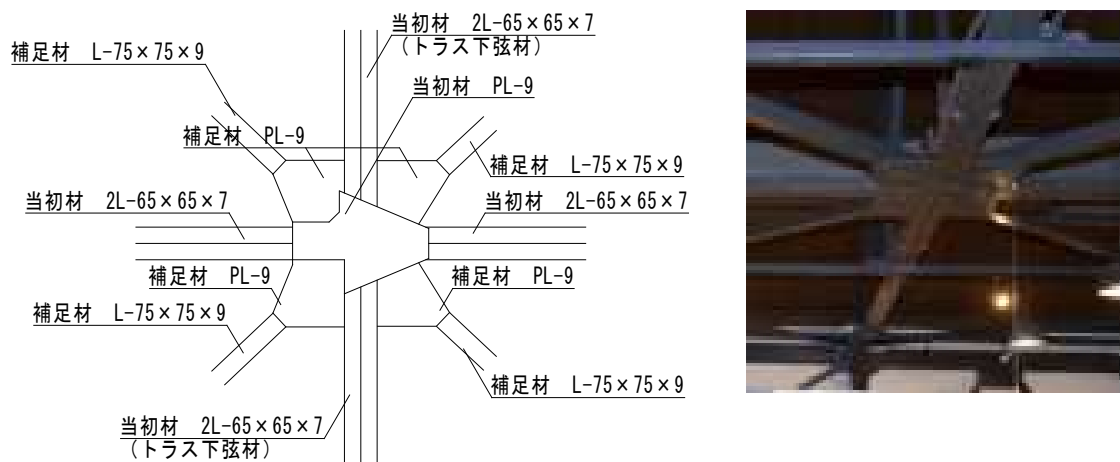


図 2.1.28 鉄骨フレーム詳細図 1 (見上げ)

1号棟

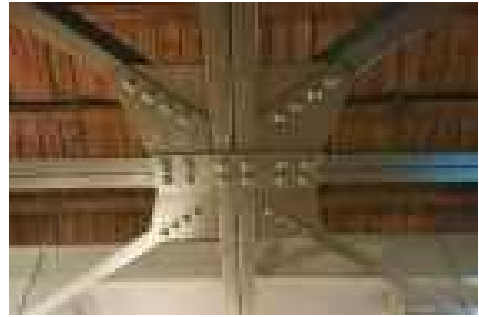
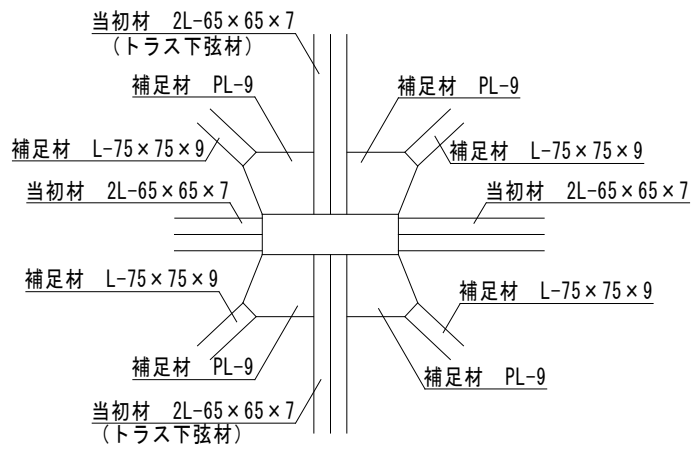


図 2.1.29 鉄骨フレーム詳細図 2 (見上げ)

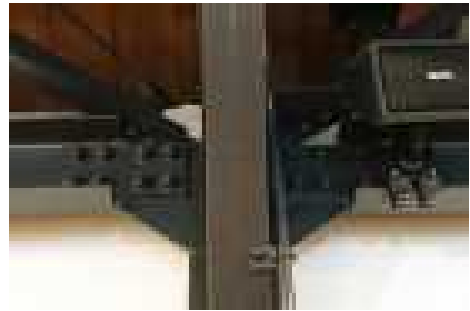
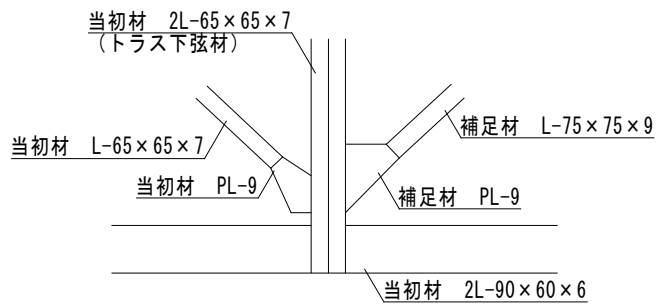


図 2.1.30 鉄骨フレーム詳細図 3 (見上げ)

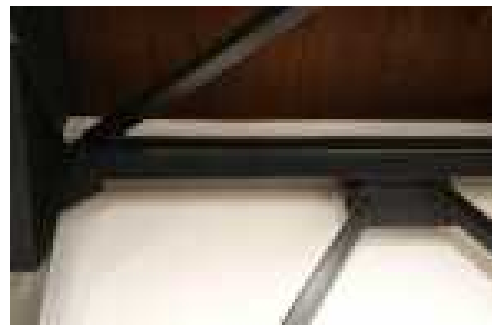
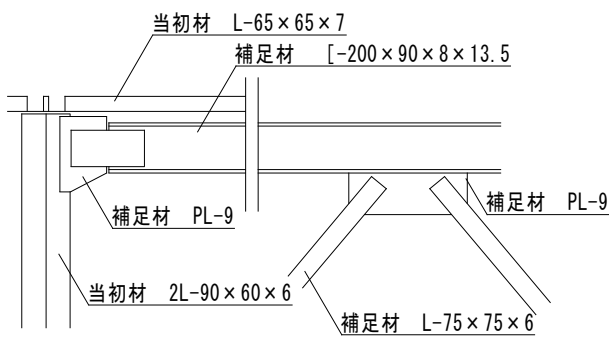


図 2.1.31 鉄骨フレーム詳細図 4

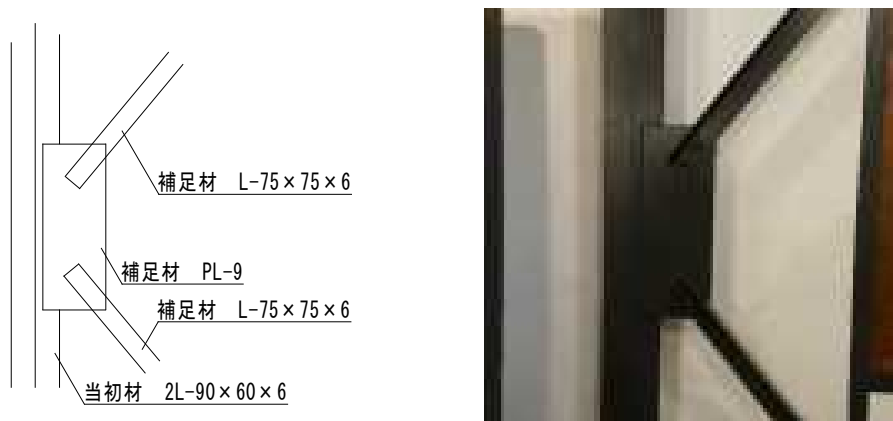


図 2.1.32 鉄骨フレーム詳細図 5

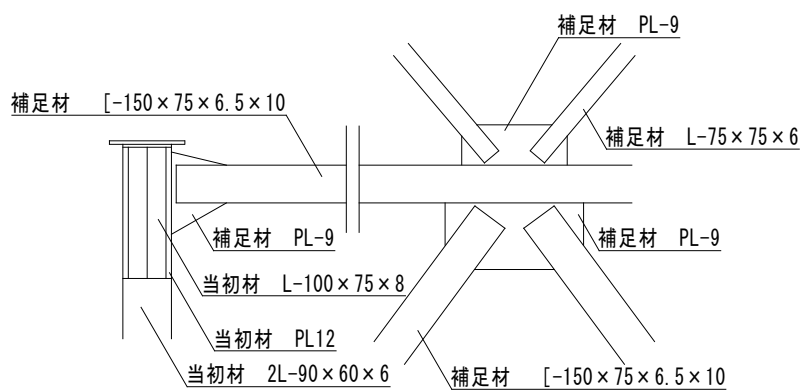


図 2.1.33 鉄骨フレーム詳細図 6

1号棟

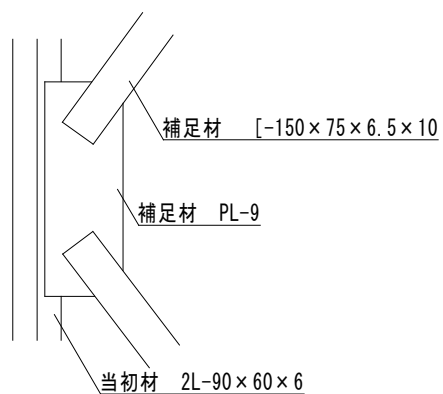


図 2.1.34 鉄骨フレーム詳細図 7

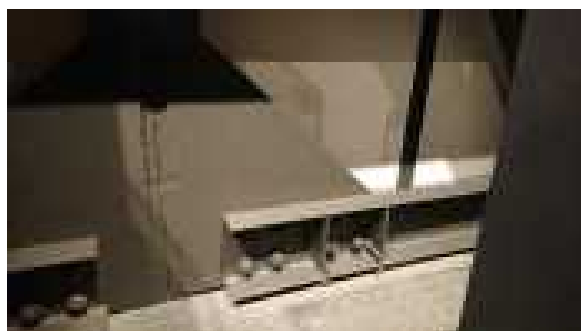
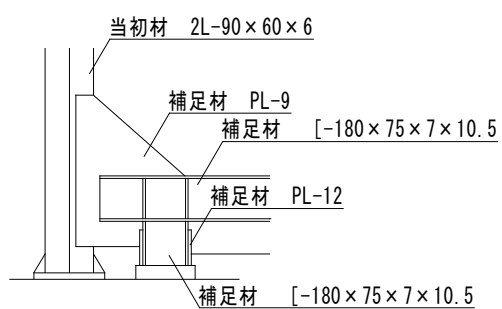


図 2.1.35 鉄骨フレーム詳細図 8

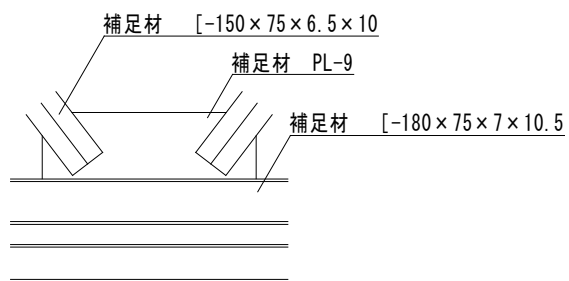


図 2.1.36 鉄骨フレーム詳細図 9

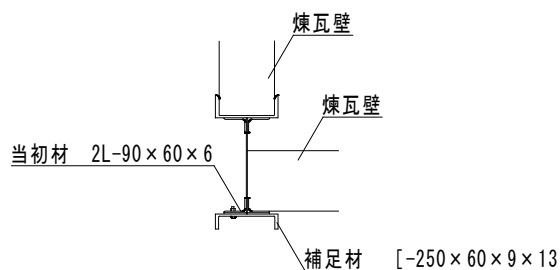


図 2.1.37 鉄骨主柱詳細図

【二階床組・小屋組（木造部分）】

〔保存の状況・改修の内容〕

二階の床組は、当初からの形式として、木造の架構が用いられている。まず床梁については、中央部は頂部に肘木及び方杖を設けた木造の柱で支え、床梁両端部は、鋼製の梁受けを介して主架構の鉄骨で支えている。また床梁上には根太及び床板が組まれている（図 2.1.38）。

この床組のうち、平成5年度の改修工事で建物の中央部に鉄骨階段が新設されたことに伴い、吹き抜けとなる部分が撤去され、床梁も2本、切断された（図 2.1.42）。それ以外の部分では、当初の材料が保存されていると考えられる。また、改修工事前までは、二階床に荷揚げ口が存在していたが、工事において、根太を新たに設け、周囲と同様の床板を張っている（図 2.1.43）。この工事の竣工図書によれば、鉄骨階段部分の撤去材を転用したようである。

トラスから上部の屋根構造は木造で、上弦材に母屋桁を架け渡し、屋根下地として熨斗板を張る。改修工事においては一部、破損していた母屋桁、熨斗板の取替は行われたものの、概ね当初の状態が現状でも維持されている。

〔破損状況〕

目視の範囲では特に破損は見受けられない。

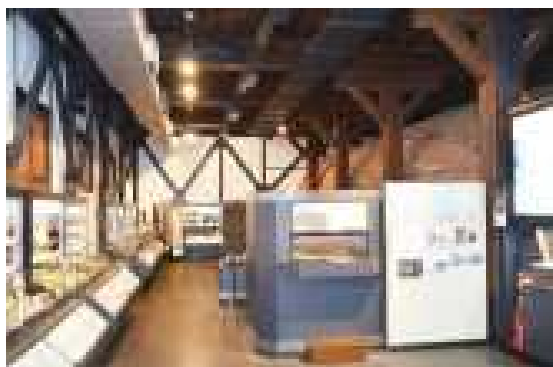


図 2.1.38 一階鉄骨及び木造架構



図 2.1.39 二階鉄骨架構

1号棟



図 2.1.40 小屋組鉄骨トラス



図 2.1.41 当初鉄骨材と補強材の接合部

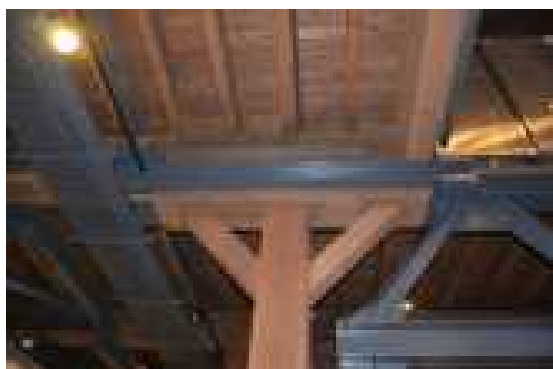


図 2.1.42 二階床梁切断部

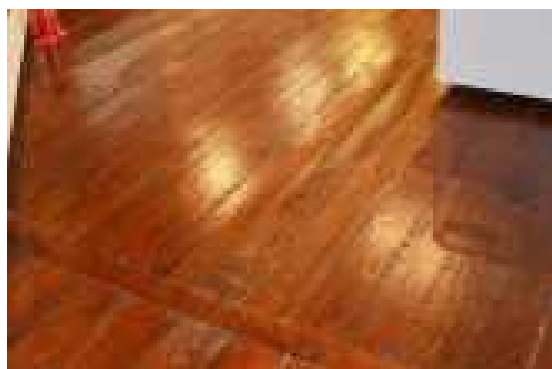


図 2.1.43 二階床 旧荷揚口付近

【内装・造作】

〔保存の状況・改修の内容〕

現状では、建物内部には多数の間仕切りが設置され、「事務室」「機械室」「E V」などが区画されているが、これらの部屋間仕切りはすべて改修工事で設置されたものであるため、内装等については詳細な記述を省くこととし、本項では、主に当初からの内装がどのように改造を受けたかについて述べる。

一階の床仕上げは、現状ではゴムタイル敷となっているが、これは平成 16 年度の改修工事で設置されたもので、前述したように、当初と見られる煉瓦床の一部を保存した上で、上部に防湿フィルムとポリスチレンフォームを敷き込み、土間コンクリートを打設し、ゴムタイルで仕上げている。

二階の床は化粧板張り、ポリウレタン塗装仕上げとしている。板は当初材だが、塗装は平成 16 年に施工されたものである。

内壁は、現状では plaster 塗となっているが、当初の仕様書には漆喰塗とある。資料によれば、平成 5 年度の改修工事において、漆喰塗が撤去されて plaster 塗に改められ、さらに平成 16 年度に表面に E P 塗装が施されたものである。

室内南東隅に木造の階段が存在している。平成 4 年の改修工事以前には、北西隅にも同様の木造階段があったが、改修工事で撤去された。また、南東隅の階段も、踊り場中

中央から下段部分は、平成5年の改修工事において、既存の階段を撤去して新設したものである。その際的设计図書によれば、手摺のみ材料が再利用されたようである。

鉄骨材の塗装は二度の改修工事いずれにおいても、塗り直しが行われている。

〔破損状況〕

現状、大きな破損は見受けられないものの、床の仕上げに凹凸や隙間が生じている箇所があり、来館者の安全管理という点からは配慮が必要な状況である。

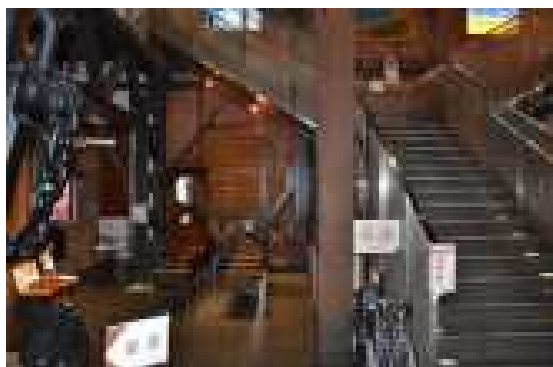


図 2.1.44 一階展示室 中央階段廻り

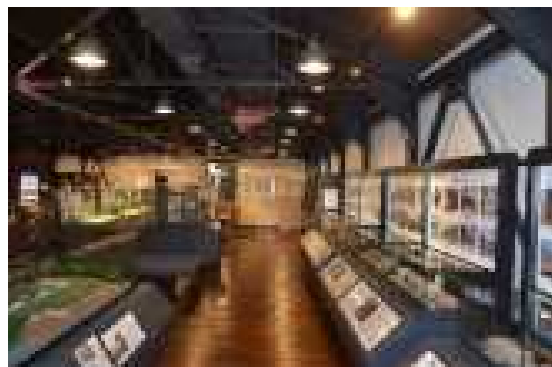


図 2.1.45 二階展示室



図 2.1.46 木造階段廻り



図 2.1.47 一階カウンター廻り

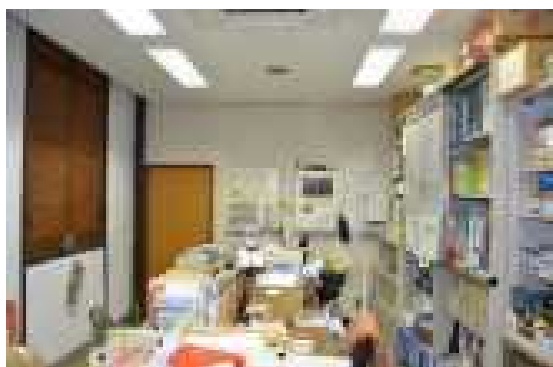


図 2.1.48 一階事務室内部



図 2.1.49 一階倉庫内部

1号棟



図 2.1.50 二階展示室内部



図 2.1.51 二階EV廻り

【屋根】

〔保存の状況・改修の内容〕

現状では、カラーステンレス板の葺きとなっているが、これは平成5年度の改修工事で波型トタン板葺きから変更されたものである。既存の熨斗板上に木毛セメント板を取り付けた上に、アスファルトルーフィングを敷き、カラーステンレス板を葺き上げている。なお「1号棟竣工報告書」によれば、建設当初の屋根はスレート葺きであったとされており、改修工事の調査において釘穴の痕跡が熨斗板に残されていたことが確認されている。スレート葺きからトタン板葺きへの改修がいつの段階で実施されたかについては不明である。

現状の大棟は木造の箱棟とする。また妻は垂木形（破風板）を取り付け、取り合いを品板で納めている。これらの材はすべて平成の改修工事で取り替えられたものであるが、形式は改修前のものを踏襲している。

また箱棟と品板の表面は、現状ではカラーステンレス張りとしているが、これも平成5年度の改修工事で亜鉛鉄板張りから新調されたものである。「1号棟竣工報告書」には「鉄板張り」と記されているが、改修前の亜鉛鉄板が当初材だったかどうかは不明である。

屋根面の軒先付近に設置された雪止め金物は、改修工事で新調されたものである（図 2.1.53）。「1号棟竣工報告書」に図示された金物とは、形式が異なるものである。

〔破損状況〕

地上から目視した限りでは、特に破損は見受けられない。



図 2.1.52 屋根廻り



図 2.1.53 雪止め金物

【開口部・窓枠・建具】**〔保存の状況・改修の内容〕**

現状では、本建物の出入口は北面（正面）、南面（背面）、西面（側面）それぞれの中央部に1箇所ずつ、合計3箇所設けられている。東面の中央部は、現状では開口部がなく煉瓦壁となっているが、改修前は窓が存在した。さらに庇の痕跡が煉瓦壁表面に残っていること（図2.1.54）から南面と同様の出入口であったと考えられる。昭和20年の配置図（参考資料⑦）では建物の東面と西面を軌道が貫いており、この段階までは、東面の出入口が機能していたことがわかる。

北面出入口の建具は、現状では撤去されており、改修工事において、外部に鉄骨造ガラス張りの風除室が新築されている。南面出入口の建具は、現状では、鉄製の両開き扉であるが（図2.1.55）、これは改修工事で当初の形式に倣って新調されたもので、平成の調査報告書によれば、改修前は波形鉄板張りの鉄扉が用いられていた。西面出入口の建具は、現状、鉄製の両開き扉であるが（図2.1.56）、これは平成の改修工事で取り替えられたもので、改修前は鉄製の片引き戸が用いられていた。

次に一階の窓は、東面と西面において、鉄骨柱間一間に1箇所ずつ設けられている。ただし、中央間及び端間の3柱間には窓が設けられていないので、各面10か所ずつということになる。建具は、現状では、外側を鉄製の両開きガラス戸（一部鉄製ガラリ戸）（図2.1.57）、内側を嵌め殺し木製ガラリ戸（図2.1.59）とし、鉄骨の間柱に設けた鉄製サッシと戸枠に取り付けているが、これらは改修工事で新設されたものである。平成の調査報告書によれば、改修前は、木製の建具枠を設け、外側を木製両開きガラス戸とし、内側に丸鋼の面格子を取り付けていたようである。ただし、調査報告書は、痕跡や技法からそれらは当初の形式ではないとしている。

現状の二階窓は、南北面（平側）と東西面（妻側）で形式が異なる。

まず、南北面については、両端を除いて鉄骨柱間ごとに1箇所ずつ、窓が設けられている。建具は、現状では、室外側は滑り出し窓、嵌め殺しガラス戸が規則正しく配置され、鉄骨の間柱に設けた鉄製サッシに取り付けられている（図2.1.58）。室内側は木製ガラリ戸が主だが（図2.1.60）、一部、スタンドグラスが設置されている。

東西面は鉄骨柱間三間にそれぞれ1箇所ずつ窓が設けられている。現状では、室外側の建具の形式が中央間と両脇間で異なっており、中央間は鉄製の方立で三分割し、その中央を鉄製嵌め殺しガラス戸、方立両脇を鉄製片開きガラス戸とする。一方、両脇間は鉄製の外開きガラス戸としている。また、室内側の建具は、現状ではすべて木製ガラリ戸としている。

平成の改修工事においては、これらの建具のうち、室外側の建具は、既存の枠を再利用したうえでガラスの取り替えを実施し、室内側の建具はすべて新調としている。

〔破損状況〕

鉄製サッシと鉄骨や煉瓦壁の取り合いは変成シリコンシールを用いて処理されてい

1号棟

るが、経年劣化が進行している。また、錆が発生している箇所があり、定期的に塗装やシリコンシールの補修が必要な状況となっている。



図 2.1.54 東面現状及び庇痕跡

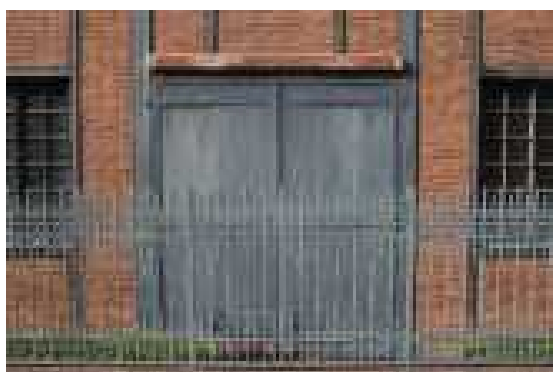


図 2.1.55 南面出入口



図 2.1.56 西面出入口及び庇痕跡



図 2.1.57 南面一階窓



図 2.1.58 北面二階窓

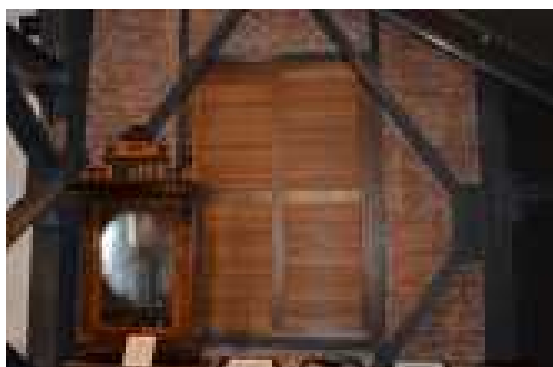


図 2.1.59 一階窓内側



図 2.1.60 二階窓内側

【その他】

〔保存の状況・改修の内容〕

西面の出入口上部には庇が設置されているが、平成5年の改修工事で新設されたものである。なお、両流れ屋根が取りついていた痕跡が煉瓦表面に残っているが(図2.1.56)、「1号棟竣工報告書」に記述がなく、両流れ屋根の庇がいつの時代に取り付けられ、また撤去されたかはよくわからない。また、東面にも同様の庇痕跡が残されていることは前述したとおりである。

妻の壁面は耐候性鋼板張りとしている。現在の材料自体は改修工事の時に新調されたものであるが、平成の調査報告書によれば、改修以前も鉄板張りであったようである。ただし、当初の仕様書に当該部分についての記述がなく、当初からの形式であったどうかは不明である。

軒樋、豎樋、呼び樋、樋受金物はすべて耐候性鋼板製であるが、改修工事において新調されたものである。

現状の電気設備、機械設備は、すべて改修工事において新調されたものである。



図 2.1.61 耐候性鋼板製雨樋



図 2.1.62 北面風除室

2号～4号棟

- エ 2号棟 市政記念館（指定名称：舞鶴海軍兵器廠予備艦兵器庫）
- 3号棟 まいづる智恵蔵（指定名称：舞鶴海軍兵器廠弾丸庫並小銃庫）
- 4号棟 赤れんが工房（指定名称：舞鶴海軍兵器廠雑器庫並預兵器庫）

【基礎】

〔保存の状況・改修の内容〕

現状、基礎はすべて見え隠れとなっているため、目視で確認することはできないが、改修工事、修理工事で明らかになっていることを記す。

3号棟の修理工事報告書によれば、基礎地盤に木製の枕木を敷き並べ、その上に木製の土台を組み、その上に改良地盤を設け、さらにその上に煉瓦の根積みとしている（図 2.1.63）。「兵器廠3棟仕様書」では、枕木、土台、根積みの記述はあるものの、改良地盤の部分について、コンクリートを打設すると記しており、必ずしも仕様書通りに実施されていたわけではない可能性がある。したがって「兵器廠3棟仕様書」に「枕木の下に木製の丸太杭を打ち込む」と記されていることについても、工事中の調査は枕木から下に及んでいないため、杭の有無は不明と言わざるを得ない。

2号棟、4号棟については、3号棟ほど詳しい調査記録が残されていないが、少なくとも工事で掘削した範囲については、同様の基礎が存在していたようである。

各棟の改修工事、保存修理工事において、既存の基礎の改修は行われておらず、現在も、当初の状態が保存されていると考えられる。

〔破損の状況〕

今回の調査では未確認である。

【土間床】

〔保存の状況・改修の内容〕

現状、1階内部床の仕上げは3棟で異なるが、3棟とも、改修工事において既存の土間コンクリートをすべて解体し新たに打設した点は共通している。改修前の土間の状態は、修理工事報告書によれば、3号棟は支持地盤上に埋め戻し土厚約 750 mm、改良地盤厚約 1.0mを設けており、一方、4号棟は支持地盤上に埋め戻し土厚約 500 mm、無筋コンクリートを設けていた。2号棟の埋め戻し土や改良地盤については資料に残っていないが、厚 90 mmの割栗石上に、厚 90 mmの土間コンクリートを打設し、厚 30 mmのモルタル塗仕上げとしていたようである。これらが当初からの形式であったかどうかは不明である。

〔破損の状況〕

2号棟、3号棟は床板や仕上げ材によって土間床は見え隠れとなっているため、目視の範囲では、破損状況は不明である。4号棟の土間床表面は、日常的な使用に支障はないものの、外観にひび割れがかなり目立つ状態である（図 2.1.64）。

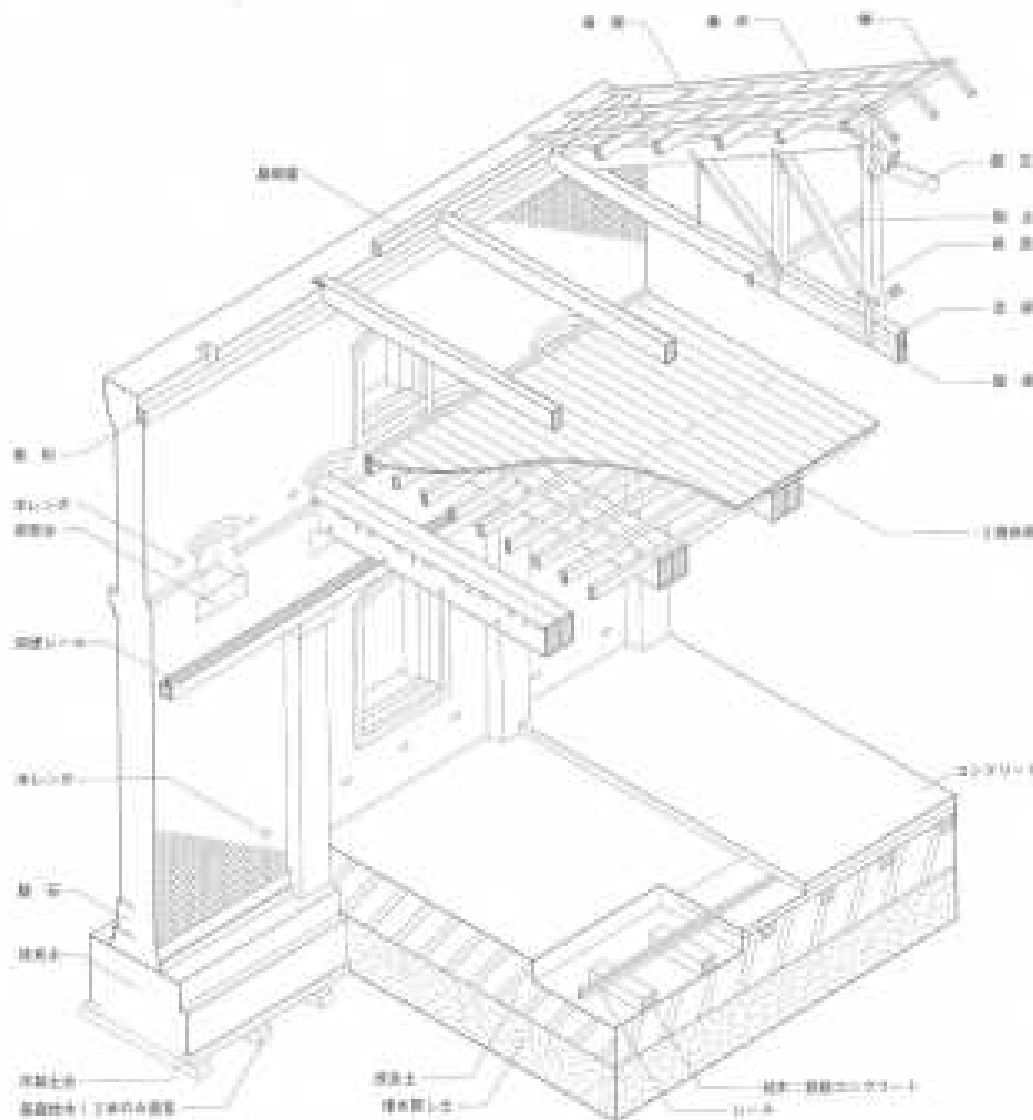


図 2.1.63 3号棟架構図（修理工事報告書から抜粋）

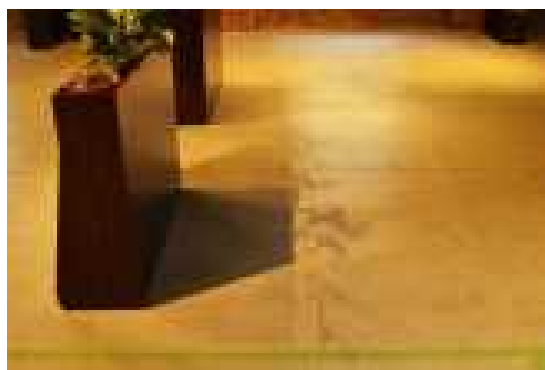


図 2.1.64 4号棟土間破損状況

【煉瓦壁・石（意匠）】

〔保存の状況・改修の内容〕

煉瓦壁はイギリス積で、「兵器廠3棟仕様書」によれば、壁厚は、一階は2.5枚積み、二階は2枚積みとしている。

形式は、まず柱型を四隅と平側壁面に設ける。外壁には一、二階とも、内壁には一階のみに設置しており、従って柱型間としては、平側13間、妻側1間となっている。

軒蛇腹及び胴蛇腹を外壁四周に施し、両妻壁には登り蛇腹を施す。

各面中央部にそれぞれ1箇所ずつ、円弧アーチを設けた出入口が存在する。また、出入口とする部分を除く各柱型間の中央に、一、二階とも、それぞれ円弧アーチの短窓を設け、窓台を備えている。妻壁上部には円窓を設けている。一階各窓の下部には円弧アーチを設けた換気口が存在する。

次に石材は、まず外壁に花崗岩の腰石を廻している。また、出入口には地覆石を設け、窓下に窓台石を設置している。さらに壁体の二階梁を受ける部分には梁受石を設置している。

これらの煉瓦壁と石材については、改修工事、保存修理工事の際に保存が図られており、概ね当初の状態を維持しているが、破損部分の補修のため一部の煉瓦は取り替えられている。また、後述するように、工事において、中古に改造を受けていた開口部の復原が実施されており、その部分も、煉瓦や窓台石が補足されている。

なお、室内の通路部分は、当初は他の床面よりも低くなっていたため、「兵器廠3棟仕様書」によれば段差の小口部分に布石が張られていたようだが、3棟とも平成の修理前の段階で材が残っておらず、現状の布石は、この時の工事において補足されたものである。

〔破損の状況〕

2号棟外壁部分の煉瓦目地はやや劣化が進行し、一部、空隙が目につく状態となっている（図2.1.65）。また、4号棟内壁部分の一部の煉瓦の表面に、剥離が生じている（図2.1.66）。

各石材は良好に保存されている。



図 2.1.65 2号棟外壁煉瓦 目地空隙

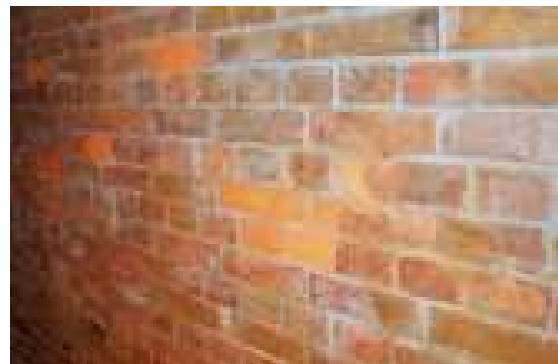


図 2.1.66 4号棟内壁煉瓦 表面剥離

【二階床組・小屋組】

〔保存の状況・改修の内容〕

現状、二階床梁は幅8寸、成1尺3寸（仕様書）の松材を二本一組で合わせ梁としている。3号棟、4号棟の修理工事報告書によれば、梁の下端に、かつて柱で突き上げていたような圧痕が残っているようだが、修理前の時点で柱は撤去されていたので、詳細は不明と記されている。床梁は、両端は煉瓦壁に大入れとし、梁受石で支える。床梁上の根太、床板は木造である。

これらの床組のうち、2号棟の南側（外壁煉瓦柱型間で8間分）は、改修工事において床梁を含めてすべて撤去され、現在は、小屋組まで吹き抜けとしたホール及びエントランスと（図2.1.69）、新たに鉄骨フレームで床組を設置した部屋に分かれている。また、外壁煉瓦柱型間で南から10間目の床板は、竣工図によれば、補強フレームを組み立てるために撤去している。2号棟のその他の部分は当初の二階床組が保存されているが、改修工事で一階に天井が整備されているので、現状、目視はできない。

3号棟の二階床組は、耐震のフレームと干渉する二階梁2箇所を切断しているほかは、当初の状態が保存されている。

4号棟は当初の二階床組が保存されている。

3号棟、4号棟の二階床板には荷揚げ用の開口が3箇所、残されている。2号棟については、改修工事にもなう改造により目視ができなくなったため、現在の状態は、今回の調査では未確認である。

小屋組は木造のキングポストトラスで、現在の形式は、煉瓦壁頂部に据え付けた敷桁に架け渡した陸梁に、真束、吊束を立て、方杖で支え、合掌を組む。桁行方向は筋交と振止で連結する。棟木は真束に輪薙ぎ込み、母屋桁は合掌上に転び止めを取り付けて架け渡す。ただし、鼻母屋桁は陸梁の軒端部に架け渡す（図2.1.75）。

現状では、2号棟の屋根にはドーマー窓が設けられているが、これはすべて改修工事で新設されたものである。ただし、ドーマー窓を構成する材料は、該当部分の小屋組材を転用したようである。また、EV設置のため、陸梁を切断している箇所もある。

2号棟のそれ以外の部分については、破損による取替を除けば、当初の状態が残っていると見られる。3号棟、4号棟については、破損による取替を除いて、当初の状態が保存されている。

〔破損の状況〕

2号棟において、暴風雨の際に雨水が吹き込むことがあり、ドーマー窓の取り合い部分に、部分的な不具合が生じている可能性も考えられるが、目視の範囲では明確な原因は不明である。

2号～4号棟



図 2.1.67 4号棟 一階 北を見る



図 2.1.68 4号棟 床梁と壁の取り合い

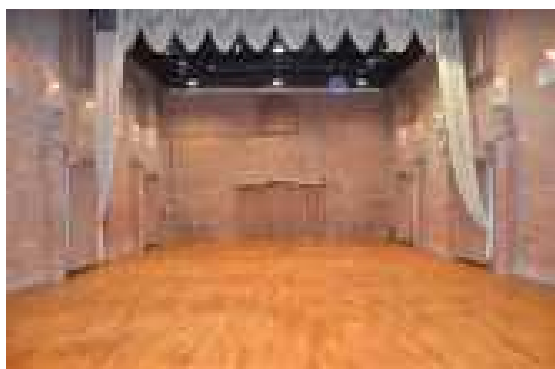


図 2.1.69 2号棟ホール 南を見る



図 2.1.70 2号棟エントランス 南を見る



図 2.1.71 2号棟2階



図 2.1.72 3号棟2階

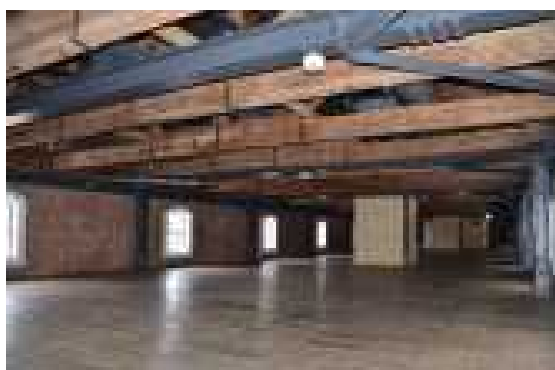


図 2.1.73 4号棟2階

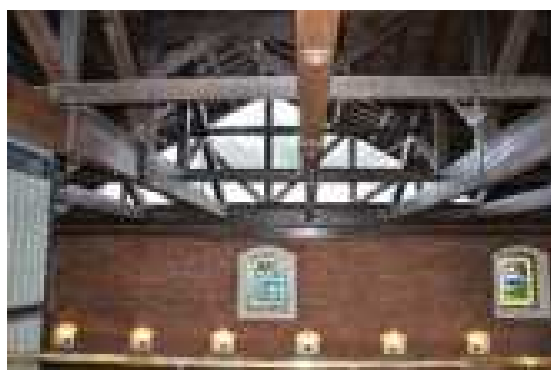


図 2.1.74 2号棟ドーマー窓 西を見る

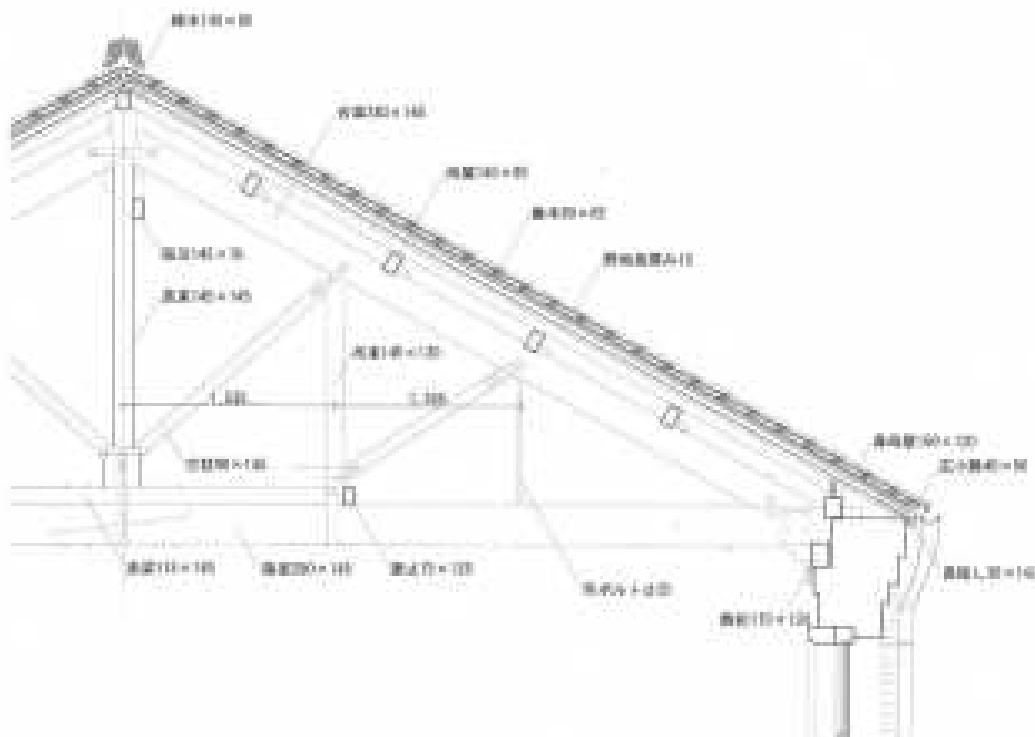


図 2.1.75 トラス断面図（3号棟修理工事報告書から抜粋）

【内装・造作】

〔保存の状況・改修の内容〕

各棟とも、現状では、建物内部に間仕切りを設置して区画を設けているが、これらはすべて平成の改修工事で実施されたものであるため、詳細な記述を省くこととし、本項では、当初からの内装や造作がどのような改修を受けたのか、ということを中心に述べる。

一階の床は、「兵器廠3棟仕様書」によれば、当初は、土間に大引を転ばせた上に、根太、床板を取り付ける形式の木造床が、中央の通路部分を除いた範囲に張られていたようである。前述の通り、改修前には3棟ともコンクリート土間となっていたが、4号棟の修理工事報告書によれば、一部の煉瓦内壁面に墨付けの痕跡が残っていたようである。現状は、まず2号棟の床仕上げは大理石張り、タイル張りなどを部屋によって使い分けており、木造の床組は復原していない。3号棟は機械室などの内部を除き、基本的には木造の床組を復原している（図 2.1.76）。4号棟は、建物の北側及び南側の一部のみ木造の床組を復原し（図 2.1.77）、大部分は土間コンクリート防塵塗装仕上げとしている。

二階の床は、2号棟の撤去されなかった部分については、既存の床板の上に合板を捨て張りし、塩化ビニルシート張り仕上げとしている。3号棟、4号棟の床板は化粧

2号～4号棟

板張りとしており、材料、形式とも当初の状態が残っている。

内壁は、現状では煉瓦壁面を見せており、化粧目地としていることから、当初から同じ形式であったと考えられる。ただし、4号棟の一階部分には、民間倉庫時代に発泡ウレタンが吹き付けられていたが、改修工事で撤去されている。また、窓の内部側の額縁廻りは、当初の形式は漆喰塗であったが、現状は3棟で相違がある。まず、2号棟は、改修工事の設計図書によれば、いったんすべて撤去した上で復旧しており、その際、形状は既存を踏襲しながらも、仕様はプラスター塗りに変更している。次に3号棟は、上塗りはすべて撤去した上で、中塗りの破損部を補修した上、再び漆喰で上塗りを復旧している。4号棟も、原則として3号棟と同様の修理としているが、現状、明らかに他よりよく汚れている箇所が存在している。修理工事の際、既設の上塗りを解体せず存置したとも考えられるが、報告書には記載がない。

階段は、当初の形式は、木造階段を建物の南西隅と北東隅に設置するというものだが、2号棟では2箇所とも撤去され、現状では、鉄骨造の階段が建物の中央部と北東隅に新たに整備されている。3号棟、4号棟では当初の木造階段が保存されている。

軍港引込線のレールは、修理前は3棟とも土間コンクリートで埋められた状態であった。平成の改修工事、修理工事における整備方法は3棟で異なり、2号棟はレールをすべて撤去、3号棟は耐震補強のため一部撤去し、半分程度を保存、4号棟は撤去を行わず、一部は復原し、その他の部分は土間コンクリートに埋設して保存している。

〔破損状況〕

2号棟の窓内部額縁の左官塗において、剥離、汚損などが一部に生じている（図2.1.78、79）。

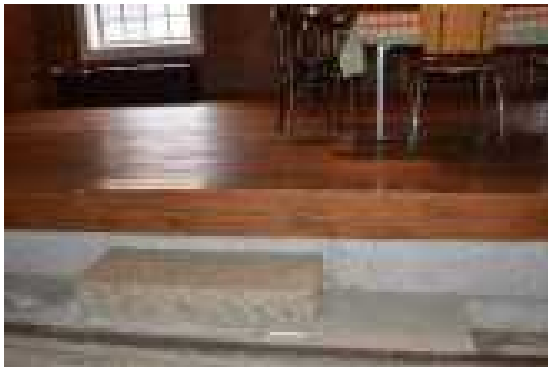


図 2.1.76 3号棟 1階床組（復原）

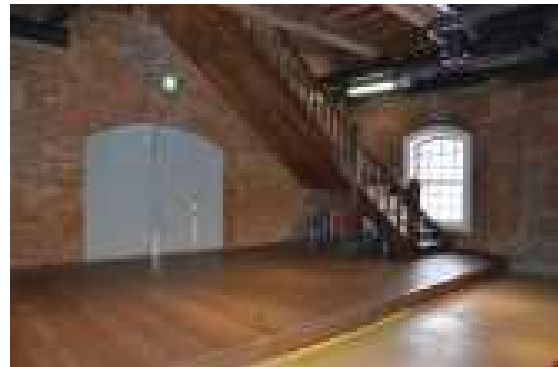


図 2.1.77 4号棟 1階床組（復原）



図 2.1.78 2号棟窓枠漆喰 破損状況

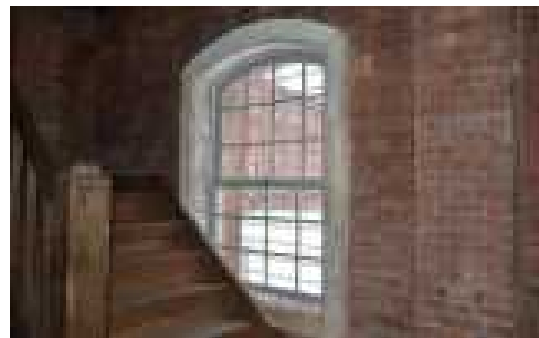


図 2.1.79 4号棟窓枠漆喰 汚れあり



図 2.1.80 2号棟事務室内部



図 2.1.81 2号棟会議室内部



図 2.1.82 2号棟調整室内部

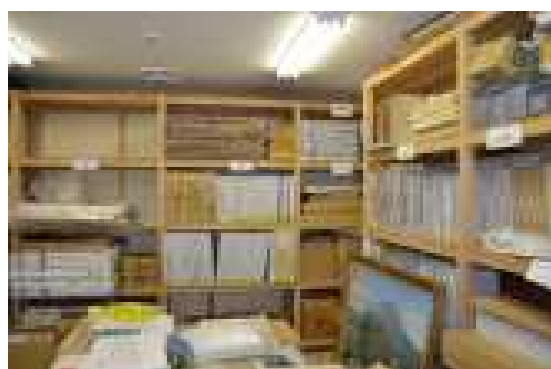


図 2.1.83 3号棟倉庫内部

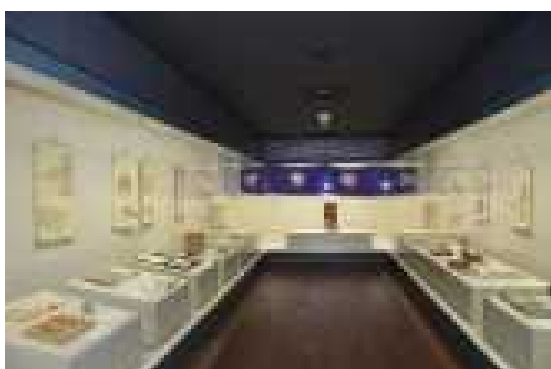


図 2.1.84 3号棟企画展示室内部

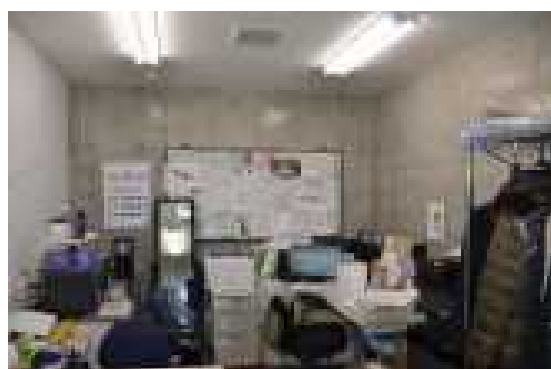


図 2.1.85 3号棟事務室内部

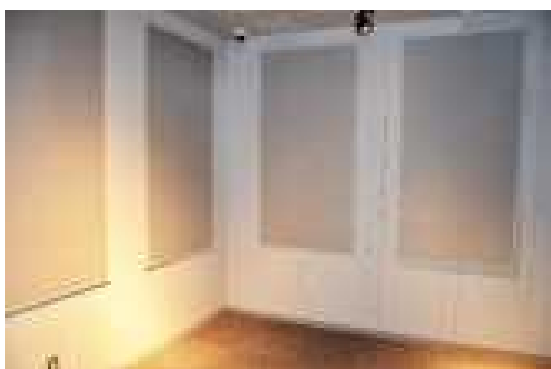


図 2.1.86 4号棟一階スタジオ内部

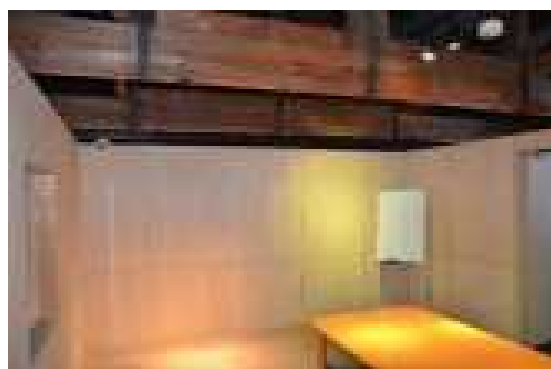


図 2.1.87 4号棟二階工房内部

2号～4号棟

【屋根】

〔保存の状況・改修の内容〕

屋根の変遷は3棟で異なる。まず当初の屋根は棧瓦葺（雪止め瓦あり）であったことが、「兵器廠三棟仕様書」及び古写真から判明するが、その後、改修を受けており、平成の改修工事直前の段階で、2号棟は瓦葺のままであったが、3号棟、4号棟はスレート葺に改められていた。

改修工事では、まず、2号棟は瓦をすべて撤去し、カラーステンレス板葺きに変更している。その際、既存の垂木、野地板は保存・再用し、その上に、野垂木、断熱材（ポリスチレンボード）、野地板（耐水ベニヤ）を新設し、アスファルトルーフィング敷の上、カラーステンレス板を葺き上げている。さらに棟端部に飾りを設置し、雪止め金物を設けている。

次に3号棟は、平成の改修工事で瓦葺に復原された。その際、既存の垂木、野地板は保存・再用し、補強のため構造用合板をその上に張り、さらに野垂木、断熱材（ポリスチレンボード）、野地板（構造用合板）を新設し、アスファルトルーフィング敷の上、棧瓦葺としている。

4号棟も瓦葺に復原されたが、3号棟と違い、構造用合板を用いておらず、既存の垂木、野地板を保存採用した上にルーフィングを敷き、その上に縦棧、断熱材（アルミ遮熱シート）、横棧を設置した上、棧瓦葺としている。

〔破損状況〕

地上から目視した限りでは、特に破損は見受けられない。



図 2.1.88 2号棟屋根



図 2.1.89 3号棟屋根



図 2.1.90 4号棟屋根

【開口部・窓枠・建具】

〔保存の状況・改修の内容〕

本建物の出入口は、現状では、各面中央にそれぞれ1箇所ずつ、合計4箇所設けられている。当初の形式は、木製両開き戸（外開き）で片側の扉に外開きの潜戸を設けるという形式であったが、平成の改修工事、修理工事において棟ごと及び場所ごとに異なる形式で整備されている。

まず2号棟は、当初の木製建具は4箇所ともすべて撤去され、東面（正面）は外部に風除室を設置して自動ドアとし、西面（背面）は自動ドア、南側面は金属製の両開き戸（図2.1.91）、北側面は金属製の親子扉としている。いずれも、元の開口部の大きさは維持しているものの、建具はいったん嵌め殺し窓を設け、扉自体は当初の建具より小さなものを設置している。

次に3号棟は、南側面の開口部は北側面から移設された当初の木製建具を用いているが、東面（正面）は外部に風除室を設置して自動ドアとし、西面（背面）は自動ドア、北側面は金属製両開き戸付きの嵌め殺し窓に改めている（図2.1.91）。撤去された木製建具のうち、西面のものは建物内部で展示され、その他2箇所の木製建具は別途保管されている。

次に4号棟は、東面（正面）の開口部は、当初の木製建具を取り外し、内部に風除室を設けて自動ドアとしている。取り外した木製建具は室内に展示している。その他3ヶ所は当初の木製建具をそのまま使用している（図2.1.91）。

本建物のアーチ窓は、平側では一階、二階とも、煉瓦柱型間1間ごとに1箇所ずつ（出入口を除く）、妻側では二階に1箇所設けられている。当初の形式は木製の上げ下げガラス窓で、一階では外部側に鉄格子を設けるというものであり、改修前はほとんどの窓で、外部から鉄板が張られていたようである。

窓もやはり、棟ごと場所ごとに改修・修理の方法が異なる。

まず2号棟の窓額縁、木製建具はすべて撤去されており、現状では、アルミサッシの嵌め殺し窓、縦軸回転窓、ガラリ付き嵌め殺し窓、アルミ製ガラリが部屋ごとに使い分けられている（図2.1.92、93）。また、部屋内側にガラリ窓やステンドグラスが新設されている。なお、改修前は、一階の東面（正面）北側、西面北側において、それぞれ1箇所ずつ出入口に改造されていた状態となっていたが、改修工事で窓に復旧している。

3号棟は当初の木製建具を修繕してすべて再利用している（図2.1.92、93）。一階部分の鉄格子は改修前の段階では欠失していたが、すべて復原している。また、二階北面（背面）において、中古の改造で出入口（荷揚げ口）となっていた部分を、修理工事で、周囲と同じ形式の窓に復原している。また、南北面の両妻側1箇所ずつの二階窓と、東妻面の二階窓においては、修理工事において、建具の室外側に金属製のガラリを設置している。

2号～4号棟

4号棟も3号棟と同様、既存の木製建具を修繕して再用することを原則とし、一階部分の鉄格子を復原している（図2.1.92、93）。ただし、二階南北面（正面、背面）の両端1箇所ずつ（全4か所）は、金属製のガラリに変更し、既存の建具は別途保管としている。また、二階北面（背面）の1箇所は、中古の改造で出入口（荷揚げ口）となっていたところを、避難経路として使用するために、修理工事において、開き窓と回転窓の組み合わせに変更している。

各建物の妻面上部には丸窓が設置されている。当初の建具は、回転ガラス窓であるが、これも改修によって棟ごと場所ごとに異なる形式で整備されている。

まず2号棟においては、2箇所とも当初の木製建具は撤去され、改修工事において、西妻面は嵌め殺しガラス窓、東妻面は金属製ガラリを設置している。3号棟は当初の木製建具を修繕して再用しているが、東面は建具の室外側に金属製ガラリを追加している。4号棟は当初の木製建具を修繕し、そのまま再用している（図2.1.94）。

〔破損状況〕

4号棟南面（正面）の一階西端窓の鉄格子が外れかけているが、それ以外重大な破損は見られない（図2.1.95）。外部の塗装は各棟ともやや劣化が進行しており、定期的な補修が必要である（図2.1.96）。

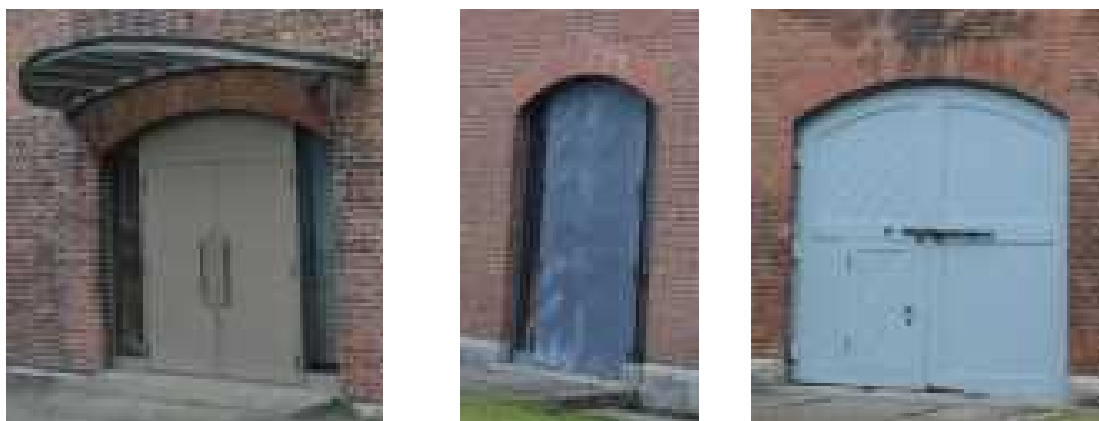


図 2.1.91 一階出入口（左から2号棟南面、3号棟北面、4号棟南面）



図 2.1.92 一階窓（左から2号棟東面、3号棟東面、4号棟西面）

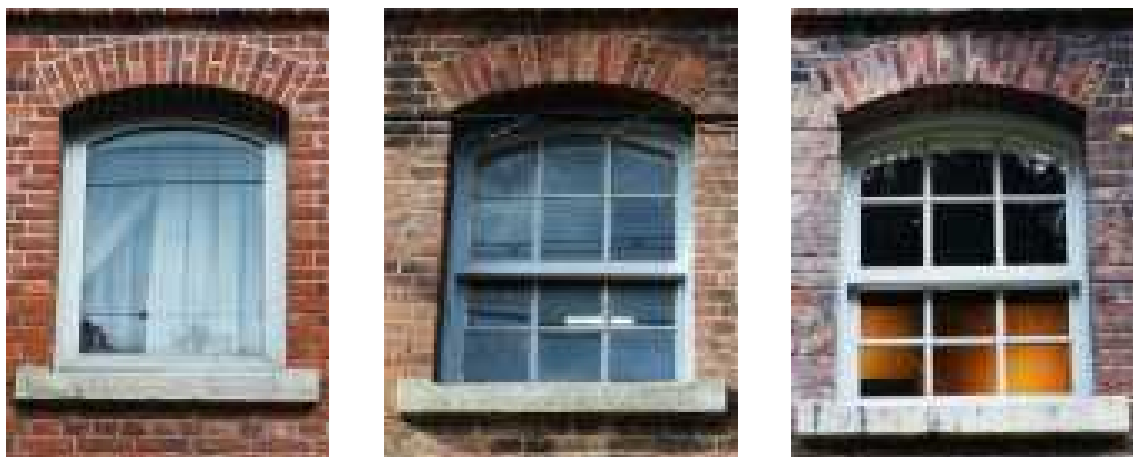


図 2.1.93 二階窓（左から2号棟東面、3号棟東面、4号棟西面）



図 2.1.94 丸窓（左から2号棟南面、3号棟北面、4号棟南面）

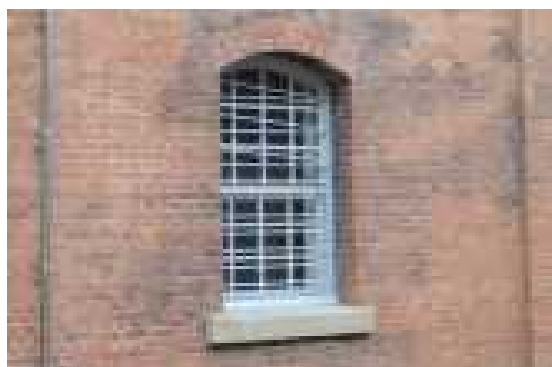


図 2.1.95 4号棟一階窓 鉄格子破損状況



図 2.1.96 3号棟一階窓 窓枠塗装破損状況

【その他】

〔保存の状況・改修の内容〕

3棟とも、改修工事、保存修理工事において構造補強が実施されており、ステンレスピン打ち込みによる煉瓦壁の補強と建物内部への鉄骨フレームの設置が、共通して実施されている。また、3号棟においては鉄骨フレームに加えてRC壁のフレームも用い、さらに屋根面においても、野地板上に構造用合板を張り詰めている。

2号～4号棟

2号棟の外周には、改修前の段階では仮小屋が取り付いていたが、改修工事においてすべて撤去されている。また各出入口に庇はなかったが、改修工事では南北側面に金属製の庇が新たに整備された。3号棟の東面、西面、4号棟の東面出入口上部には、両流れ屋根の庇が存在した痕跡が残っているが(図2.1.99)、壁面の柱型・蛇腹を切り欠いており、当初からの形式ではないと考えられる。また、古写真においては、また別の形式の、片流れの庇が確認できる。ただ、いずれにしても、修理前の段階で庇はすでに撤去されており、修理工事においても復原はされていない。

樋は、改修前の段階の様子は亜鉛引鉄板製だったようだが、3棟とも改修工事においてステンレス製に改められている。ただし4号棟の受金物は、新規に製作するものとは別に、材料を保存するという目的から、残っていた金物に防錆塗装を施した上、元の場所に存置している(図2.1.100)。

3棟とも、現状の電気設備、機械設備はすべて改修工事において新調されたものである。



図 2.1.97 3号棟耐震補強



図 2.1.98 4号棟耐震補強



図 2.1.99 3号棟庇痕跡



図 2.1.100 雨樋(左3号棟、右4号棟受金具)

オ 5号棟 イベントホール（指定名称：附・第三水雷庫）

【基礎・土間床】

〔保存の状況・改修の内容〕

現状、基礎はすべて見え隠れとなっているため、目視で確認することはできないが、修理工事報告書によれば、地盤の上に直接、厚およそ 300 mmの無筋コンクリートを打設し、その上に煉瓦の根積みを行って基礎としている（図 2.1.101）。過去の工事において、基礎の改修は行われていないので、当初の状態が保存されていると考えられる。

建物内部は現状、埋め戻し土の上に、厚およそ 160 mmの無筋土間コンクリートを打設し、土間床としている。

一階に床が張られていた痕跡はなく、形式自体は当初からのものと考えられるが、修理工事において、構造補強として鉄骨フレームの基礎を設置するため、土間コンクリートをいったん解体し、基礎の設置後、打設しなおしている。ただし両妻側の階段下の部分だけは解体せず、当初の土間コンクリートを存置している。

〔破損の状況〕

基礎の破損状況は今回の調査では未確認である。土間コンクリートは、使用に影響はないものの、表面のひび割れが目につく状態となっている（図 2.1.103）。

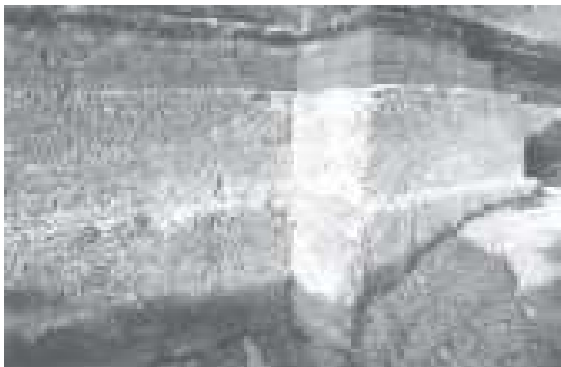


図 2.1.101 基礎（修理工事報告書から抜粋）



図 2.1.102 一階室内



図 2.1.103 土間コンクリートひび割れ

【煉瓦壁・石材（意匠）】

〔保存の状況・改修の内容〕

煉瓦壁はイギリス積で、修理工事報告書によれば、壁厚は、一階は2枚積み、二階は1.5枚積みとしている。

妻側の一階内部を除き、各面の内壁、外壁とも柱型を設けている。外壁の柱型間と言えば、妻側4間、平側23間となる。また、軒蛇腹及び胴蛇腹を外壁四周に廻らせている。外壁のうち、一階の窓台高さ及び地盤と接する位置の煉瓦には、黒色の釉薬をかけたものを用いている。

出入口は北面に2箇所、東西の両妻面に1箇所ずつ設ける。北面出入口は柱型間1間に、円弧アーチを設けて開口部としている。両妻面出入口は中央2間とし、中央には柱を建て、コンクリート造の楣を設けて開口部としている。

各面の窓について、まず一階の南北面（平側）は、東西両端の柱型間を除き、円弧アーチによる窓と高窓を、柱型間1間ごとに交互に配する。開口下部には窓台石を設ける。また、一階の東西面（妻側）は柱型間4間のうち両端の2間に、平側と同様の窓を設ける。二階は、南北面の東西両妻側の1間ずつを除いた、四面すべての柱型間に、円弧アーチを用いた窓を設ける。

その他、二階床梁（鉄骨）を支える中央柱の下部は煉瓦造としている。

煉瓦壁体には鉄骨梁（当初）を受ける梁受石を設置している。また、出入口には敷石が設けられている。

煉瓦壁と石材については、修理工事においても保存が図られており、原則的には当初の状態を維持しているが、破損部分の補修のため一部の煉瓦は取り替えられている。

〔破損状況〕

顕著な破損は見受けられないが、煉瓦内壁に白い汚れが付着しているのが目に付く（図 2.1.104）。これは修理工事前の段階ですでに起きており、工事では、外部から雨水が壁を浸透して入ってきていることが主な原因であると判断し、煉瓦壁の内外表面に撥水塗装（アクアシール 50E）を行っている。しかしながら、竣工後、かなり時間が経過しているので、今後は経過観察を行うとともに、原因が塩類風化であれば煉瓦の劣化につながるため、その可能性を念頭に置いた再調査も必要である。

また、中央柱の煉瓦表面は欠けが多く見られる（図 2.1.105）。これは荷役に伴う破損であり、修理工事の際には建物の使用状況を示す痕跡として保存したものである。



図 2.1.104 内部煉瓦壁



図 2.1.105 内部中央柱

【床組・小屋組（鉄骨・木）】

〔保存の状況・改修の内容〕

二階床梁は鋼製のアングル、フラットバーを組み合わせた鉄骨トラス梁としている。梁の両端は煉瓦壁に大入れとし、中央部は下部煉瓦造、上部コンクリート造の柱で支承している。また床梁上の二階根太、床板は木造である。

これらの床組は、修理工事において破損部の修繕が行われたのみで、原則として当初の状態が保存されている。

小屋組は木造で、キングポストトラスを3つ組み合わせた構造になっている（図 2.1.108）。

トラスの陸梁は4本の材を台持継で繋ぎ、1本の梁としている。継ぎ手上部には添え木をあて、ボルトで梁と繋結して継ぎ手を補強している。陸梁両端部は煉瓦壁頂部に渡した敷桁に架け、中央部は、頂部を繋いだ木造の柱に肘木、方杖を設けて支承している。

下段のキングポストトラスは、「陸梁」「合掌」「陸梁中央部と合掌中央部を繋いだ2番合掌」の3材による三角形に対して「2番真束」「2番吊り束」「2番方杖」「3番方杖」を設ける構成とする。上段のキングポストトラスは、下段トラスの頂部を繋ぐ二重梁を下弦材とし、「1番真束」「1番吊束」「1番方杖」を設ける構成とする。このうち、「1番吊束」は梁等を両側から挟みボルトで繋結する形式で、下段の陸梁まで延びる。

桁行方向は筋交と振れ止めで連結する。棟木は「1番真束」に輪薙ぎ込み、母屋は合掌上に転び止めを取り付けて架け渡す。ただし、鼻母屋は陸梁の軒端部に架け渡す。

小屋組は保存修理工事で特に修繕も行われておらず、当初の状態がほぼ保存されている。

〔破損の状況〕

現状、特に破損は見受けられない。



図 2.1.106 二階床組



図 2.1.107 二階床組端部

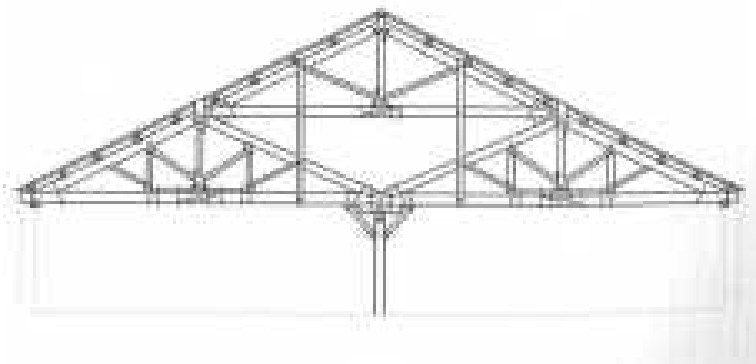


図 2.1.108 小屋組トラス（修理工事報告書から抜粋）

【内装・造作】

〔保存の状況・改修の内容〕

建物内部に間仕切りを新設して「トイレ」「給湯室」「機械室」等を区画しているが、これらはすべて改修工事で設置されたものであるため詳細な記述を省くこととし、本項では、当初からの内装や造作がどのような改修を受けたのか、ということを中心に述べる。

一階の床は、修理工事で打設しなおした土間コンクリートに、防塵塗装仕上げとしている。二階の床は化粧板張りとし、修理工事では、破損部の取替を除き、当初材をそのまま残している。

内壁は、現状、煉瓦壁面を見せており、漆喰等の痕跡も特にないため、当初からの形式であると見られる。また、内側の窓台となる部分の煉瓦上端にはモルタル塗りが施されている。ここは修理工事で特に修繕を施しておらず、修理前の状態が保存されているが、これが当初からの形式かどうか、また当初材かどうかは確かではない。

建物の南西隅と北東隅に、木造の階段が設置されている。また、北東の階段室下は木造の間仕切りで区切って物入としている。これらはこれまで特に改造を受けておら

ず、当初からの形式が保存されているとみられる。

本建物の軍港引込線レールは、妻面の出入口から建物に入る位置で二箇所存在しているが、南側のレールが建物内部を貫いているのに対し、北側のものは東妻面から建物に入ってすぐの位置で途切れている。修理工事においては、土間コンクリートを打設しなおしたことに伴って、レールもいったん解体し、元通りに復旧している。

[破損の状況]

修理工事において、二階窓建具の修理が十分になされていないため、雨水が吹き込んでいるものと見られ、一部の北側二階床面に水染みが見られる。その周辺では窓台上端のモルタル塗りも劣化が進行し、ひび割れが生じている。

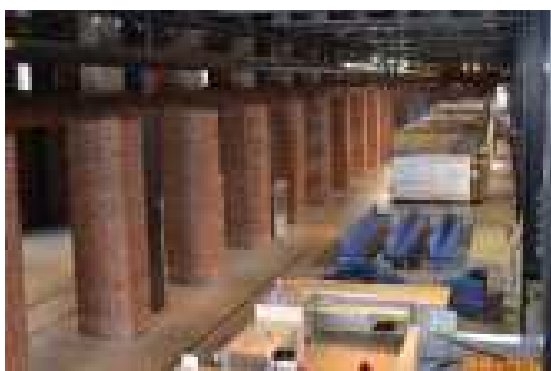


図 2.1.109 一階室内



図 2.1.110 二階室内



図 2.1.111 木造階段廻り



図 2.1.112 二階E V廻り

【屋根】

〔保存の状況・改修の内容〕

現状、屋根は切妻造棧瓦葺で釉薬瓦が用いられている。棟は熨斗瓦4段積みに角棧伏間瓦とし、破風立ち上がりには笠木（木製下地、亜鉛鉄板張り）を取り付けて上端を納める。当初から瓦葺で、修理工事前の段階でも、当初の瓦がほぼ残っている状態であった。また修理工事報告書によれば、土葺で、土居葺には杉手割材を用いていた。

修理工事では、まず木部は、補強鉄骨の建て込みのために野地板までいったん解体してから、野地板、垂木、鼻母屋、笠木下地、敷桁、面戸板の破損部を補修し、材料を再利用して元の状態に復している。土葺は引っ掛け棧葺に変更し、既存の土居葺はごく一部分だけ保存し、その他の大部分はアスファルトルーフィング敷に改めている。

また、瓦はいったん地上に下してから、打音検査と目視調査により個別に破損状態を確認し、健全と判断されたもののみ再利用しており、その結果、全体の4分の1程度の棧瓦や雪止瓦を補足瓦に取り替えている。なお補足瓦は南流れの西側に集められている。

〔破損状況〕

地上から目視した限りでは、特に破損は見受けられない。



図 2.1.113 屋根廻り



図 2.1.114 屋根廻り

【開口部・窓枠・建具】

〔保存の状況・改修の内容〕

出入口は北面に2箇所（柱型間1間）、各妻面に1箇所ずつ（柱型間2間）設けられている。

北面出入口の建具は現状では木製の両開き戸であるが、東側は修理前の段階でシャッターに改変されていたため、旧規に倣って復旧したものであり、西側は当初の建具を修繕したものである（図 2.1.115）。一方、妻面の出入口に関しては、修理工事前の段階では、各面2間とも当初の木製の吊り戸が用いられていたが、現状は、東面北側の1箇所を活用のため鉄骨フレームの自動ドアに整備し、その他3箇所は当初の木

製建具を修繕して使用している（図 2.1.116）。

現状の窓は、一階の窓は上げ下げ窓、一階の高窓は嵌め殺し窓、二階の窓は外開き開きとし、すべて木製ガラス戸が用いられている（図 2.1.117）。当初から特に改造は行われておらず、当初の形式が保存されている。修理工事においては、一階の建具については、いったん取り外し、修繕と仕上げ塗装を施したうえ、元の状態に復旧しているが、二階の建具は、欠損部の修理以外は、建付調整のみとしている。

妻面上部には各面2箇所ずつ金属製ガラリ戸が設けられている（図 2.1.118）。当初からの形式と見られ、修理工事においても特に修繕は行われていない。

〔破損状況〕

前述の通り、雨水が吹き込んでいる箇所があり（図 2.1.120）、二階上げ下げ窓の建具は一部、取り外して修繕する必要がある状態である。また建具や窓枠の塗装の劣化も目につく状態となっている（図 2.1.121）。



図 2.1.115 北面出入り口



図 2.1.116 東面出入り口

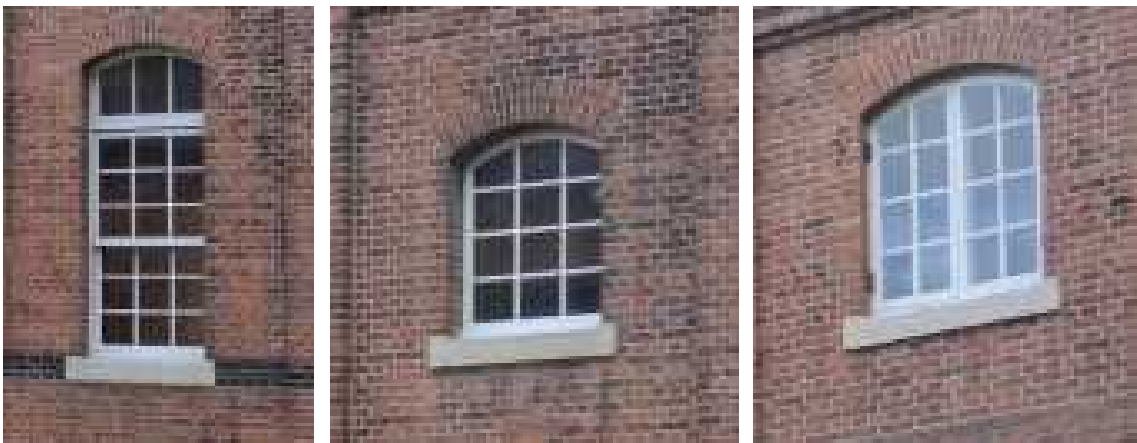


図 2.1.117 窓外観（すべて北面。左から一階窓、一階高窓、二階窓）

5号棟



図 2.1.118 妻壁上部ガラリ



図 2.1.119 出入口吊り戸 内部から



図 2.1.120 二階床雨染み



図 2.1.121 塗装の劣化

【その他】

〔保存の状況・改修の内容〕

妻の壁面は木製の下地を組んで、モルタル塗りとしている（図 2.1.122）。修理工事報告書によれば、モルタル壁の内部には鉄筋や金網が用いられているようである。修理工事においても補修は受けておらず、当初の状態が保存されている。

改修工事において構造補強が実施されており、地盤改良工事、ステンレスピン打ち込みによる煉瓦壁の補強、内部への鉄骨フレームの設置が実施されている。

樋は、修理工事報告書によれば、改修前の段階で欠損が多く、当初の形式がよくわからなかったようだが、修理工事において、ステンレス製のものを新調している。ただし受金物は、4号棟同様、新規に製作するものとは別に、材料を保存するという目的から、既存の金物に防錆塗装を施した上、元の場所に存置している。

現状の電気設備、機械設備は、すべて改修工事において新調されたものである。



図 2. 1. 122 妻モルタル塗り

カ 6号棟、7号棟、8号棟 需品庫三棟（指定名称：舞鶴海軍需品庫需品庫（三棟））

【基礎】

〔概要〕

今回の調査では躯体の基礎は未確認であるが、「舞鶴鎮守府需品庫三棟新築仕様書」（巻末参考資料②）や「舞鶴鎮守府需品庫需品庫新築之図面」（巻末参考資料③）によれば、側廻りや縁石等の下部にはコンクリート製の基礎を設置し、その上に煉瓦の根積としているようである（図 2. 1. 123）。

〔破損状況〕

破損状況は未確認である。

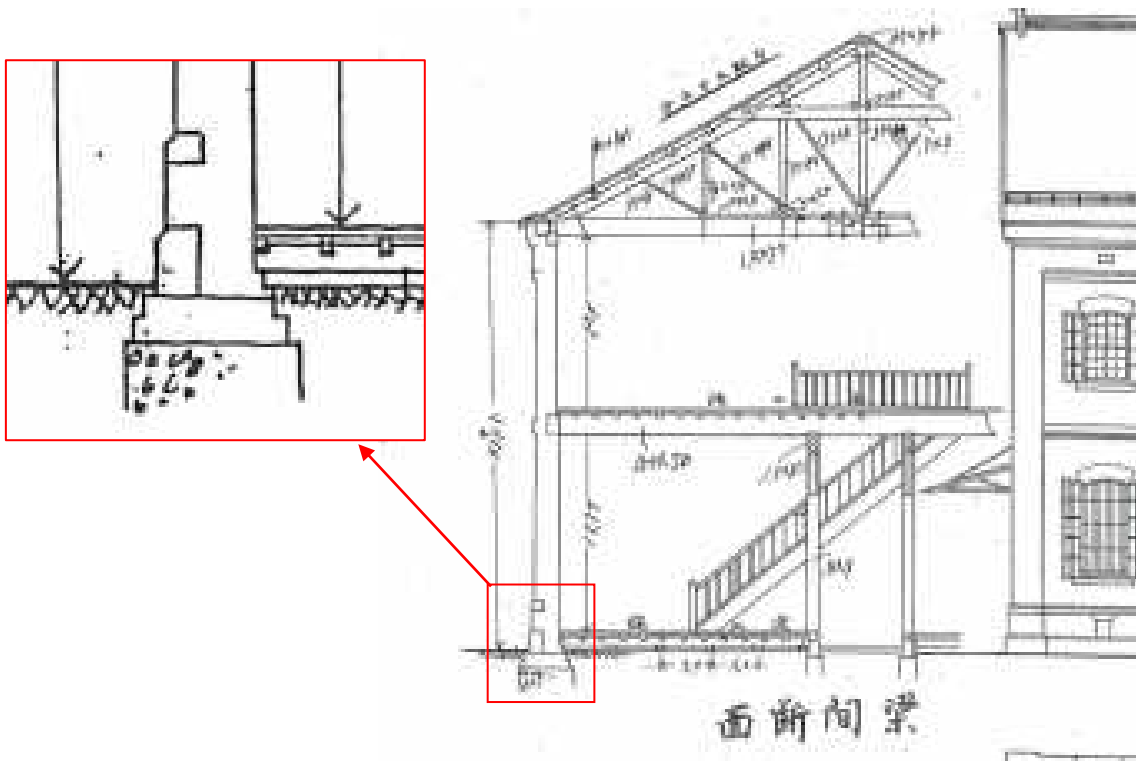


図 2. 1. 123 「当初図面」 梁間断面図



図 2. 1. 124 7号棟基礎周り 試掘調査（平成 17 年実施）

【壁体（煉瓦・石）】

〔概要〕

煉瓦壁はイギリス積で、「舞鶴鎮守府需品庫三棟新築仕様書」等によれば、壁厚は、一階は2.5枚積み、二階は2枚積みとしている。柱型を外壁の一、二階に配列し、軒蛇腹及び胴蛇腹を外壁四周に施している。南面に2箇所、東西面にそれぞれ1箇所ずつ、円弧アーチを設けて出入口を設けている。出入口とする部分を除く各柱型間の中央には、一、二階ともそれぞれ短窓の円弧アーチを組み、窓台を備えている。また、妻壁上部には円窓が付いている。一階各窓の下には円弧アーチの換気口を設け、二階各窓の上部には矩形の換気口を設けている。

外壁には花崗岩の根石と腰石を廻している。また、出入口には地覆石と戸摺り石を設け、窓下に窓台石、妻円窓の上下左右に楔石を設置している。内部の中央通りの柱脚部に沓石を据え、桁行方向柱間に縁石を据えている。南面出入口の外部にはスロープ（縁石を積み、内部にコンクリートを打設）を設置している。なお、「舞鶴鎮守府需品庫三棟新築仕様書」等によれば壁体内部には敷梁や二階梁を受けるための積込石が設置されているが、目視では確認できなかった。

〔破損状況〕

3棟とも、煉瓦には部分的な欠損（図2.1.125）や後世の改修による不用の穴などが見られ、目地の劣化も一部で進行している。また外壁煉瓦には、エフロレッセンスをはじめとして汚れが付着したり、植物等が繁茂したりしている箇所も見受けられる（図2.1.128）。各石材は良好に保存されている。



図 2.1.125 8号棟南面出入口 煉瓦破損状況



図 2.1.126 7号棟東面出入口 煉瓦破損状況



図 2.1.127 6号棟南面窓廻り 煉瓦破損状況

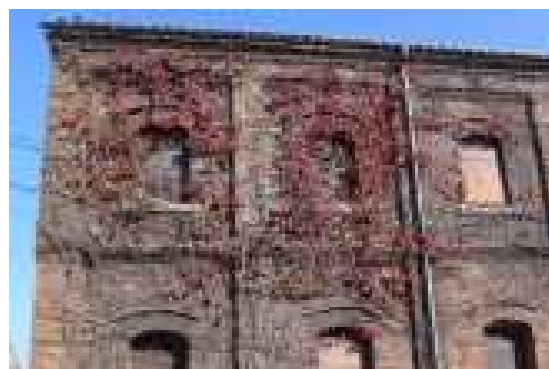


図 2.1.128 8号棟南面 植物繁茂状況

【軸組・小屋組】

〔概要〕

一階は桁行方向の中央通路両脇に管柱を立て、柱頂部に敷梁を桁行方向に架け渡し、方杖で支えている（図 2. 1. 129）。敷梁上に二階梁を梁間方向に架け渡し、根太を設け、床板を張っている。一部の二階梁の端部は、壁際に添え柱を立てて支承している。小屋組はキングポストトラスで、陸梁に真束、第一吊束、第二吊束を立て、方杖で支え、合掌を組み、真束、第一吊束、合掌の側面を挟梁で連結している。桁行方向は、真束上部及び第一吊束の脚部の両側面を梁挟みで繋いでいる。軒廻りは、敷桁を設けて陸梁を受け、陸梁上に軒桁を架け渡している。真束に棟木、合掌に母屋を渡し、垂木を架けている（図 2. 1. 132）。

〔破損状況〕

軸組・小屋組には雨漏りが生じている部分においては腐朽が進行している。また、表面が広範囲にわたって新聞紙で覆われている材については、未確認である。

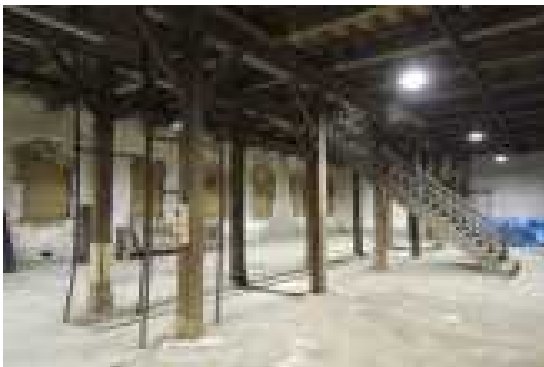


図 2. 1. 129 7号棟 一階 東北を見る

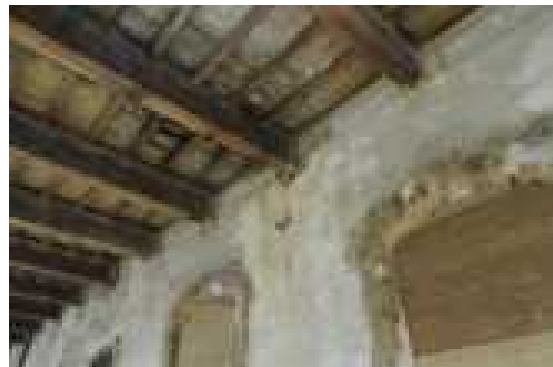


図 2. 1. 130 7号棟 二階梁と壁面の取り合い



図 2. 1. 131 7号棟 二階 西を見る

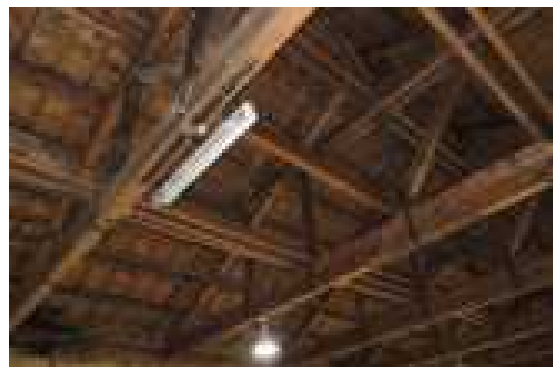


図 2. 1. 132 7号棟 小屋組トラス

【内装・造作】

〔概要〕

現状、一階の床はすべて土間コンクリート敷である。ただし、一階管柱の足下には、板挟りが残っており、「舞鶴鎮守府需品庫三棟新築仕様書」「舞鶴鎮守府需品庫需品庫新築之図面」にも記述があるように、一階は中央の通路部分を除いて、当初は板張りであったと見られる（図 2.1.133）。二階の床は二階梁に根太を渡し、化粧板張りとしている。

室内に、南から北へ向かって上る木造の階段を2箇所設けている（図 2.1.134）。また床には鉄製のレールを設置している。

壁はすべて漆喰塗である。

〔破損状況〕

土間コンクリートには一部、軽微な陥没やひび割れが見受けられる。二階の化粧床板は、雨漏りによる腐食が一部見られる（図 2.1.135）。漆喰壁は剥落、ひび割れ、雨漏り等の汚損が進行しており、再用は困難である（図 2.1.136）。

建物内部の階段自体には特に破損している箇所は見受けられないが、管柱に設ける簾板掛けが場所によって欠失している。レール廻りには特段の破損は見受けられない。



図 2.1.133 6号棟 一階床板痕跡



図 2.1.134 7号棟 階段一階部分



図 2.1.135 8号棟 二階床板腐食



図 2.1.136 6号棟 一階漆喰剥落

【屋根】

〔概要〕

切妻造棧瓦土葺で、釉薬瓦を用いている。棟は肌熨斗2段、割熨斗3段の上に角棧伏間瓦（丸棧も一部存在する）としている。螻羽は袖瓦とし、風切丸2筋を葺いている。「需品庫三棟仕様書」等によれば、軒先には雪止め金物を入れている。

〔破損状況〕

瓦の緩みや屋根面の不整が随所に見られ、葺土の風化が進行しているものと見られる。また、瓦自体も、目視の範囲では詳細は不明であるが、耐用年数に達しているものが数多く存在していると思われ、破損した欠片が地上に落下するような事態も生じている。また、過去の補修において、周囲と寸法が異なる瓦が補足されている部分があり、破損の原因になりかねない。

3棟とも北流れは軒先1m程度を姑息的な鉄板葺きとしているが（図 2.1.138）、雨漏りが生じており、令和元年度に応急処置を実施している。

雪止め金物はほぼ欠失しており、留め金物がわずかに痕跡として残っている（図 2.1.141）。



図 2.1.137 6号棟 屋根南流れ



図 2.1.138 7号棟 屋根北流れ

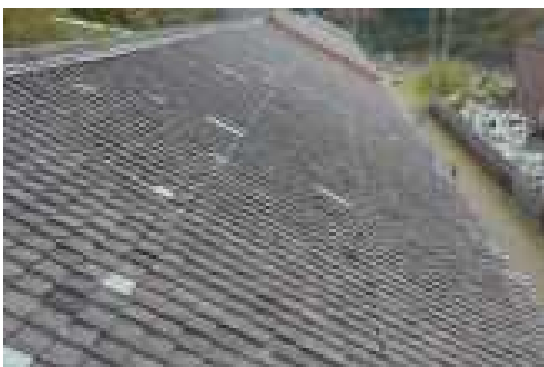


図 2.1.139 8号棟 屋根南流れ

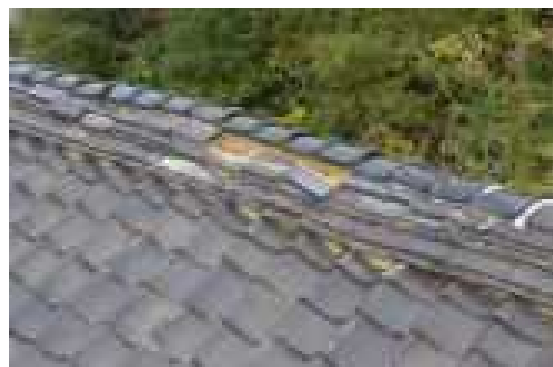


図 2.1.140 7号棟 棟破損部



図 2.1.141 8号棟 雪止め金物痕跡

【建具】**〔概要〕**

本建物の出入口は南面に2箇所、東面、西面にそれぞれ1箇所ずつ、合計4箇所設けられている(図2.1.143)。「需品庫三棟仕様書」によれば、当初は、外壁側に鉄製4枚折れ戸を設け、開口部には木製枠を設けて欄間に嵌め殺しガラス障子を入れ、さらに壁内側に建具枠を設けて木製引き分け板戸及び木製引き分け網戸を設けるといった形式であった。現状では、鉄製折れ戸はすべての箇所において撤去されており、軸金物の痕跡のみ残っている。また南面西側の出入口の建具は、3棟とも共通の改造を受けており、欄間の木製建具が撤去され、堅枠を継ぎ足すことで欄間を含んだ状態まで成を高くした引き分け戸に改修されている(図2.1.145)。さらにこの部分では引き分け網戸が撤去され、金物の痕跡のみ残っている。

アーチ窓は上げ下げ窓としている。当初は一階窓に鉄格子が設けられていたが、現状では全て撤去され、金物の痕跡のみ残っている。また、戦後の改修として、背面側の窓の一部には換気扇が設置されている。

妻面上部の円窓は当初からの形式として、通気管を多数通した二重鉄板による嵌め殺しとしている(図2.1.148)。軒廻り及び床下の換気口も通気管を通した鉄板を組み込んでいる。

〔破損状況〕

前述の通り出入口の鉄製折れ戸はすべて撤去され欠失しており、外壁面に軸金物、アーチ下端に落とし金物の受け金が残る。欄間の建具も前述の通り南面西側においては欠失しており、また他の場所においても撤去されているものがあり、さらに現存するものも鉄板で養生されていて、目視の範囲では破損状況は不明である(図2.1.147)。木製引き分け戸は、枠に部分的な破損が見られるものの、上記の改造された部分を除けば、比較的良好に保存されている。

アーチ窓の上げ下げ窓は、外部は鉄板に覆われ、内部はベニヤ板で開口部ごと覆われているので目視の範囲では破損状況は詳らかではない。

妻円窓、軒廻り換気口、床下換気口の鉄板は、目視の範囲では、表面において錆による腐食が進行していることがわかる。また、床下換気口廻りにおいては、煉瓦を部分的に解体して修理しようとしたと見られる箇所があり、その部分では、復旧の際に煉瓦を補足せず、姑息的にモルタルを塗り込んで応急措置としている(図2.1.149)。

6号～8号棟

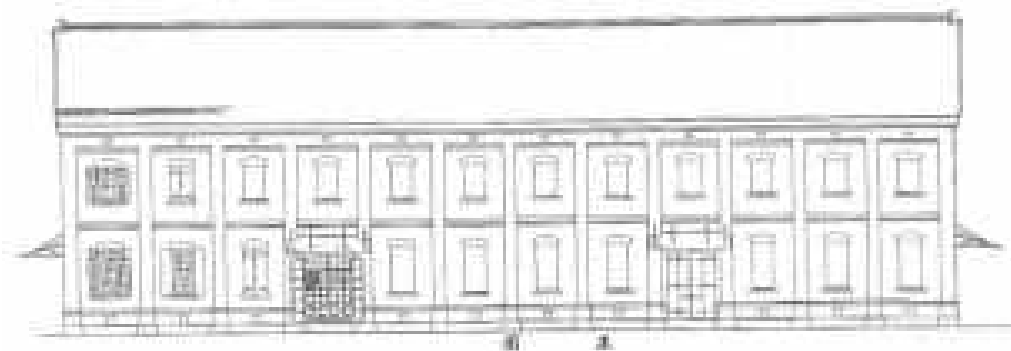


图 2.1.142 「当初図面」 南立面图



图 2.1.143 6号棟 南面東側出入口



图 2.1.144 6号棟 南面東側出入口

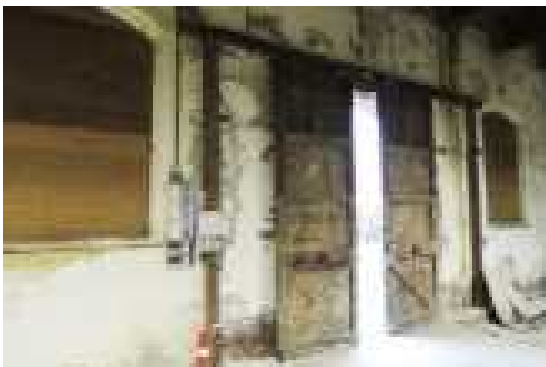


图 2.1.145 7号棟 南面西側出入口



图 2.1.146 7号棟 西面出入口見上げ



图 2.1.147 6号棟 南面一階窓

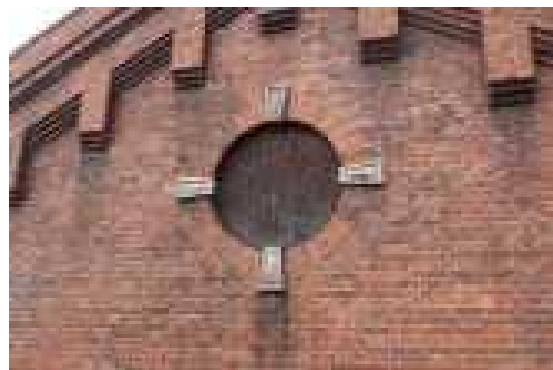


图 2.1.148 7号棟 東面円窓

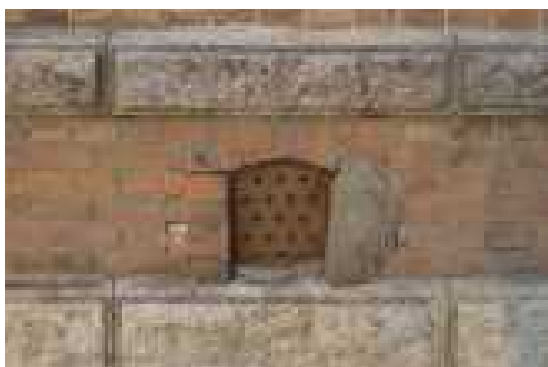


図 2.1.149 6号棟 南面床下換気口

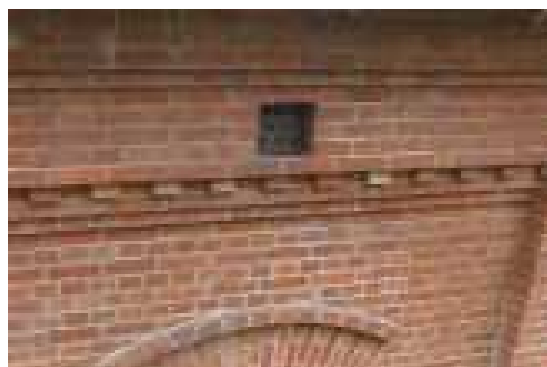


図 2.1.150 8号棟 北面軒下換気口

【その他】

〔概要〕

すべての出入口に木造の庇が設けられており、屋根板は亜鉛メッキ波板が用いられている。当初の形式は、腕木、垂木、桁などで構成される木造庇を、外壁に取り付けた鋼棒で吊るという構造だが、補強のため支柱を補足している箇所もある。

樋は銅製で、南北面にそれぞれ設け、豎樋は各面5箇所ずつ設置している。樋の受け金物、掴み金物は煉瓦目地に埋め込まれている。

建具、建具廻りの木材、階段廻りの木材には塗装を施している。

〔破損状況〕

庇は破損が著しく、ほとんど原形をとどめていないものもある。

樋は比較的最近に取り替えられたようで、特段の破損は見受けられない。

塗装は汚損、剥離が見られ、全体的に劣化している。



西面



東面

図 2.1.151 7号棟底 破損状況

(2) 管理状況

現在、1号棟は市直営の赤れんが博物館として、2号～5号棟は指定管理者による管理を行っている。6号～8号棟は管理団体である舞鶴市（文化振興課）が管理を行っている。

2-2 保護の方針

1号～8号棟の部分、部位を下記のように設定し、保護の方針を記載する。なお、標準区分は文化庁文化財保護部（当時）『重要文化財(建造物)保存活用計画策定指針』（平成11年3月）に沿って、一部、改変を行った。

（1）部分の設定

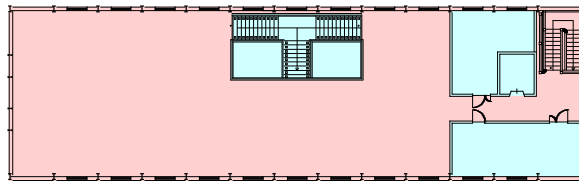
「部分」とは、文化財建造物の屋根、壁面外観（各面毎）又は各部屋を単位とし、表2.2.1に示す標準区分に準じて「部分」を設定し、形式、意匠、技術、その他について保護の方針を定める。

表2.2.1 〈部分〉の区分について

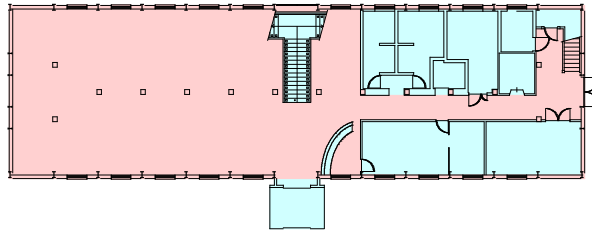
保存部分	文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分で、主として後述する部位の基準1又は2に該当する部位により構成される部分 ① 構造上特に問題を有する場合を除き、壁、柱、床、梁、屋根等の主要構造部及び通常望見できる範囲については、公共の文化財という観点から、原則として保存部分とする。 ② 内部において保全部分又はその他部分とすることができるのは、改造により文化財としての原状が失われている部分、厳密な保存を必要とせずかつ全体としての価値を損なわない部分、管理・活用（もっぱら居住等の用に供するために必要な部分など）及び補強等のために改変が許される部分に限る。
保全部分	維持及び保全することが要求される部分で、主として後述する部位の基準3に該当する部位により構成される部分
その他部分	活用又は安全性の向上のために改変が許される部分で、主として、後述する部位の基準4に該当する部位により構成される部分

（文化庁文化財保護部『重要文化財(建造物)保存活用計画策定指針』平成11年3月 p.22の表を一部改変）

図2.2.1から図2.2.6に文化財建造物の保護の区分を示す。8棟すべて、外観は風除室等を除いたすべての箇所において、その価値を有する「保存部分」とする。また6号～8号棟は、内部においてもすべて「保存部分」とする。



2 階



1 階

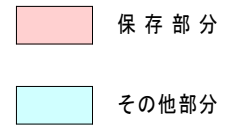
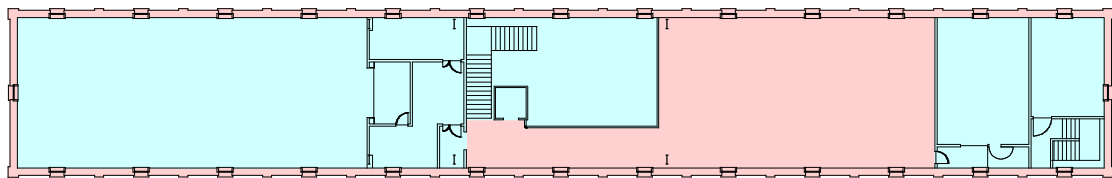
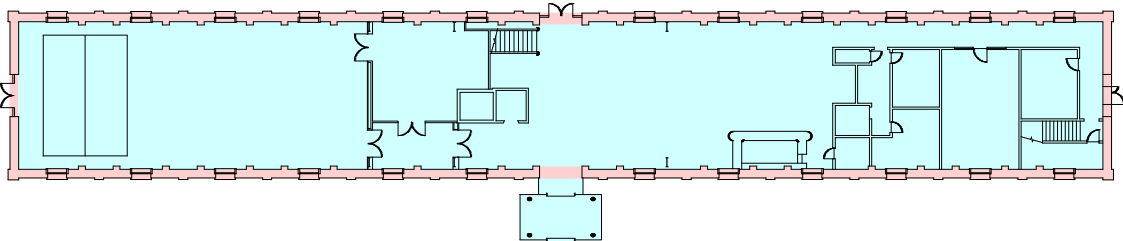


図2.2.1 各室の保護の方針1 1号棟平面図



2 階



1 階

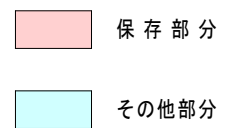
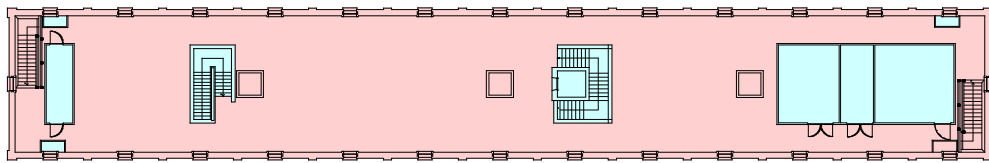
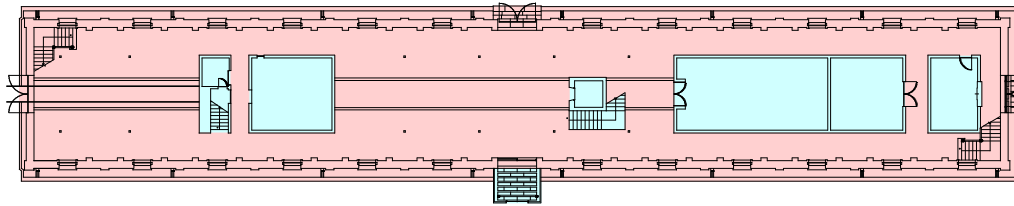


図2.2.2 各室の保護の方針2 2号棟平面図



2 階

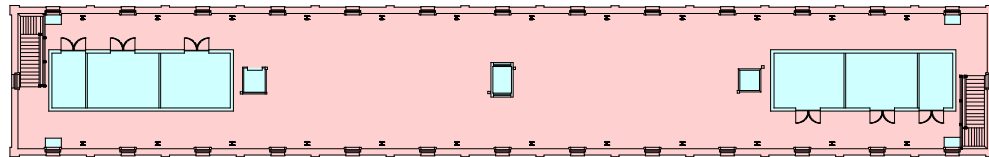


1 階

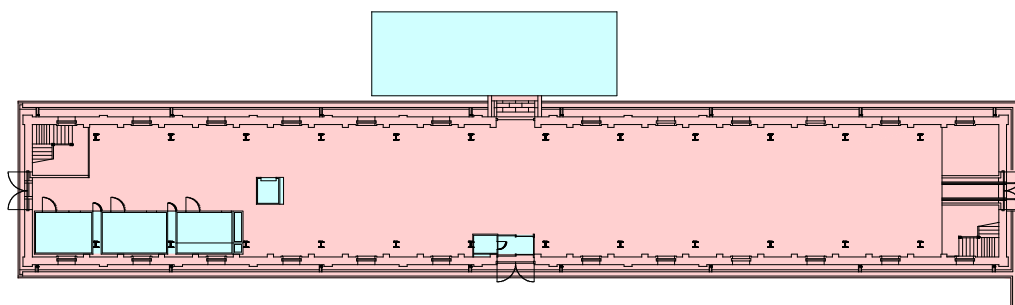
保存部分

その他部分

図2.2.3 各室の保護の方針3 3号棟平面図



2 階

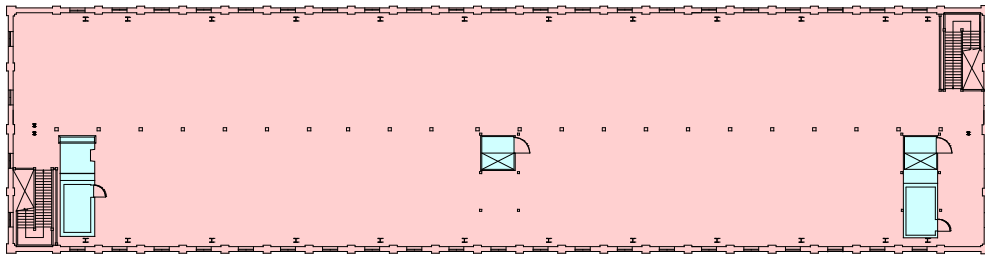


1 階

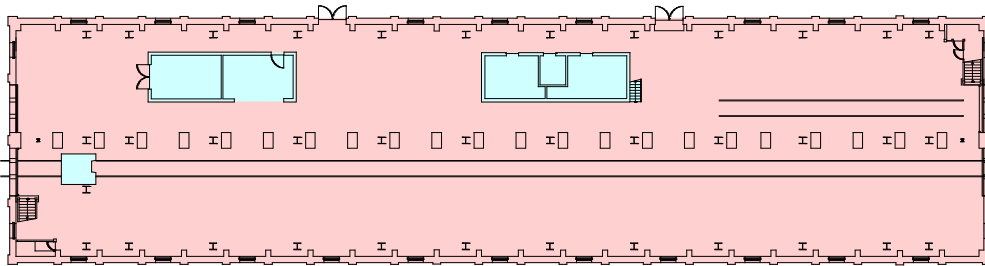
保存部分

その他部分

図2.2.4 各室の保護の方針4 4号棟平面図



2 階



1 階

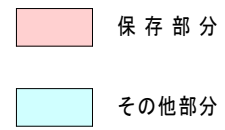
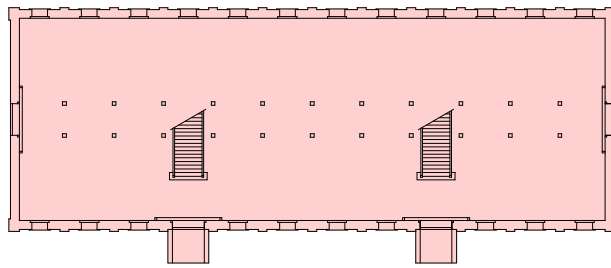
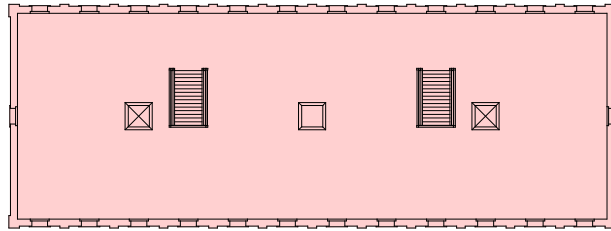


図2.2.5 各室の保護の方針5 5号棟平面図

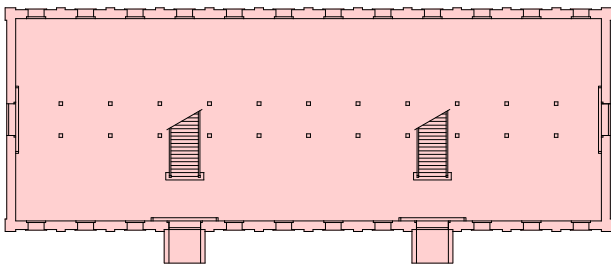


1 階

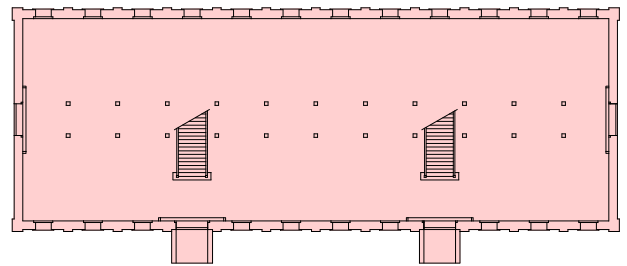


2 階

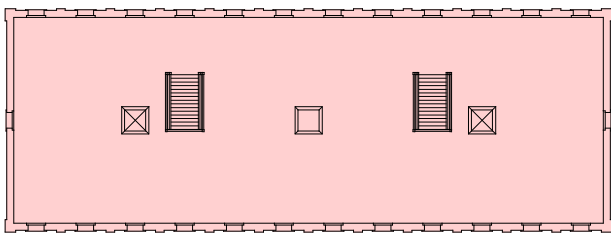
6 号棟



1 階

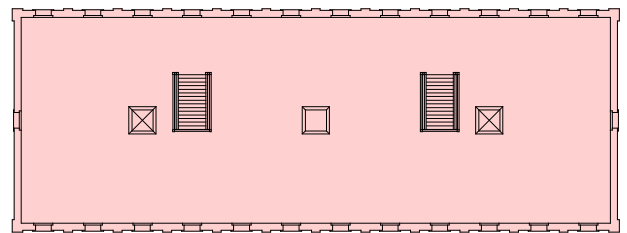


1 階



2 階

7 号棟



2 階

8 号棟


 保存部分

図2.2.6 各室の保護の方針6 6、7、8号棟（需品庫3棟）平面図

(2) 部位の設定と保護の方針

ア 基準の定義

「部位」とは、文化財建造物の一連の部材(例えば室内の壁、床、天井、窓、窓枠等)を単位として設定される区分とし、本計画では部位の保存修理の方針を、以下の5つの基準に分けることとする。

基準1 : 材料自体の保存を行う部位

基準2 : 材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位

基準3 : 主たる形状及び色彩を保存する部位

基準4 : 意匠上の配慮を必要とする部位

基準5 : 所有者の裁量にゆだねる部位

基準1は文化財として高い価値を有する部位のうち、現存する材料そのものを保存する部位とする。なお「文化財として高い価値を有する部位」とは、指定理由において「海軍鎮守府の施設構成を理解するうえで重要」と位置付けられていることを鑑み、「当初材もしくは終戦までに補足された部位」を原則とする。

基準2は文化財としての価値は基準1と同様に高いが、漆喰や瓦などのように、経年劣化のため定期的な更新を必要とする部位とする。また、平成の改修工事で過去の形式に倣って復原された部材も原則として基準2に区分する。ただし、基準2に区分された部位であっても、実際に更新しようとする際には、再用が可能かどうか、必ず一旦は検討を行うこととする。

基準3は、後世の修理により終戦時とは異なる仕様になっているものの、形状及び色彩は当時の状態に倣って整備されている部位で、例えば内壁において、当初の漆喰塗りがプラスター塗りに改修されているような箇所が当てはまる。今後の修理においては、主たる形状及び色彩さえ保存すれば、仕様や材質を変更してもよいものとする。

基準4は、戦後に追加・補足された部位のうち、見えがかりにあたる部位とする。必要に応じて取り替えてもよいが、周囲と調和する意匠にすることが求められる。

基準5は、戦後に追加・補足された部位のうち、見え隠れにあたる部位を原則とする。修理にあたっては、所有者の裁量によって改変することができる。また、見えがかりであっても、将来的に撤去する方針の部位は基準5に区分する。

なお、基準3、基準4、基準5に区分する部位であっても、安全性や耐久性といった建物の性能を減ずるような改変は、特段の事情がない限り行わない。

また、今回の区分では、材料の現状の破損状況は原則として考慮していない。破損

部位の修理は、文化財保護法に則り、京都府及び文化庁と協議の上、所定の手続きを踏まえて実施する。その際には、破損が著しく、再用が不可能な材料は、基準1の部位であっても、新補材と取り替えることも検討する。

〈参考〉

平成22年度に実施された、重要文化財「舞鶴旧鎮守府倉庫施設」保存活用検討委員会において、4号～8号棟の保存区分について議論が行われたが、そこでは保存区分を以下のように定義している。

基準1 「保存部位」のうち、特に価値が高い部分で材料自体の保存を行う〈部位〉。舞鎮竣工報告書の仕様書に記載されている当初部材のうち、煉瓦、礎石、柱等の軸部材ならびに、当該建物の性格を特徴づけている部位が該当する。移動式クレーンなど。

基準2 基準1と同じく、竣工報告書の仕様書に記載されている当初部材のうち、経年劣化等により定期的に更新が必要なく〈部位〉で、材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う〈部位〉。屋根棧瓦、上げ下げ窓、木製両開き扉、樋、漆喰塗、ペンキ塗など。なお、上記のうち、建築後現在までに改修・改造により、異なった形状・材質・仕上げ・色彩に変更をうけているとみられる部位については、基本的に当初の材料・形状・仕上げ・色彩に復元することを検討する。屋根スレート、樋、上げ下げ窓など。

基準3 建築後、大正～昭和期（終戦まで）に新たに付設された部位を基準3とする。文化財としての価値を持つが材料の形状、意匠の保存について個別に検討を行う〈部位〉である。基準1、2以外の〈部位〉が該当する。

基準4 「その他部位」。昭和20年の終戦以降に設置されたものを基準4とする。文化財としての価値は低く、所有者等の自由裁量に委ねられる〈部位〉。ベニヤ板、鉄板張、蛍光灯、配線、掲示物など。

今回は、終戦までに補足された材料も、当初材と同等に文化財としての価値を有すると考えるので、上記の基準の定義を踏襲することはしないが、平成22年度の基準で基準1、基準2、基準3に区分され、現在も保存されている部位については、今回も基準1もしくは基準2に区分する。

イ「部位」ごとの保護の方針

表2.2.2 1号棟 部分及び部位の保護方針

※「目視で確認できなかった」「仕様書に記載がない」などの理由で、修理工事の際に調査を要する部位には丸括弧をつける。

種別	部位	年代	基準	摘要	
基礎	コンクリート基礎、礎石	(当初)	(基準1)	目視では礎石上端しか確認できないが、試掘調査により、礎石下部にはコンクリート基礎があることがわかっている。基準1に相当する。	
土間	土間コンクリート、煉瓦床	当初	基準1	煉瓦床からは当初材により、基準1とする。	
煉瓦	壁体煉瓦	当初	基準1	当初材により、基準1とする。	
石材	出入口	沓石	当初	基準1	花崗岩。当初材により、基準1とする。 目視では確認できないが、工事記録により沓石があることがわかっている。基準1に相当する。
	階段廻り	柱下沓石			
	通路廻り	柱下沓石			
鉄骨材	鉄骨フレーム	当初	基準1	鉄骨材のうち、当初の材料は基準1とする。当初材と補強材の区別は、図2.1.24から37参照	
	鉄骨補強材	平成改修	基準4	耐震補強で補足された鉄骨材は、将来の修理工事などにおいて、より優れた補強方法が考案された場合は、撤去または仕様の変更を行ってもよい。現時点での具体的な検討は不要。	
木材	1階内部	管柱	当初	基準1	当初材により、基準1とする。
		柱上肘木			
		肘木方杖			
	二階床廻り	二階梁	当初	基準1	当初材により、基準1とする。
		根太			
		床板			
		雑巾摺 荷揚げ口框			
	小屋組	母屋	当初	基準1	当初材により、基準1とする。
		熨斗板			
	屋根廻り	大棟骨板	平成改修	基準2	改修工事で取り替えられているため、基準2とする。
大棟包板					
大棟煽板					
大棟煽板下敷板					
軒先鼻搦					
垂木形(破風板)					
品板					
鬼板					
鬼板台					
階段廻り	手摺廻り	当初	基準1	南東に位置する木造階段は、改修工事で整備。手摺廻りの材料は再利用しているので、基準1とする。それ以外の材料は取り替えられているが、意匠は改修前に倣っているため、今後も保存していくこととし、基準2とする。	
	その他	平成改修	基準2		
内装材	一階床	ゴムタイル敷	平成改修	基準4	改修工事で新たに整備された仕様であり、将来の修理工事において、仕様の変更も検討するため基準4とする。
	間仕切り内部	各種内装	平成改修	基準4	改修工事で新たに整備された仕様であり、将来の修理工事において、漆喰への復元も検討するため基準4とする。
屋根	下地	木毛セメント板	平成改修	基準5	改修工事で補足された下地であり、将来の修理工事においては、屋根葺材にあわせて、適切な材料を選択する。野物材でもあり、基準5とする。
	屋根葺材	カラーステンレス板	平成改修	基準4	改修工事で新たに整備された形式であり、基準4とする。
鉄製建具	出入口	北面 両開き戸	平成改修	基準2	改修工事で取り替えられた建具だが、意匠は修理前に倣っているため、基準2とする。
		西面 両開き戸	平成改修	基準4	
	窓 室外側	両開きガラス戸	平成改修	基準4	改修工事で鉄製建具は整備、または取替としている。工事で形式が変更された箇所もあり、後補の形式であることから、基準4とする。
		嵌め殺しガラス戸 ガラリ戸			
その他建具	窓 室内側	木製ガラリ戸 スタンドグラス	平成改修	基準4	改修工事で新たに整備された建具であり、将来の修理工事において、形式の変更も検討するため基準4とする。
金物類	木部との取り合い	緊結金物	当初	基準1	ボルト、箱金物、短冊金物、錠等。当初材により、基準1とする。
	屋根	雪止め金物	平成改修	基準4	改修工事で新たに整備された形式であり、基準4とする。

種別	部位		年代	基準	摘要
樋	耐候性鋼板製雨樋		平成改修	基準 4	軒樋、集水器、堅樋、呼び樋、這い樋、掴み金物。改修工事で新たに整備された仕様であり、将来の修理工事において、仕様の変更も検討するため基準 4 とする。
左官塗	内壁	プラスタ塗り	平成改修	基準 3	改修工事で漆喰塗りからプラスタ塗りに変更されており、将来の修理工事において、仕様の変更も検討するため基準 3 とする。
塗装	木部	ポリウレタン塗料塗など	平成改修	基準 3	改修工事で塗装は改められており、将来の修理工事においては、工事の履歴を確認したうえで、原則として塗り直しとするので、基準 3 とする。
	鉄部	錆止め塗料塗 S O P 塗料塗	平成改修	基準 3	
その他	正面出入口	風除室	平成改修	基準 4	改修工事で新たに整備された形式であり、将来の修理工事において、形式の変更も検討するため基準 4 とする。
	西面出入口	金属製庇	平成改修	基準 4	改修工事で新たに整備された形式であり、基準 4 とする。
	妻壁上部	耐候性鋼板張り	平成改修	基準 4	改修工事で新たに整備された形式であり、基準 4 とする。
	建物全体	電気設備・機械設備	平成改修	基準 4	照明設備、換気設備、自動火災報知設備、防犯設備等。設備の更新は適宜実施するため、基準 4 とする。

表2.2.3 2号棟、3号棟、4号棟 部分及び部位の保護方針

※「目視で確認できなかった」「仕様書に記載がない」などの理由で、修理工事の際に調査を要する部位には丸括弧をつける。

種別	部位	棟	年代	基準	摘要	
基礎	基礎	共通	(当初)	(基準1)	目視では確認できないが、3号棟修理工事報告書に抛れば、枕木、土台、改良地盤、煉瓦の根積みからなる基礎が存在する。当初材により、基準1とする。	
土間	土間コンクリート	共通	平成改修	基準2	改修工事・保存修理工事で打設し直しているため、基準2とする。	
煉瓦	壁体煉瓦	共通	当初	基準1	当初材により、基準1とする。	
石材	側廻り	側石	共通	当初	基準1	当初材により、基準1とする。
	出入口	地覆石				
	壁内部	梁受石				
	窓下	窓台石				
	内部通路廻り	布石	3号棟 4号棟	平成改修	基準2	復原した床の小口に張る。後補の材料であるが、過去の形式に倣っているので基準2とする。
	縦樋下	樋受石	3号棟	当初	基準1	当初材により、基準1とする。
4号棟			平成改修	基準2	保存修理工事で復原した材料であり、過去の形式に倣っているため基準2とする。	
木材	二階床廻り	二階床梁	共通	当初	基準1	当初材により、基準1とする。
		荷揚口框	3号棟 4号棟			
		二階根太	共通			
		二階床板	共通			
	桁廻り	敷桁	共通	当初	基準1	当初材により、基準1とする。
		面戸板				
	小屋組	陸梁	共通	当初	基準1	当初材により、基準1とする。
		陸梁上端添木				
		真束				
		吊束				
		合掌				
		第一方杖				
		第二方杖				
		筋違				
		振れ止め				
	母屋					
棟木						
ドーマー窓		2号棟	平成改修	基準4	改修工事で新たに整備された形式であり、基準4とする。	
屋根廻り	垂木	共通	当初	基準1	当初材により、基準1とする。	
	野地板	共通				
	新設下地	2号棟	平成改修	基準5	野垂木、断熱材、ベニヤ板。改修工事で新たに整備された形式であり、野物材でもあることから、基準5とする。	
	新設下地	3号棟	平成改修	基準5	構造用合板、野垂木、断熱材。保存修理工事で新たに整備された形式であり、野物材でもあることから、基準5とする。	
	新設下地	4号棟	平成改修	基準5	桟木、断熱材。保存修理工事で新たに整備された形式であり、野物材でもあることから、基準5とする。	
階段廻り	木造階段	3号棟 4号棟	当初	基準1	親柱、筋桁、段板、蹴込板、手摺、手摺子、床板(踊り場)、框(踊り場)。当初材により、基準1とする。	
補強材等	階段廻り	鉄骨階段	2号棟	平成改修	基準4	建物内部中央部、北東隅の2箇所。改修工事で新たに整備された形式であり、基準4とする。
	耐震補強材	鉄骨フレーム	共通	平成改修	基準4	耐震補強で追加された部材であり、将来、文化財の価値をより高めることのできる工法が考案された場合に限り、補強方法を変更することができる、という意味で基準4とする。
		R C造壁体	3号棟	平成改修	基準4	
内装材	1階床	床組材	3号棟 4号棟	平成改修	基準2	大引き、根太、床板、框。当初の形式を復原したものであり、基準2とする(破損時は材ごと取替えてもよい)。
		床仕上げ材	2号棟	平成改修	基準4	大理石張り、タイル張りなど。改修工事で新たに整備された形式であり、基準4とする。
	2階床	床仕上げ材	2号棟	平成改修	基準4	当初の床板の上に、合板捨て張りの上、塩化ビニルシート張り。改修工事で新たに整備された形式であり、基準4とする。

種別	部位		棟	年代	基準	摘要
内装材	内部窓枠廻り	漆喰塗り	3号棟 4号棟	当初	基準1	保存修理工事で上塗漆喰はやり直しているが、中塗からは保存しており、基準1とする。
		プラスター塗り	2号棟	平成改修	基準3	改修工事で漆喰をプラスターに変更しており、改修時に漆喰への復原を検討するため基準3とする。
屋根	アスファルトルーフィング		共通	平成改修	基準5	改修工事で新たに整備された形式であり、野物材であることから、基準5とする。
	カラーステンレス板		2号棟	平成改修	基準4	雪止め金物とも。改修工事で新たに整備された形式であり、基準4とする。
	瓦		3号棟 4号棟	平成改修	基準2	棧瓦、軒唐草瓦、雪止瓦、袖瓦、風切丸瓦、熨斗瓦、角棧伏間瓦。すべて保存修理工事で新調された材であり、また破損した材は適宜、取り替えを行うため基準2とする。
建具	出入口	自動ドア	共通	平成改修	基準4	改修工事で新たに整備された形式であり、風除室を含め、基準4とする。
		金属製両開き戸、親子扉	2号棟	平成改修	基準4	西面、南面（以上両開き戸）、北面（親子扉）。改修工事で新たに整備された形式であり、基準4とする。
		木製両開き戸	3号棟 4号棟	当初	基準1	3号棟南面。4号棟北、西、南面及び内部に展示の建具。当初の建具であり、基準1とする。
	窓	木製上げ下げガラス窓	3号棟 4号棟	当初	基準1	当初の建具であり、基準1とする。
		鉄格子	3号棟 4号棟	平成改修	基準2	当初の形式を復原したものであり、基準2とする（破損時は材ごと取替えてもよい）。
		アルミサッシガラス窓	2号棟	平成改修	基準4	アルミサッシの嵌め殺し窓、縦軸回転窓、ガラリ窓。改修工事で新たに整備された形式であり、基準4とする。
		金属製ガラリ	3号棟	平成改修	基準4	保存修理工事で新たに整備された形式（既存建具の外側に補足）であり、基準4とする。
		金属製ガラリ	4号棟	平成改修	基準4	保存修理工事で新たに整備された形式（既存建具を取り外して代わりに設置）であり、基準4とする。
	丸窓	木製建具	3号棟 4号棟	当初	基準1	当初の建具であり、基準1とする。
		嵌め殺しガラス窓、金属製ガラリ	2号棟	平成改修	基準4	改修工事で新たに整備された形式（既存建具を取り外して代わりに設置）であり、基準4とする。
金属製ガラリ		3号棟	平成改修	基準4	保存修理工事で新たに整備された形式（既存建具の外側に補足）であり、基準4とする。	
金物類	木部との取り合い	緊結金物	共通	当初	基準1	ボルト、箱金物、短冊金物、錠等。当初材により、基準1とする。
樋	ステンレス製雨樋		共通	平成改修	基準4	軒樋、集水器、堅樋、受金物等。改修工事で新たに整備された形式であり、基準4とする。
	受金物		4号棟	当初	基準1	4号棟のみ、当初の受金物を取り外さずに、防錆塗装をして保存しているため、これは基準1とする。
塗装	木部	SOP塗り	共通	平成改修	基準1	主に木製建具。改修工事において、既存の塗装活膜を保存した箇所があるため、基準1とする。
	その他	SOP塗り等	共通	平成改修	基準4	木部以外の塗装は、改修工事で新たに整備された形式であり、基準4とする。
その他	室内	軍港引込線軌条	3号棟 4号棟	終戦前改修	基準1	終戦までに補足された部位で、建造物の特徴を示すため、基準1とする。
	室内	移動式荷吊クレーンレール	4号棟	当初	基準1	建造物の特徴を示す設備であるため、基準1とする。
	建物全体	電気設備及び下地材	共通	後補	基準4	照明設備、換気設備、自動火災報知設備、防犯設備等。機器の更新等があるため、基準4とする。

表2.2.4 5号棟 部分及び部位の保護方針

※「目視で確認できなかった」「仕様書に記載がない」などの理由で、修理工事の際に調査を要する部位には丸括弧をつける。

種別	部位	時期	基準	摘要		
基礎	基礎	(当初)	(基準1)	目視では確認できないが、修理工事報告書に拠れば、無筋コンクリート、煉瓦の根積みからなる基礎が存在する。当初材により、基準1とする。		
土間	土間コンクリート	後補	基準2	保存修理工事で打設し直しているため、基準2とする。		
煉瓦	壁体煉瓦、中央柱煉瓦	当初	基準1	当初材により、基準1とする。		
石材	壁内部	当初	基準1	当初材により、基準1とする。		
	梁受石					
	窓下					
	出入口					
	敷石					
階段廻り	親柱礎石					
竪樋下	樋受石					
木材	二階床廻り	荷揚げ口框	当初	基準1	当初材により、基準1とする。	
		二階根太				
		二階床板				
	二階室内	二階中央柱	当初	基準1	当初材により、基準1とする。	
		二階中央柱頭繫				
		二階中央柱肘木				
		二階中央柱方杖				
	桁廻り	敷桁	当初	基準1	当初材により、基準1とする。	
	小屋組		陸梁	当初	基準1	当初材により、基準1とする。
			陸梁上端添木			
			1番真束			
			1番吊束			
			1番方杖			
			合掌			
			二重梁			
2番合掌						
2番真束						
2番吊束						
2番方杖						
3番方杖						
筋違						
振れ止め						
母屋						
棟木						
屋根廻り	垂木	当初	基準1	当初材により、基準1とする。		
	野地板					
	面戸板					
	笠木					
土居葺	当初	基準1	当初の土居葺(杉板)を一部だけ解体・撤去せず、下地に再利用しているため、この部分は基準1とする。			
新設下地	平成改修	基準5	縦棧、横棧。保存修理工事で整備された材料であり、野物材であることから、基準5とする。			
階段廻り	木造階段	当初	基準1	親柱、鰯桁、段板、蹴込板、手摺、手摺子、床板(踊り場)、框(踊り場)、側板、裏板。当初材により、基準1とする。		
その他構造材	二階床梁	鉄骨トラス梁	当初	基準1	当初材により、基準1とする。	
	中央柱上部	コンクリート柱	当初	基準1	当初材により、基準1とする。	
	妻出入口上部	コンクリートまぐさ	当初	基準1	当初材により、基準1とする。	
補強材	耐震補強材	平成改修	基準4	耐震補強工事で追加された鉄骨部材であり、将来、文化財の価値をより高めることのできる工法が考案された場合に限り、補強方法を変更することができる、という意味で基準4とする。		
内装材	内部窓枠上端	モルタル塗り	当初か	基準2	当初の形式である可能性はあるが、修理の際には塗り直しを行うため、基準2とする。	
屋根	アスファルトルーフィング	平成改修	基準5	保存修理工事で新たに整備された形式であり、野物材であることから、基準5とする。		
	瓦	当初 平成改修	基準1	棧瓦、軒唐草瓦、雪止瓦、袖瓦、風切丸瓦、熨斗瓦、角伏間瓦。保存修理工事で、当初瓦を半数以上再利用しており、今後の修理でも、再利用を原則とするため、基準1とする。		

種別	部位		時期	基準	摘要
建具	出入口	木製両開き戸	当初	基準 1	北面西側、東側。西側は当初の建具、東側もそれに倣って復旧された建具であり、一体のものと考え、ともに基準 1 とする。
		木製吊り戸	当初	基準 1	妻面出入口。当初の建具であり、基準 1 とする。
		自動ドア	平成改修	基準 4	保存修理工事で新たに整備された形式であり、基準 4 とする。
	窓	木製上げ下げガラス窓	当初	基準 1	一階腰窓。当初の建具であり、基準 1 とする。
		木製両開きガラス窓	当初	基準 1	二階腰窓。当初の建具であり、基準 1 とする。
木製嵌め殺しガラス窓		当初	基準 1	一階高窓。当初の建具であり、基準 1 とする。	
金属製ガラリ		当初	基準 1	妻面上部。当初の建具であり、基準 1 とする。	
金物類	木部との取り合い	緊結金物	当初	基準 1	ボルト、箱金物、短冊金物、錠等。当初材により、基準 1 とする。
樋	ステンレス製雨樋		平成改修	基準 4	軒樋、集水器、堅樋、受金物等。保存修理工事で新たに整備された形式であり、基準 4 とする。
	受金物		当初	基準 1	当初の受金物を取り外さずに、防錆塗装をして保存しているため、これは基準 1 とする。
塗装	木部	S O P 塗り	平成改修	基準 1	主に木製建具。保存修理工事において、既存の塗装活膜を保存した箇所があるため、基準 1 とする。
	その他	S O P 塗り等	平成改修	基準 4	木部以外の塗装は、保存修理工事において新たに整備された形式であり、基準 4 とする。
その他	室内	軍港引込線軌条	当初	基準 1	当初からの形式であり、基準 1 とする。
	妻壁	モルタル塗り	当初	基準 1	当初の材料であり、基準 1 とする。
	室内	クレーンレール	当初	基準 1	建造物の特徴を示す設備であるため、基準 1 とする。
	建物全体	碇子等		当初	基準 1
電気設備及び下地材			後補	基準 4	照明設備、換気設備、自動火災報知設備、防犯設備等。機器の更新等があるため、基準 4 とする。

表2.2.5 6号棟、7号棟、8号棟(需品庫3棟) 部分及び部位の保護方針

※「目視で確認できなかった」「仕様書に記載がない」などの理由で、修理工事の際に調査を要する部位には丸括弧をつける。

種別	部位	時期	基準	摘要	
基礎	コンクリート基礎	(当初)	(基準1)	目視では確認できないが、「舞鶴鎮守府需品庫三棟新築仕様書」(以下「新築仕様書」)に拠れば、側廻りに幅4尺3寸、厚1尺のコンクリート基礎が存在する。確認されれば、基準1に相当する。	
土間	土間コンクリート	当初	基準1	当初材により、基準1とする。なお、耐震補強案によっては大規模な改修も検討する。	
煉瓦	壁体煉瓦	当初	基準1	当初材により、基準1とする。	
石材	側廻り	根石	当初	基準1	花崗岩。当初材により、基準1とする。
		腰石			
	出入口	地覆石			
		戸摺り石			
	内部通路廻り	杓石			
		縁石			
	外部登り橋	縁石			
窓下	窓台石				
妻面窓	円窓形楔石				
壁内部	積込石	(当初)	(基準1)	目視では確認できないが、「新築仕様書」に拠れば、敷梁や二階梁を受けるために、花崗岩の石材が壁内部に積み込まれている。確認されれば、基準1に相当する。	
階段廻り	踏み石	当初か	基準1	花崗岩。「新築仕様書」には記載がないが、外観は他の石と変わるところがなく当初材と見られるので、基準1とする。	
木材	内部通路廻り	管柱	当初	基準1	当初材により、基準1とする。
		敷梁			
		方杖			
	一階、二階室内部	添え柱	戦後改修	基準5	二階梁端部を下から突き上げるように設置。配置は不規則で明らかに後補材。撤去を検討する。
	二階床廻り	二階梁	当初	基準1	当初材により、基準1とする。
		昇降口框			
		荷揚口框			
		二階根太			
		二階床板			
	二階雑巾摺り				
	見切縁(昇降口廻り)				
	桁廻り	敷桁	当初	基準1	当初材により、基準1とする。
		束			
		綿板			
		軒桁			
二階室内部揚重設備周辺	補足木材	終戦前改修	基準1	巻き上げ機の周辺に設置された木造の柱、繋ぎ材等。揚重設備の一部であり、巻き上げ機とセットで考える。	
小屋組	陸梁	当初	基準1	当初材により、基準1とする。	
	陸梁上端添木				
	真束				
	第一吊束				
	第二吊束				
	合掌				
	第一方杖				
	第二方杖				
	第三方杖				
	挟梁				
梁挟(第二吊束脚部、挟梁上端)					
振れ止め(真束脚部横面の一部)	当初か	基準1	「新築仕様書」には明確な記載がなく、当初材かどうかは不明だが、現状の小屋組の一部となっており、基準1とする。		
母屋	当初	基準1	当初材により、基準1とする。		
棟木					
屋根廻り	棟木挟方杖				
	垂木	当初	基準1	当初材により、基準1とする。	
	面戸板				
	登り面戸板				
野地板					

種別	部位		時期	基準	摘要
木材	開口部廻り	出入口 枠	当初	基準 1	当初材により、基準 1 とする。
		出入口 付鴨居			
		出入口 戸当たり			
窓枠					
階段廻り	木造階段	当初	基準 1	齧桁、段板、繫材、段板受、裏板、手摺親柱、地覆、手摺子、手摺。当初材により、基準 1 とする。	
その他	補強材等	戦後改修か	基準 1	二階梁の繋ぎ材等、仕様書に記載がなく、後補材とみられるが、それらが追加された年代、理由が不明確である。撤去する特段の理由がない限り、基準 1 とする。	
木製建具	出入口	引分け板戸	当初	基準 1	当初材により、基準 1 とする。南面西側は中古に改造を受けている。
		引分け網戸	当初	基準 1	当初材により、基準 1 とする。欠失多数。
		欄間嵌殺しガラス障子	当初	基準 1	当初材により、基準 1 とする。
	窓	上げ下げガラス窓	当初	基準 1	当初材により、基準 1 とする。
	荷揚げ口	格子蓋	当初	基準 1	当初材により、基準 1 とする。
鉄製建具	床下・軒下換気口、妻円窓	防火金物	当初	基準 1	通気管を仕込んだ鉄板をそれぞれの窓に嵌め込んでいる。床下換気口には銅網を張る。当初材により、基準 1 とする。
外部庇	壁付下束		当初	基準 1	当初材により、基準 1 とする。ただし破損が著しく、なるべく部材を再用する方針で、修理の方法を検討する。
	登り木				
	腕木				
	方杖				
	母屋				
	板掛				
	皿板				
	板受け				
	垂木形				
	雨押				
屋根板		当初	基準 2	亜鉛メッキ波形鉄板。当初材の可能性もあるが、更新の必要な材料とみなし、基準 2 とする。	
吊鉄棒		当初	基準 1	鉄製。当初材により、基準 1 とする。ただし破損が著しく、なるべく部材を再用する方針で、修理の方法を検討する。	
補足材（柱、繋ぎ材等）		戦後改修か	基準 5	「新築仕様書」に記載がない材で基準 5 とし、撤去を検討する。	
補足礎石					
金物類	木部との取り合い	緊結金物	当初	基準 1	ボルト、箱金物、短冊金物、錠等。当初材により、基準 1 とする。
	屋根	雪止め金物	当初	基準 1	現状では欠失し、わずかに痕跡が残る。修理の際には痕跡を保存できるかどうか検討する。
屋根	土居葺、土止め棧		当初か	基準 2	目視では確認できないが、更新の必要な材料とみなし、基準 2 とする。なお、耐震補強案によっては撤去も検討する。
	葺土				
	瓦		当初 戦後改修	基準 2	棧瓦、軒唐草瓦、敷平、袖瓦、風切丸瓦、熨斗瓦、雁振瓦、拝巴瓦、鬼瓦。当初瓦と補足瓦が混在している状況だが、いずれにしても更新の必要な材料とみなし、基準 2 とする。
鉄板		戦後改修	基準 5	当初から改変された形式であり、撤去し、瓦葺への復旧を検討する。	
樋	雨樋		戦後改修	基準 4	軒樋、集水器、堅樋、呼び樋、這い樋、掴み金物。改修で当初から改変された部位であり、基準 4 とする。
左官塗	内壁	漆喰塗り	当初か	基準 2	下付漆喰、斑直し及び中塗漆喰、上塗漆喰の 3 層（「新築仕様書」による）。更新の必要な材料とみなし、基準 2 とする。
塗装	木部	ペンキ塗り	当初か	基準 2	入口窓枠、鴨居、戸当たり、建具類。更新の必要な材料とみなし、基準 2 とする。
	鉄部	錆止め塗料塗	当初か	基準 2	換気口金物、庇廻り等。また、欠失鉄扉等も同様。更新の必要な材料とみなし、基準 2 とする。
その他	室内	軍港引込線軌条	終戦前改修	基準 1	建造物の特徴を示すため、基準 1 とする。
	室内	揚重設備	終戦前改修	基準 1	巻き上げ機、昇降路鉄骨フレーム、ワイヤー等。建造物の特徴を示すため、基準 1 とする。
	出入口	錠前金物	戦後改修	基準 4	南京錠。安全の確保のため、基準 4 とする。
	建物全体	電気設備及び下地材	戦後改修	基準 4	照明設備、換気設備、自動火災報知設備、防犯設備等。新規設備の導入も検討するため、基準 4 とする。

1号棟



鉄骨主柱 脚部



一階床 当初の煉瓦床を見せる

図2.2.7 1号棟 部分及び部位の保護方針1

1号棟



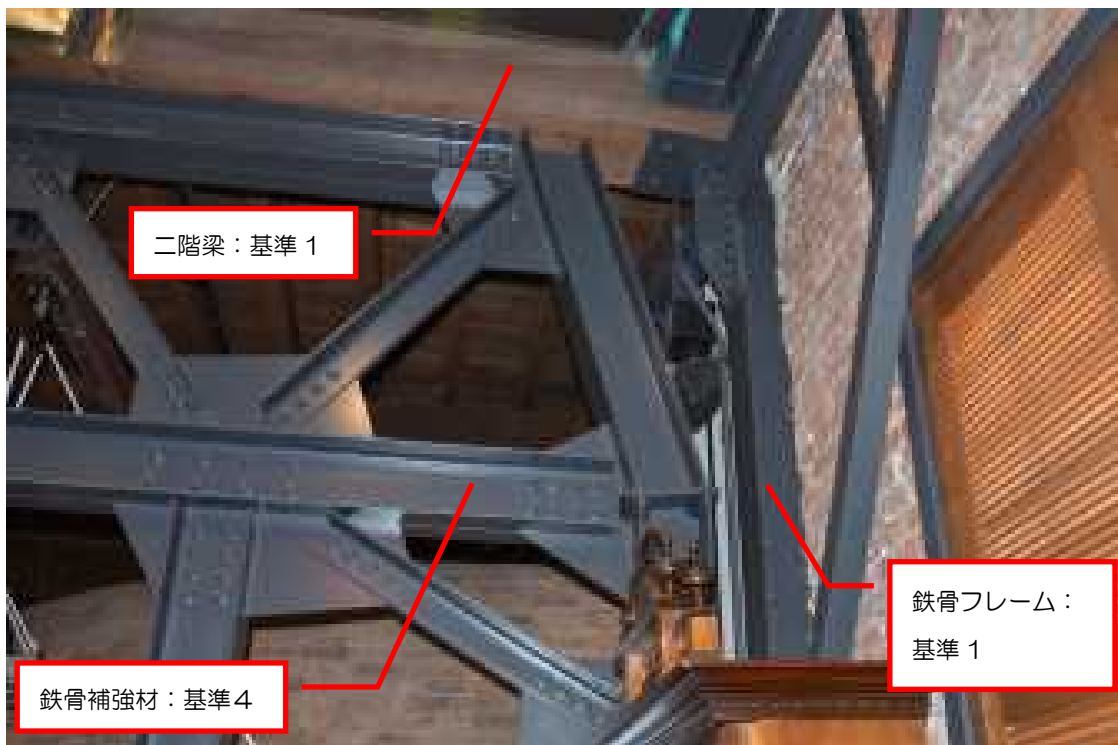
西面 出入口部分



室内 北側を見る

図2.2.8 1号棟 部分及び部位の保護方針2

1号棟



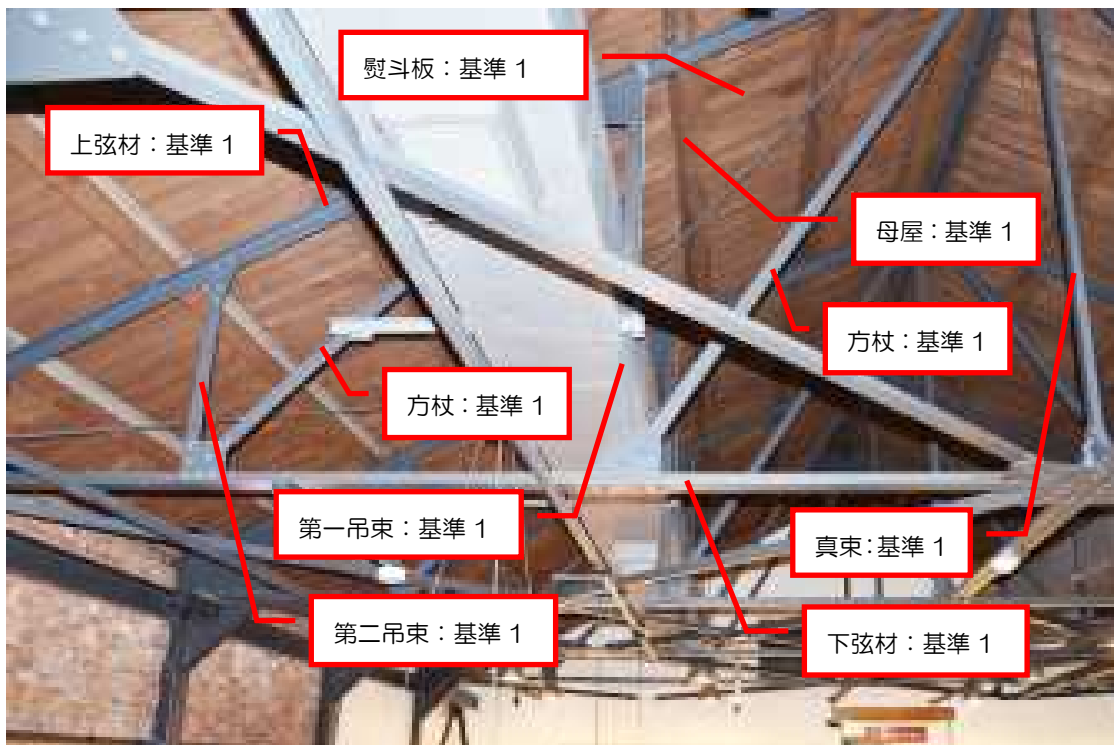
一階室内 二階梁端部



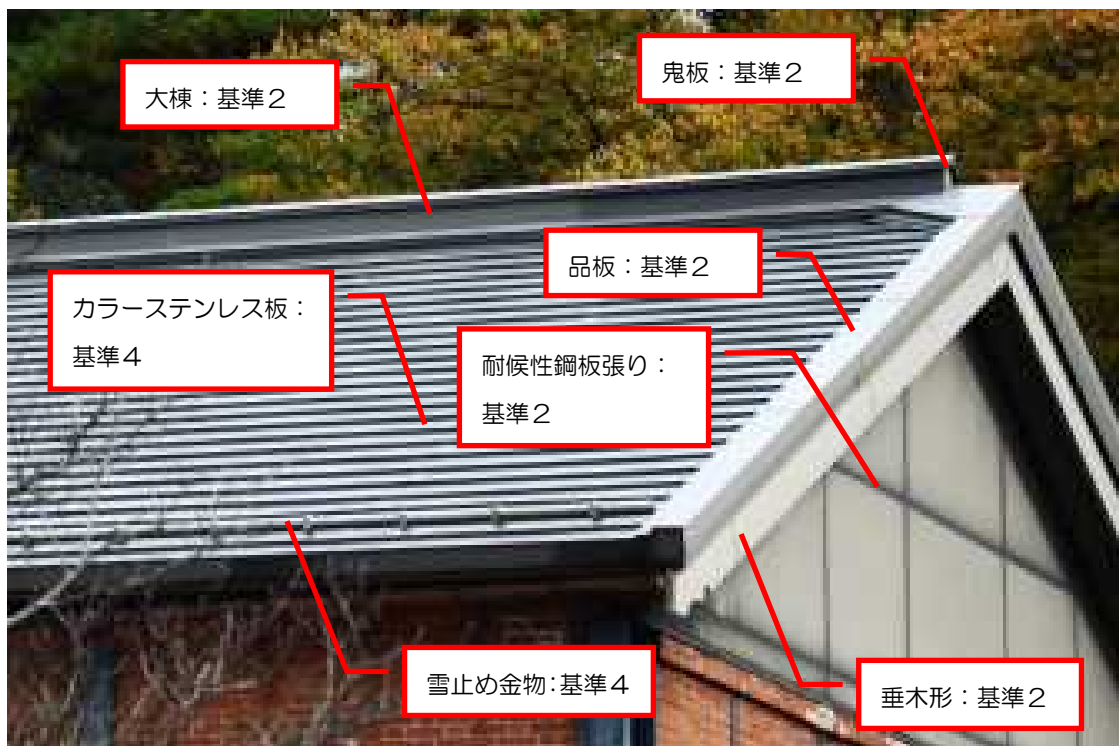
二階室内 北面

図2.2.9 1号棟 部分及び部位の保護方針3

1号棟



小屋組トラス



敷桁・軒桁廻り

図2.2.10 1号棟 部分及び部位の保護方針4

1号棟



南面出入口



西面出入口

図2. 2. 11 1号棟 部分及び部位の保護方針5

1号棟



一階 窓廻り



二階 窓廻り

図2.2.12 1号棟 部分及び部位の保護方針6

1号棟



木製ガラリ：基準4



ステンドグラス：基準4

室内側建具



手摺廻り：基準1

手摺廻り以外：基準2

南東階段廻り

図2.2.13 1号棟 部分及び部位の保護方針7

2号棟

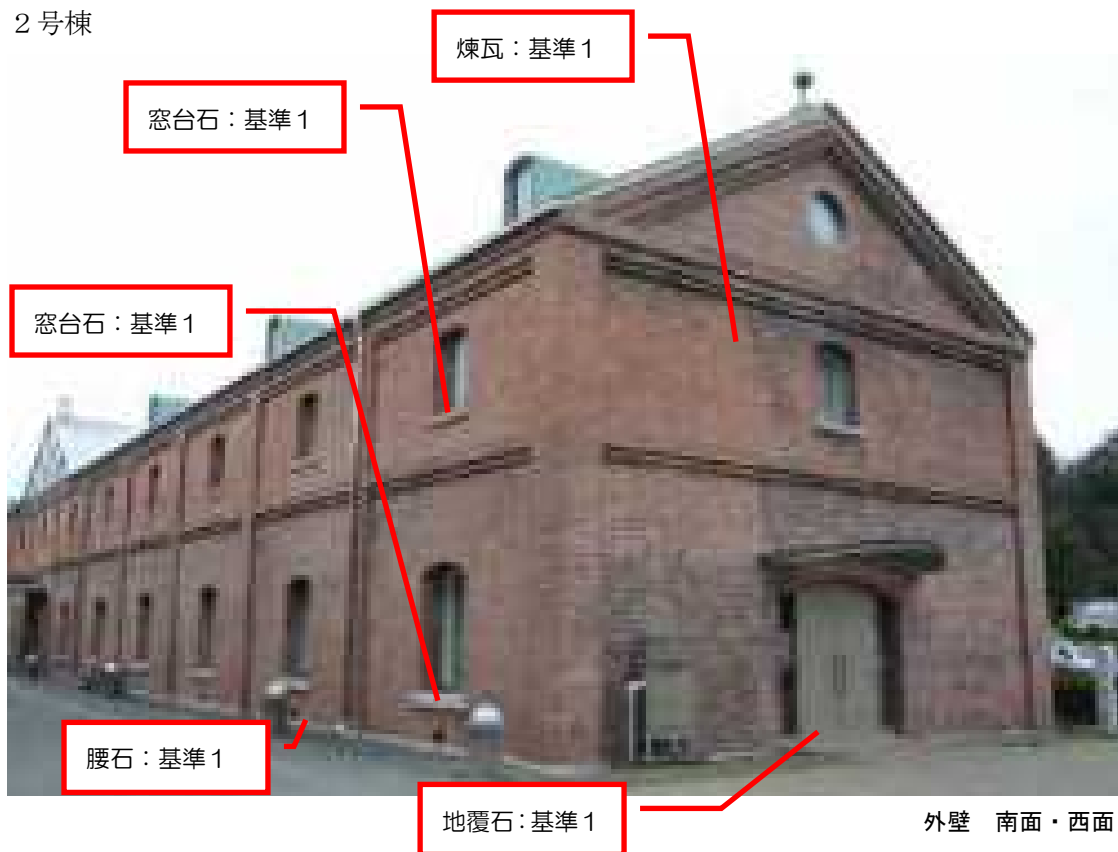


図2.2.14 2号棟 部分及び部位の保護方針1

2号棟



小屋組 西面を見る



一階 南側ホール（北面を見る）

図2.2.15 2号棟 部分及び部位の保護方針2

2号棟



二階梁端部 西面を見る



外観 正面（東面）

図2.2.16 2号棟 部分及び部位の保護方針3

2号棟



外観 南面



図2. 2. 17 2号棟 部分及び部位の保護方針4

2号棟



一階中央 鉄骨階段



屋根

図2. 2. 18 2号棟 部分及び部位の保護方針5

3号棟



外壁 北面・東面



一階 南面を見る

図2.2.19 3号棟 部分及び部位の保護方針1

3号棟



二階 RC造壁体廻り



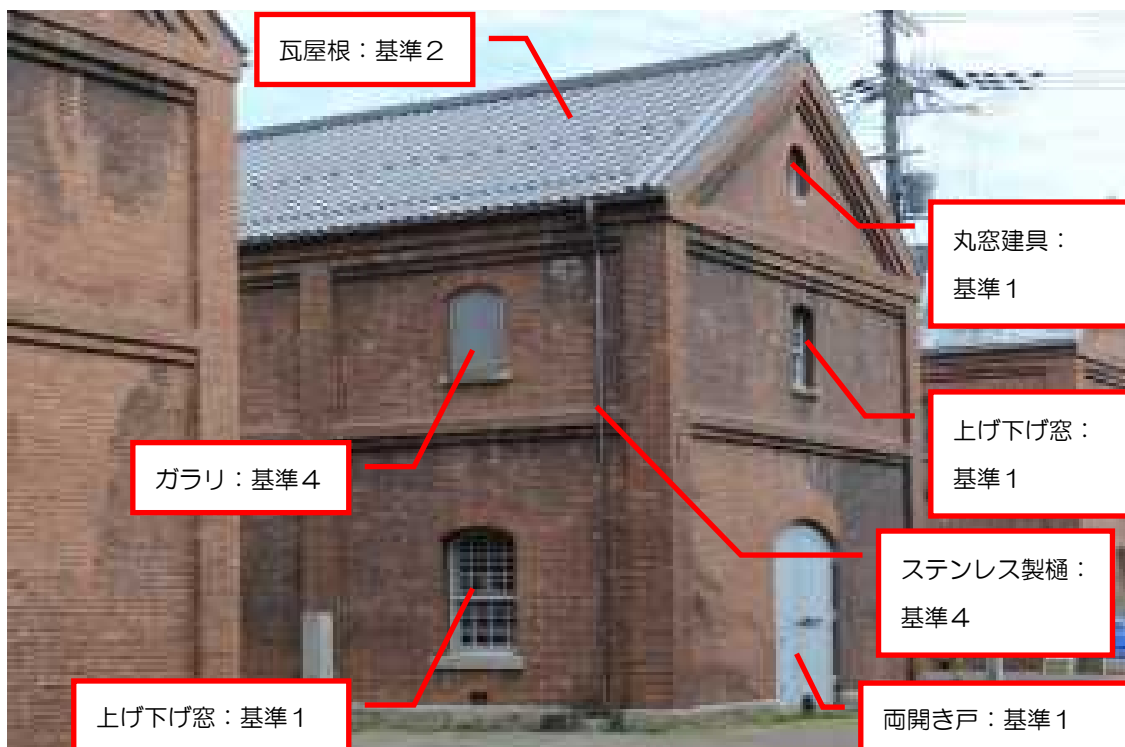
小屋組

図2.2.20 3号棟 部分及び部位の保護方針2

3号棟



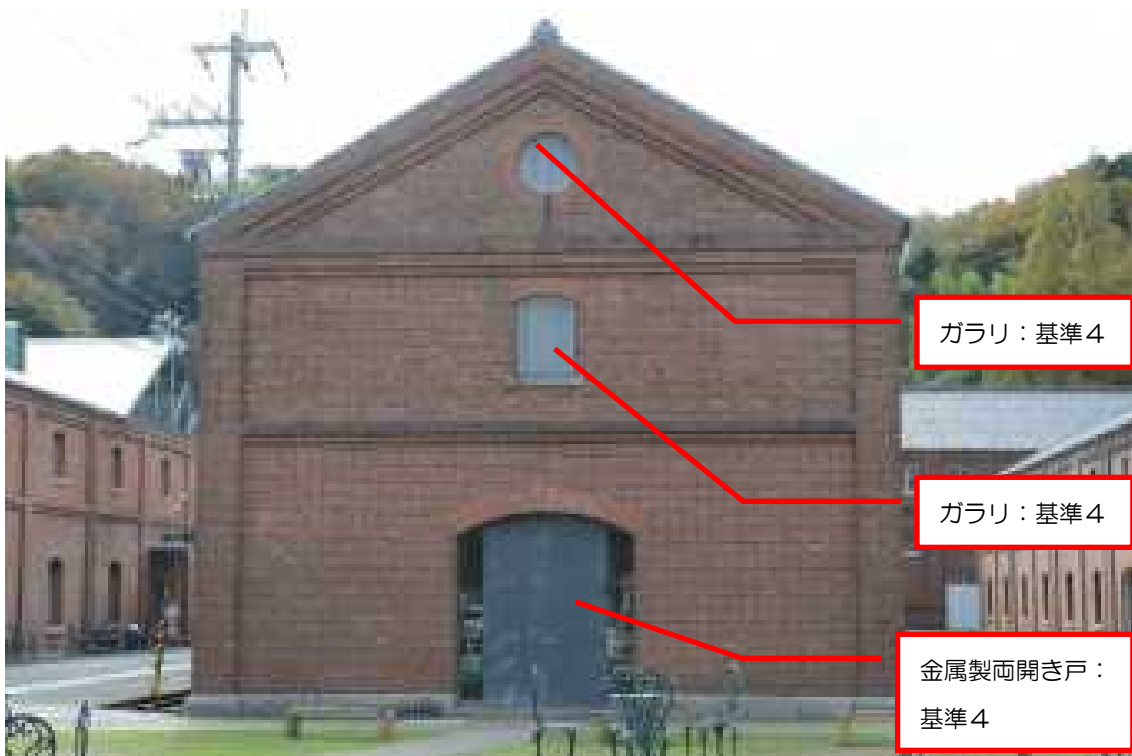
二階梁端部



外観 南面・西面

図2.2.21 3号棟 部分及び部位の保護方針3

3号棟



外観 北面



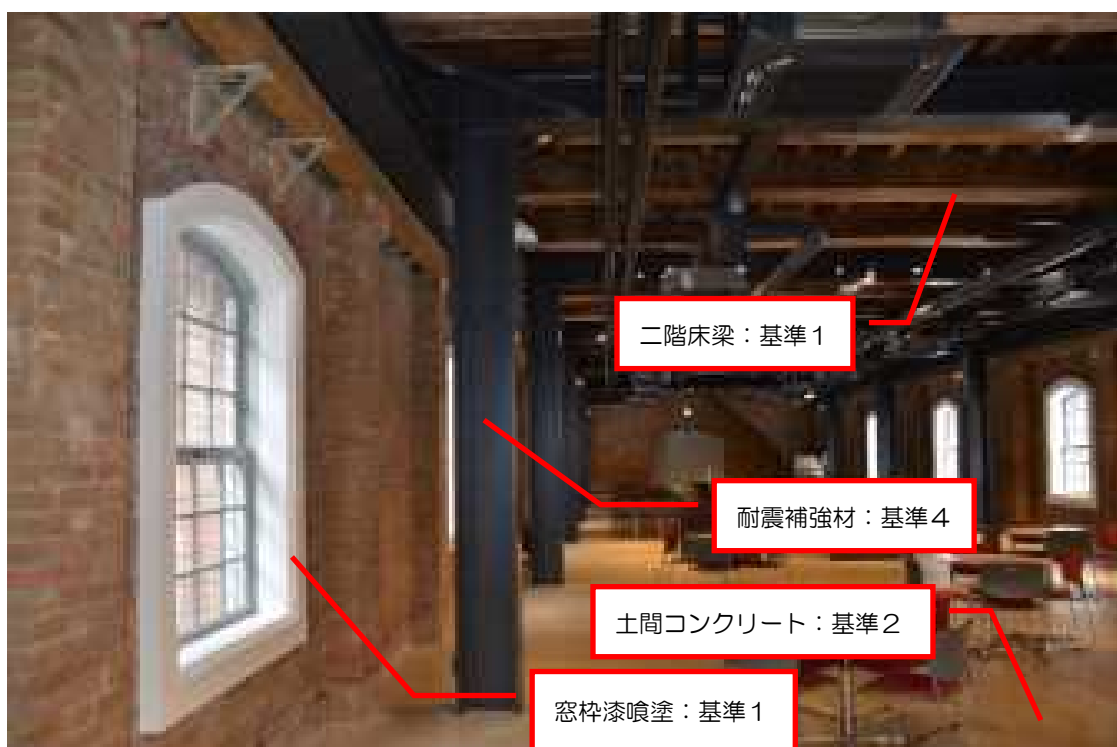
室内レール復旧部分

図2. 2. 22 3号棟 部分及び部位の保護方針4

4号棟



外壁 北面・東面



一階 北面を見る

図2. 2. 23 4号棟 部分及び部位の保護方針1

4号棟



一階 北側



一階 天井を見る

図2.2.24 4号棟 部分及び部位の保護方針2

4号棟



二階 南側を見る



小屋組

図2. 25 4号棟 部分及び部位の保護方針3

4号棟



二階梁端部



外観 南面・西面

図2. 2. 26 4号棟 部分及び部位の保護方針4

4号棟



縦樋

3号棟、4号棟



3号棟 樋受け石



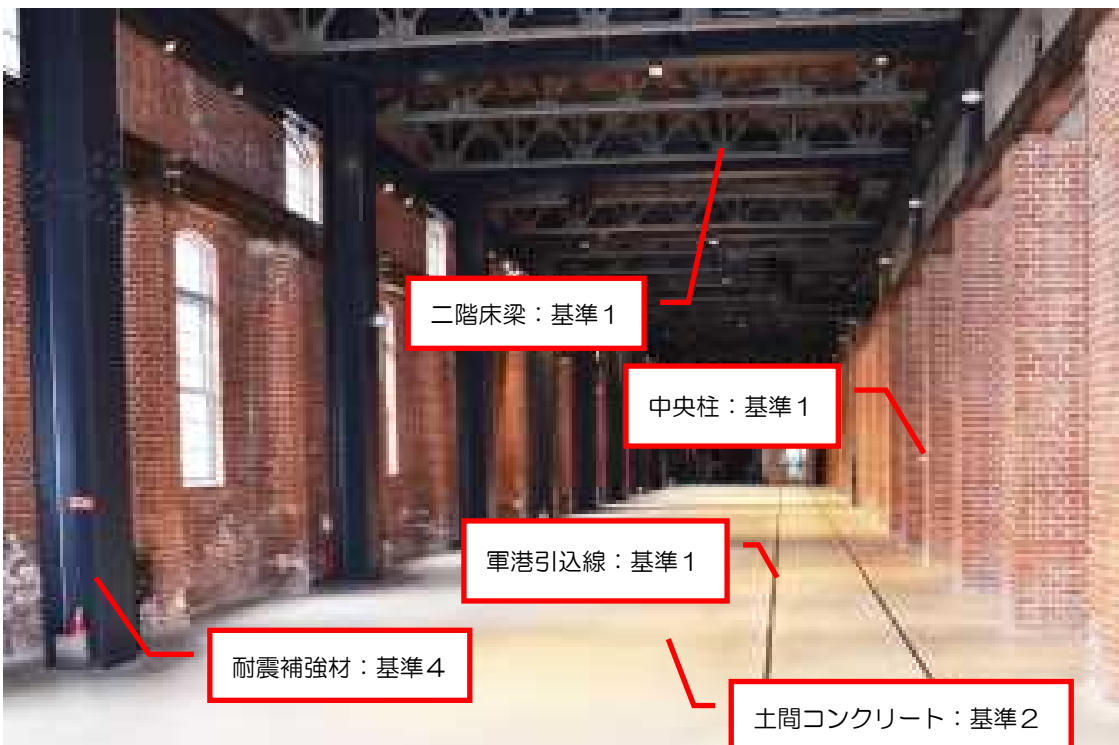
4号棟 樋受け石

図2.27 4号棟 部分及び部位の保護方針5

5号棟



外観 北面・東面



一階 西を見る

図2.2.28 5号棟 部分及び部位の保護方針1

5号棟



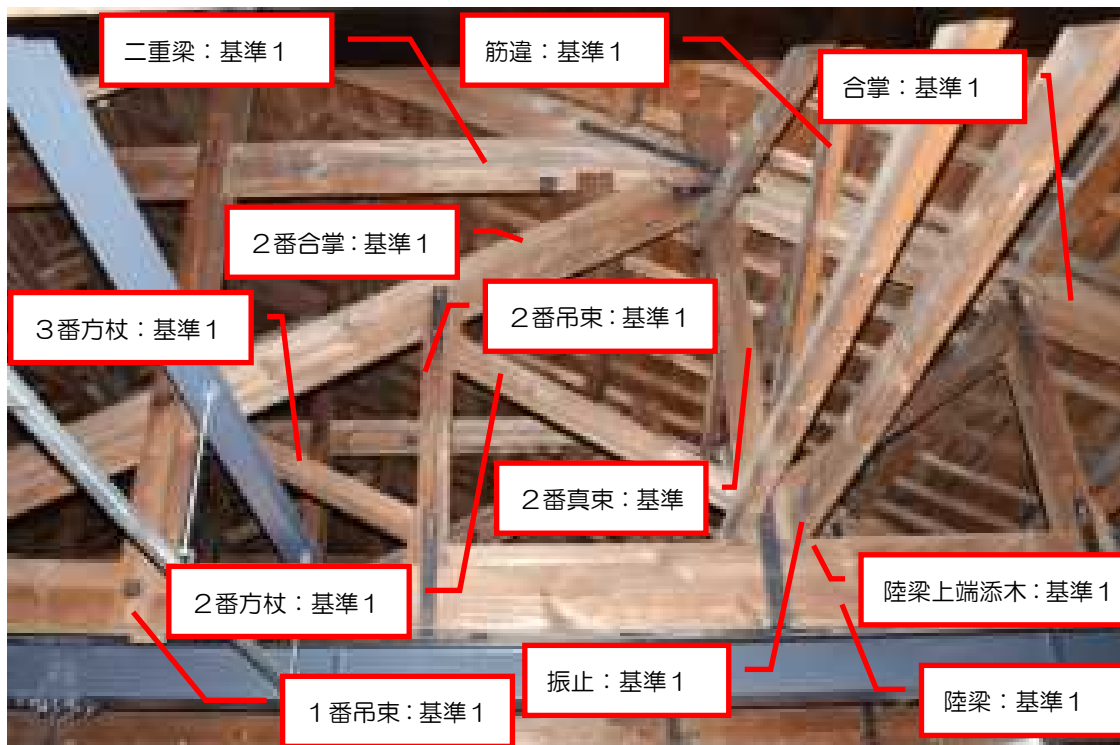
一階天井・二階床梁



二階 中央柱廻り

図2. 2. 29 5号棟 部分及び部位の保護方針2

5号棟



小屋組トラス下段



小屋組トラス上段

図2.2.30 5号棟 部分及び部位の保護方針3

5号棟



二階梁端部



外観 西面

図2. 2. 31 5号棟 部分及び部位の保護方針4

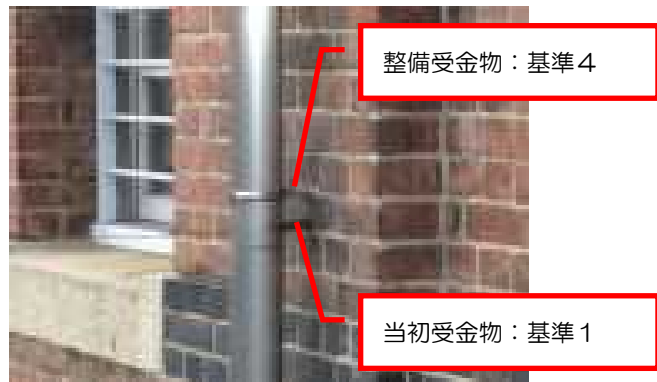
5号棟



外観 北面



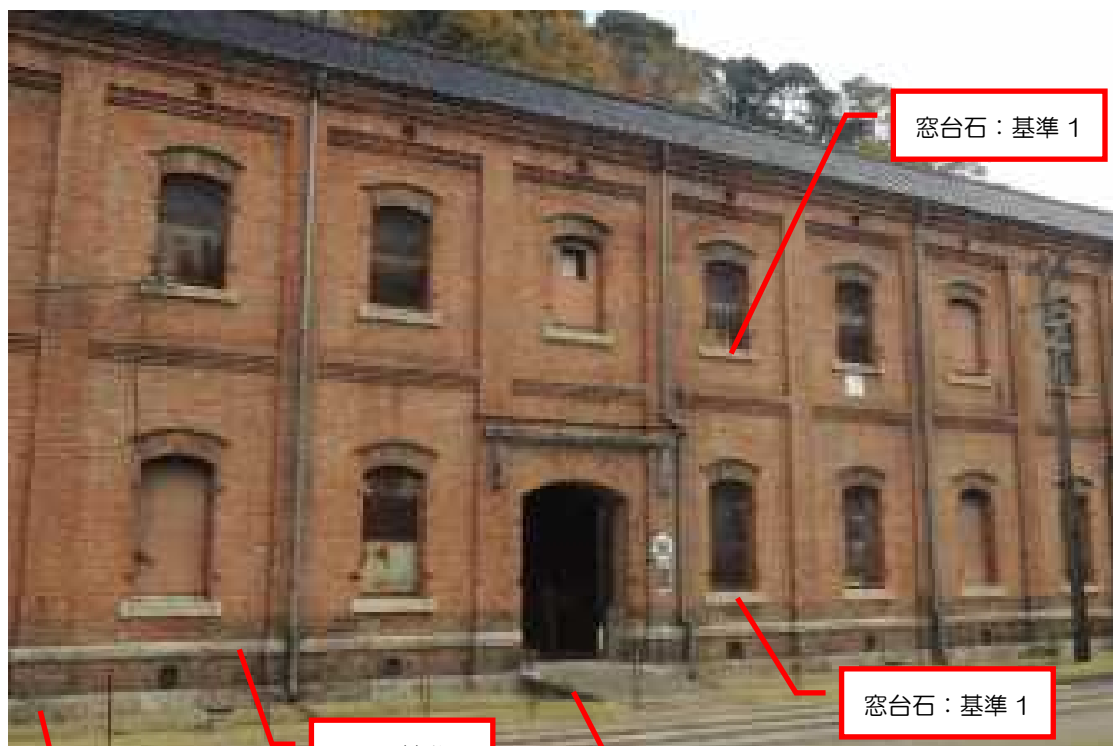
ステンレス製樋



受金物部分

図2. 2. 32 5号棟 部分及び部位の保護方針5

※写真はすべて6号棟



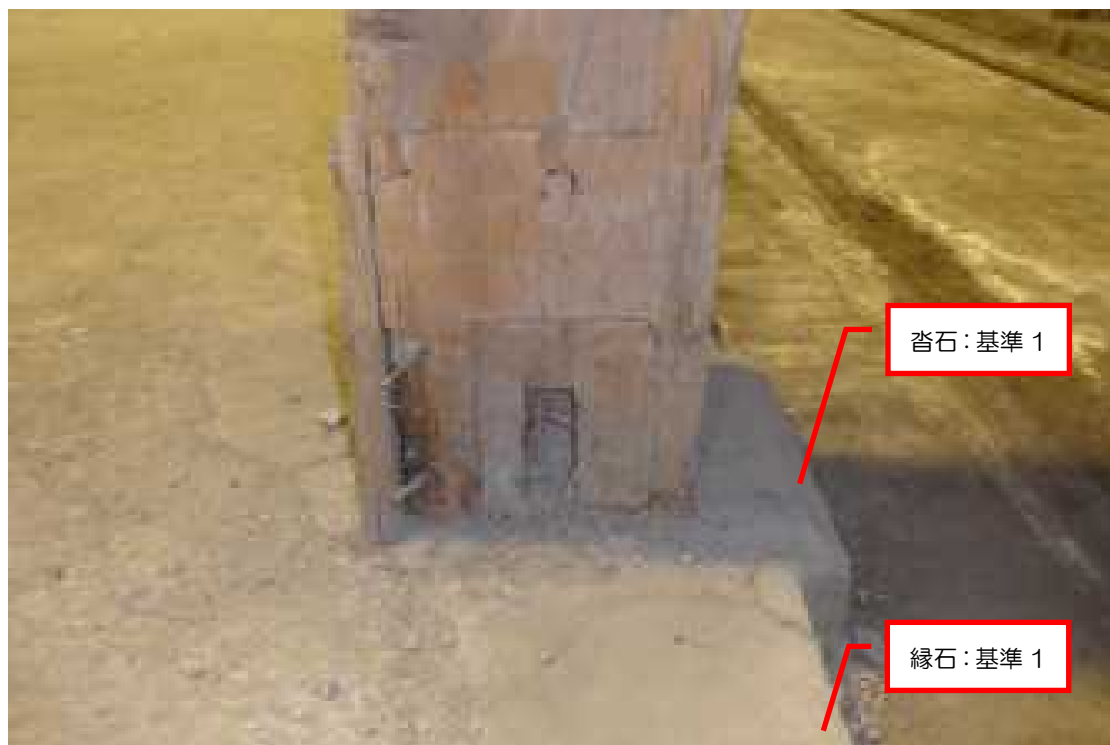
外壁南面



南面西側出入口

図2.2.33 6号棟、7号棟、8号棟 部分及び部位の保護方針 1

※写真はすべて6号棟



管柱足下



東妻面 円窓

図2.2.34 6号棟、7号棟、8号棟 部分及び部位の保護方針2

※写真はすべて6号棟



図2.2.35 6号棟、7号棟、8号棟 部分及び部位の保護方針3

※写真はすべて6号棟



図2.2.36 6号棟、7号棟、8号棟 部分及び部位の保護方針4

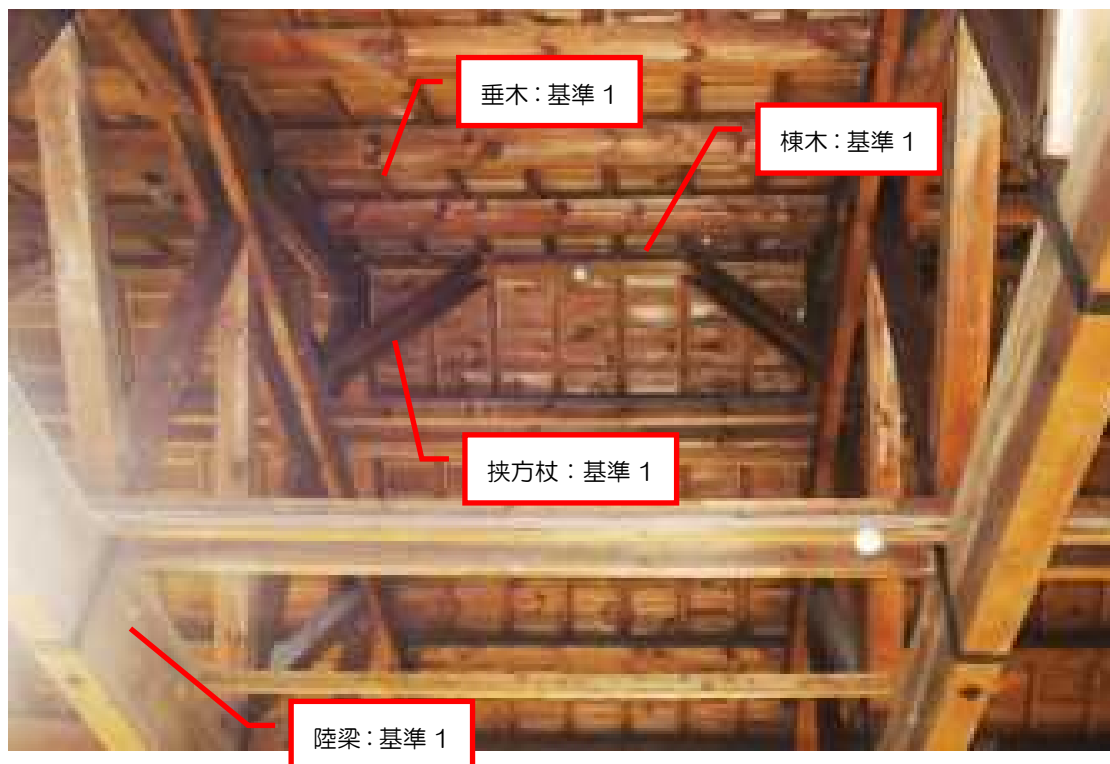
※写真はすべて6号棟



陸梁上端

図2.2.37 6号棟、7号棟、8号棟 部分及び部位の保護方針5

※写真はすべて6号棟



棟木廻り



出入口廻り

図2.2.38 6号棟、7号棟、8号棟 部分及び部位の保護方針6

※写真はすべて6号棟



図2. 2. 39 6号棟、7号棟、8号棟 部分及び部位の保護方針 7

※写真はすべて6号棟



2階 昇降口廻り



階段裏

図2.2.40 6号棟、7号棟、8号棟 部分及び部位の保護方針8

※写真はすべて6号棟



出入口 庇廻り



庇 各部材

図2.2.41 6号棟、7号棟、8号棟 部分及び部位の保護方針9

※写真はすべて6号棟



北流れ



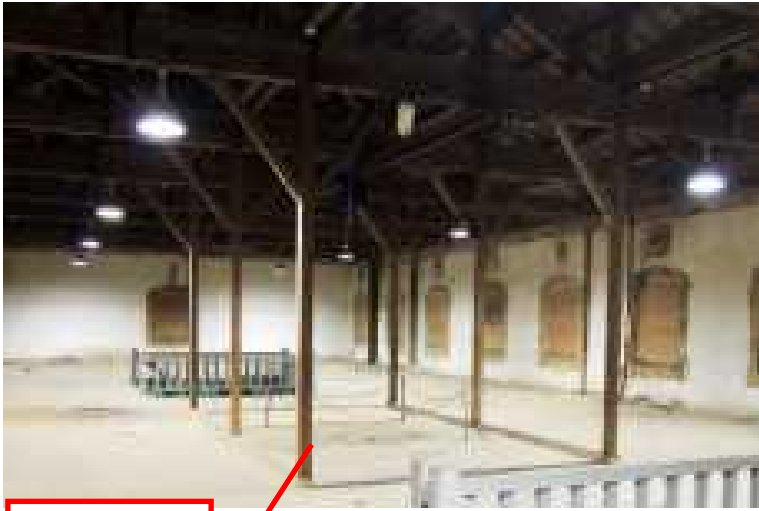
南流れ

図2.2.42 6号棟、7号棟、8号棟 部分及び部位の保護方針10

※写真はすべて6号棟



図2.2.43 6号棟、7号棟、8号棟 部分及び部位の保護方針11



補足材：基準1

6号棟揚重設備周囲（2階）



揚重設備：基準1

6号棟巻上げ機



揚重設備：基準1

7号棟揚重設備周囲（2階）



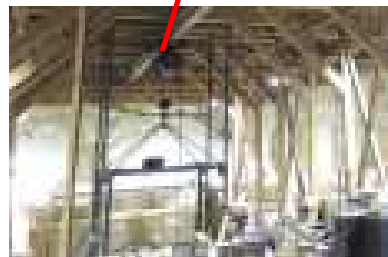
揚重設備：基準1

7号棟巻上げ機



補足材：基準1

8号棟揚重設備周囲（2階）



揚重設備：基準1

8号棟巻上げ機

図2.2.44 6号棟、7号棟、8号棟 部分及び部位の保護方針12

2-3 管理計画

(1) 管理体制

建物内部については、現在、1号棟は所有者である舞鶴市直営で管理し、2号～5号棟は指定管理を行い、6号～8号棟は文部科学省が所有者であるため、舞鶴市が管理団体として管理している(図2.3.1)。今後の活用によっては、民間事業者等が一部の管理を担う可能性も考えられるため、適宜、管理体制を見直すこととする。

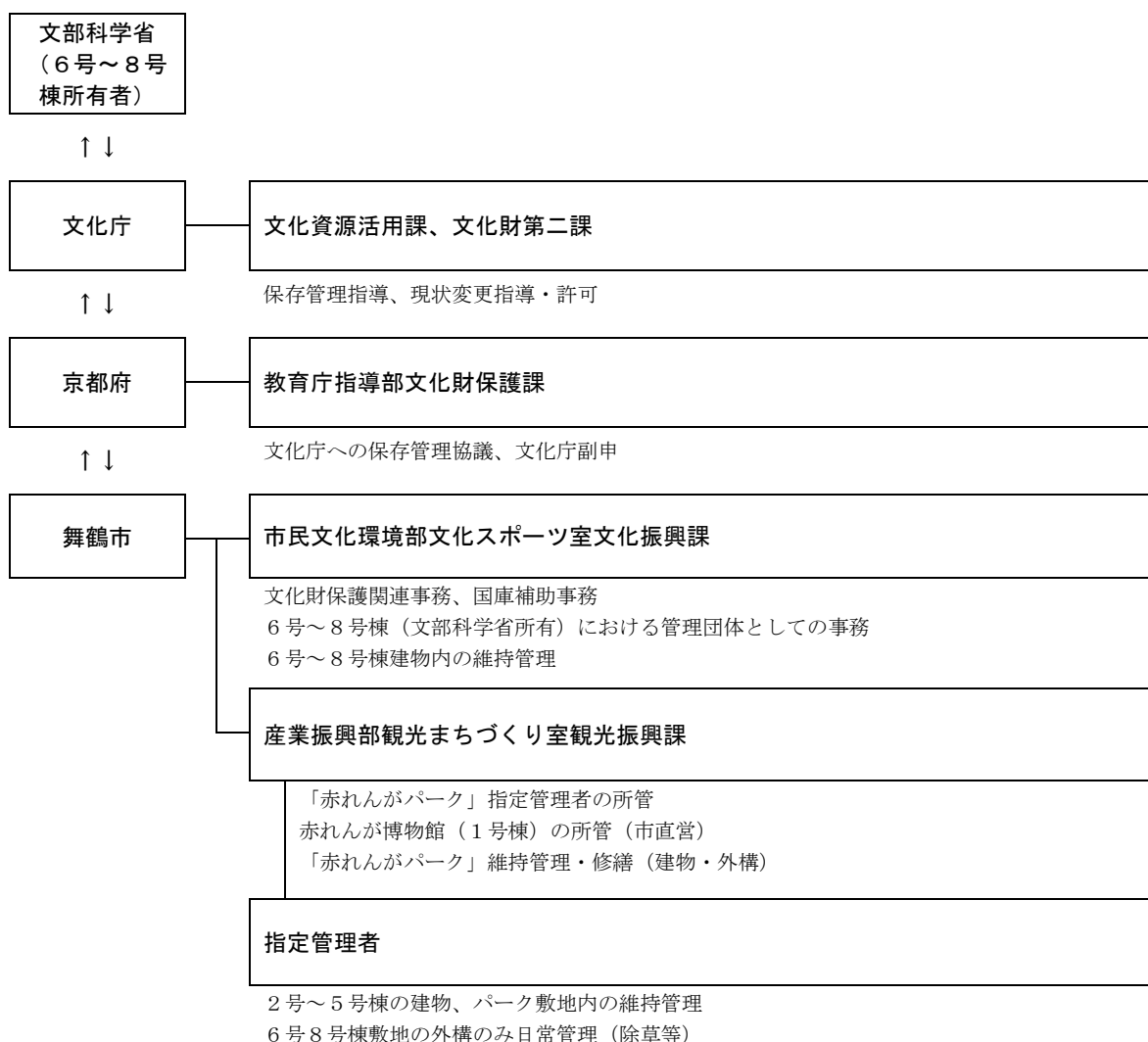


図2.3.1 管理体制図

(2) 管理方法

ア 保存環境の管理

1) 清掃・整頓に関する事項

舞鶴市または指定管理者による清掃・整頓を行う。

2) 日照・通風の確保に関する事項

清掃時、また点検時には窓の開閉を行う。

3) 蟻害・虫害・腐朽防止に関する事項

木部の状態や雨漏りの有無は定期的に確認する。特に出入口庇など破損の履歴を持つ箇所は重点的に点検する。また、雨樋の排水が堆積物等により阻害されていないか良く確認する。

4) 風水雪害に関する事項

台風・豪雨・豪雪など、建物に被害が生じる可能性のある気象状況の際には、事前の対応を可能な限り実施するとともに、事後、巡回点検を行い、被害を確認した場合は速やかに京都府、文化庁に報告し、対応を協議する。

5) その他

自動火災報知機や防犯システムは既存のものが存在するが、特に6号～8号棟については、活用計画に沿って適切な設備を整備する。

イ 建造物の維持管理

文化財保護法では、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、修理に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない、と定められている。また「国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則」において、「補助金の交付を受けて修理を行うとき」または「命令又は勧告を受けて修理を行うとき」または「現状変更の許可を受けて修理を行うとき」は届出を要しないと定められている（詳細は第六章第2節参照）。

ただし、もっぱら管理責任者が維持・管理のために行う軽微な行為については、京都府及び文化庁と協議し、修理届を要するかどうか判断することとする。

ウ その他

将来、修理工事を行う場合は、古材は可能な限り再用することとし、やむを得ず補足材と取り替える場合は、オリジナルの部材をすべて廃棄することのないよう、一部の材料を選別し、適切に保管することとする。

2-4 修理計画

(1) 当面必要な維持修理の措置

需品庫3棟（6号～8号棟）については、北側屋根の軒先が一部鉄板葺きになっており、非常に雨仕舞が悪く、実際に雨漏りが生じていた。令和元年度に応急的な修繕が実施されたものの、再び生じないとも限らない状況である。また、すでに被害を被っている床板、野地板等に関しては、なるべく早く修理が必要である。

1号～5号棟については、現在、活用されている建物であり、日常的な維持管理は適切に行われている。

(2) 今後の保存修理計画

舞鶴市では重要文化財「舞鶴鎮守府倉庫施設」周辺のまちづくりについて、「赤れんが周辺等まちづくり基本実施計画」（平成30年3月）を策定し、整備を検討している。

保存修理工事がいまだ行われていない6号～8号棟についても、同実施計画において保存活用の方針が示されており、将来的に公開活用するための大規模改修が必要となる。

保存活用計画策定後、需品庫3棟において想定される保存修理の概要は表2.4.1のとおりである。

表2.4.1 6号～8号棟において想定される保存修理

修理箇所	状況	時期
屋根	瓦の破損・欠損・ズレ、雨漏りによる野地板腐食等	できるだけ早期に
軸組・小屋組	雨漏り部分の腐食	できるだけ早期に
躯体	部分的な欠損、亀裂、目地劣化等	できるだけ早期に
内装	漆喰壁補修、雨漏りによる二階床板腐食等	大規模改修時
建具	戸口建具、窓枠等建具の劣化、棄損	大規模改修時
庇	全面的に腐食、欠損	大規模改修時
外構	外周部の排水不良	大規模改修時
耐震補強	内部を公開活用する際は耐震補強が必要	できるだけ早期に

(3) 6号～8号棟の復原の方針について

将来的な保存修理工事にあたって、6号棟～8号棟（需品庫3棟）をどの時代の状態に復原するのかという方針について、本懇話会で一定の議論が交わされた。最終的な復原の内容は、保存修理工事において痕跡調査・技法調査を行い、その結果に基づいて、現状変更の手続きを経て決定することになるが、その叩き台として、これまでの議論の要点をまとめる。

まず需品庫3棟のこれまでの変遷を見たとき、終戦以前の海軍施設として使用されていた時代と、戦後、民間倉庫として使用されていた時代という、大きく二つの時期に区分されることは明らかであるが、「海軍鎮守府の施設構成を理解するうえで重要」という指定理由から考えても、戦後に行われた改造や使用状況を示す痕跡は文化財としての価値が低く、現在の状態は記録保存とした上で、海軍施設であった時代に復原するのが原則である、ということは懇話会における共通の認識であった。

しかしながら、復原の一般的な原則である「建造物が最も輝いていた時代」に戻すということを考えてとき、建設当初から終戦時までに行われた建物の改造（具体的には軍港引込線の敷設や建物外壁の迷彩塗装）の位置づけ（時期の特定、重要性の評価など）を判断し、復原年代を特定するには、まだ資料が不足しているというのが、現段階での懇話会の意見であった。したがって、今後の修理工事にあたっては、建物に残る痕跡や使用されている技法と文献史料の両面で詳細な調査を行い、建造当初から終戦に至るまでの需品庫3棟の状態を、より細かく時代分けしていくことが求められる。

一方、特定の時代に復原したときに、建物から失われてしまう他の時代の改造が発生するという問題に対して、需品庫3棟は、同形式・同仕様の建物が3棟並んでいるという、他にはない大きな特徴がある文化財であるということに注目し、一つの案として、3棟をそれぞれ別々の時代に復原するという方法もあるのではないかと議論も、懇話会では行われた。

議論においては、「特定の時代に復原するというのがまずは原則であり、3棟別々の時代に復原するというのは前例がなく、リスクが大きい」「なぜ復原年代に差を設けるか、それぞれどのような画期を選んだか、明確な根拠と理由が必要」「棟ごとに差を設けるのではなく、一棟のなかで、たとえばスパンごとに復原年代を変えるという方法もあり得るのではないか」といった意見があった。また、仮に当初の状態に建物を復原するとなったときに、軍港引込線のレールをどうするか、という問題については、「当初設計の段階で軍港引込線が敷設される見込みはあったと考えられるので、当初復原にレールが含まれていても構わないのではないか」という意見もあった。

また、復原が構造的に問題のある（例えば、外部庇を当初の形式に復原した場合、柱は撤去することになり、構造的には脆弱になってしまう）場合の対応としては、「建物の重要な部分は完全に復原し、その上で、活用していくにあたって問題があるので

あれば、文化財の価値を損なわない範囲で、建築的な処理を付加していくという原則を持つべきである」というのが、現段階での懇話会のまとめた意見である。

第3章 環境保全計画

3-1 環境保全の現状と課題

(1) はじめに

本計画では対象建物が広い範囲に点在しているため、計画区域を独立した3つのゾーンに分割することとする。1号棟周辺の範囲を計画区域A（「舞鶴市赤れんが周辺等まちづくり実施計画」において「赤れんが博物館前広場」に相当）、2号～5号棟周辺の範囲を計画区域B（都市公園「舞鶴赤れんがパーク」の範囲の一部）、6号～8号棟周辺の範囲を計画区域C（重要文化財に指定された宅地範囲）とし、それぞれの区域についての現状と課題を述べることとする。

(2) 計画区域A 1号棟周辺

ア 現状

1) 計画区域Aの境界

1号棟周辺の海に面する広場を計画区域Aとする。1号棟は区域の東端に位置している。

区域の西側（1号棟正面側）は海に面している。なお、1号棟と海の間には煉瓦タイルを張ったRC造の塀が存在しているが、これは今後、撤去する予定である。

南側は建物から約6.5mの距離を隔てて、公道から海に続く通路に面しており、その通路を挟んだ向かい側は舞鶴市東体育館の敷地となる。境界は、洋風の意匠としたアルミ鋳物フェンス（立ち上がり部分はRC造煉瓦タイル張り）で区切られ、西端に鉄骨造のゲートが設けられている。

東側（建物背面側）は、公道（歩道）に面しており、境界は南西側と同様の鋳物フェンスで区切られている。また南隅に鉄骨造のゲートが設けられている。

北側は建物のすぐ北側で隣地に面しており、RC及びCB造の塀で区切られ、中央部に門が設けられている。塀は煉瓦タイル張りを基本とするが、門から東側の、敷地の外に面する側の壁面はモルタル仕上げになっている。

2) 文化財以外の建造物

区域南西隅のゲートのすぐ東側にはRC造の機械置場が建設されている。機械置場の外壁は煉瓦タイル張りである。

3) 構内舗装

植栽や花壇を除く部分は、コンクリート平板または洗い出し平板で舗装している。

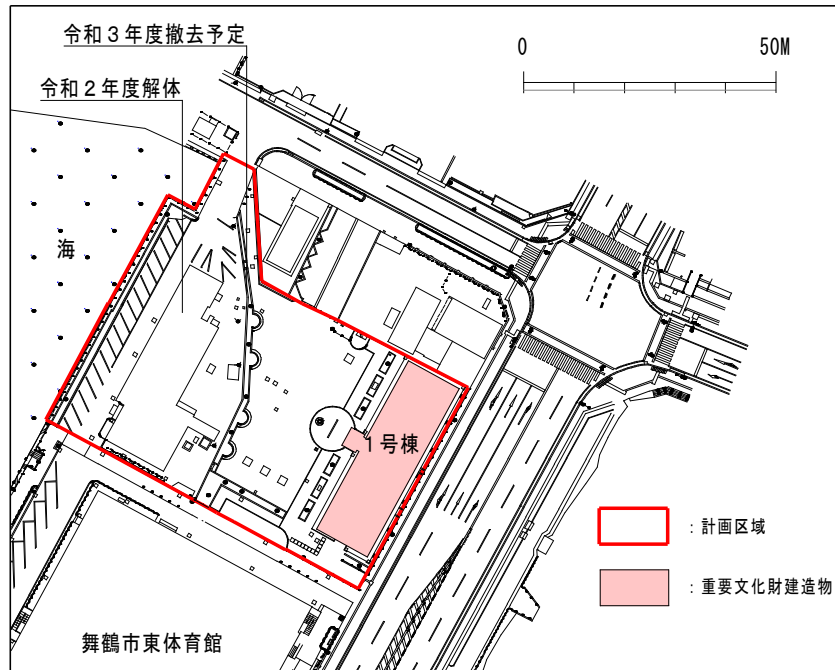


図 3.1.1 計画区域A

4) 植栽

計画区域北側に1本と南側に3本のケヤキが植えられている。また、1号棟北西角に隣接してヤナギが1本植えられている。

その他、サツキの低木を植えた花壇等が塀に沿って設けられている。

5) その他

建物の正面側の風除室前に鉄骨製のアーチが設けられている。

区域北西境界の花壇にはサークルベンチが設置されている。

区域北東境界の正門東側に、他所の煉瓦造建造物の外壁の一部を展示している。壁を自立させるため、鉄骨支持柱を建てている。

イ 課題

1号棟建設当初は建物正面の岸壁に面して起重機が並び荷役が行われていたため、海岸方向の眺望は、文化財としての価値を高める観点から重要な要素となるが、これまでは隣接建物が存在していたため、眺望が全く確保されていなかった。そこで、赤れんが周辺等まちづくり事業の一環として令和2年度にこの隣接建物の除却を行い、今後、1号棟正面に広場を整備する計画を進めている。あわせて広場に接続する海側に遊歩道を拡張整備する計画で、文化財を取り巻く周辺環境を向上させる予定である。その他、建物北側は民間事業所の建物と隣接しており、防火上、景観上の課題を有する。

また、1号棟は外壁に鉄骨材が露出していることから塩害を受けやすく、実際に定期

的な塗装等を実施しており、今後も継続的な課題となる。

当該エリアは赤れんがパーク中心部（計画区域B）と距離が離れており、来場者への案内やアクセスに課題があり、今後の周辺環境の整備には配慮が必要である。



図 3.1.2 区域A西側RC塀



図 3.1.3 区域A南側RC塀・機械置場



図 3.1.4 区域A東側アルミ鋳物フェンス



図 3.1.5 区域A北側RC塀・門



図 3.1.6 区域A北側RC塀 外側



図 3.1.7 区域A海側



図 3.1.8 区域A北側 塀内側花壇



図 3.1.9 区域A ケヤキ植栽



図 3.1.10 区域A 1号棟前



図 3.1.11 区域A サークルベンチ



図 3.1.12 区域A 煉瓦展示



図 3.1.13 区域A外 近接建物

(3) 計画区域B 2号～5号棟周辺

ア 現状

1) 計画区域Bの境界

兵器廠3棟及び第三水雷庫(2号～5号棟)周辺の土地は、都市公園とされており、その範囲の一部を計画区域Bとする。区域の東側は舞鶴市役所庁舎と市役所駐車場に面し、南側は国道27号線と接し、西側は頂に文庫山学園を構える丘の裾と接し、北側は海に面している。区域の中央部には、2、3、4号棟が南東を正面(平側)とし、10mほどの間隔をあけて立ち並ぶ。また、区域の南側には、5号棟が南

東の妻面を正面として立ち、建物南西の平側がほぼ区域の南端となる。

計画区域Bには、境界を区切るフェンス等がほとんどなく、北側西端のメッシュフェンス、5号棟南西側の公道（歩道）との境に設置されたスチールフェンス及びメッシュフェンス（計画区域外）、車の出入口となる部分に設置された車止めのほかは、開放的な区域となっている。また、西側の斜面には一部、擁壁が設けられている（計画区域外）。

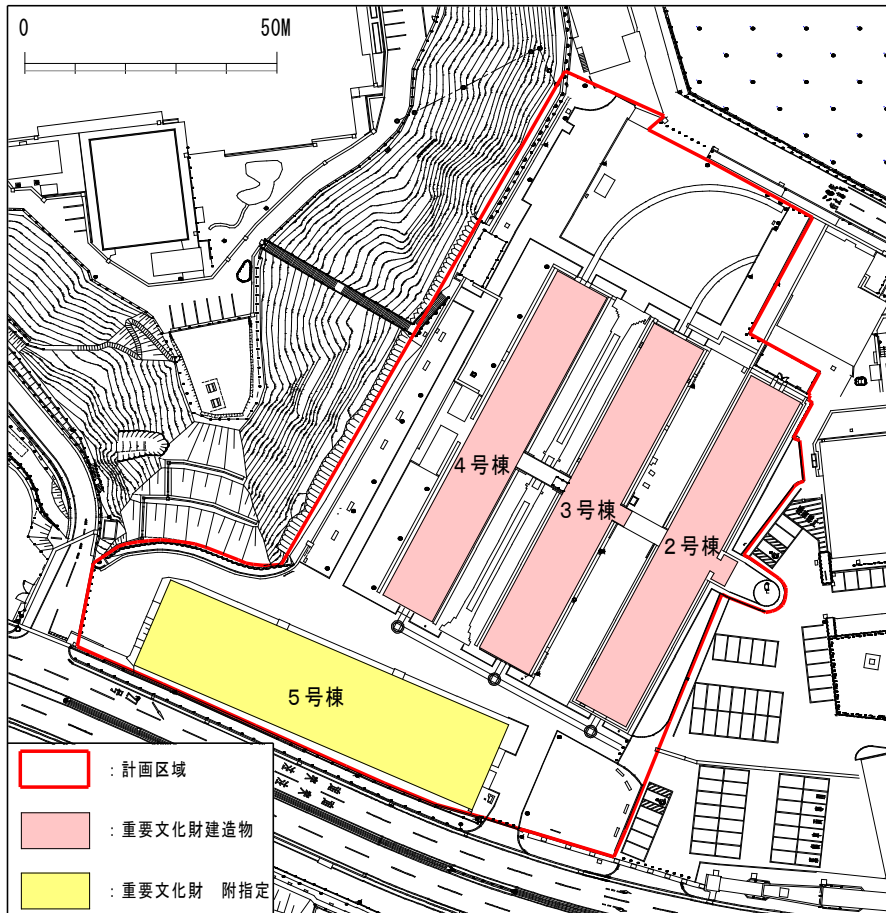


図 3.1.14 計画区域B

2) 文化財以外の建造物・遺構

2号棟と3号棟の間の通路には鉄骨製の屋根を掛け、渡り廊下としている。

4号棟背面側に、改修工事の際にRC造のトイレ棟が新築されており、4号棟と渡り廊下で接続されている。

2号～4号棟の南側には、軍港引込線の軌道と回転台が表示されている。

2号棟、3号棟、4号棟の現状の側溝は改修工事で整備されたものであるが、4号棟西側については改修工事の際して、既存の側溝が埋設保存されている。また、

各棟出入口部分で側溝を渡るために設置された敷石は、当初のものが残されている。5号棟の側溝は改修工事以前の側溝が再利用されており、その上部にグレーチングを敷設し、砕石を敷き詰めている。その他、4号棟西側の山裾には、周辺の施設で使用されていたと見られる花崗岩の石材が多数置かれている。また、5号棟東妻面南側には海軍の波マークが入ったハンドホールが現存している。

3) 構内舗装

基本的に、通路に当たる部分は自然色アスファルト舗装とし、広場にあたる部分や、通路と建物との緩衝となる部分などには芝生を植え、コンクリートブロックや煉瓦石などを境界の見切りとしている。ただし、2号棟と3号棟の間は他の部分よりも黒に近いアスファルト舗装となっている。また、3号棟と4号棟の間は、改修工事の際に、土に埋まっていた古い石敷通路が発見されたため、それを原位置に据え直している。

4) 植栽

区域西側の丘に面する部分に7本、高木が存在する。また、2号棟正面には風除室から10m弱離れたところに、高木が植えられている。2号棟正面の建物際には花壇も設けられており、サツキの低木やシダレサクラが植えられている。

5) その他

2号棟北側には室外機置場が設けられており、周囲はフェンスで囲われている。また、西側の丘際で、4号棟北端の向いにあたる位置に、受変電設備が設けられており、こちらも周囲はフェンスで囲われている。

5号棟南、3号棟の正面側、さらにその北側に引き込み電柱が設置されており、架空線が区域を横切っている。

イ 課題

当該区域は既に一定の整備が行われ、適切に維持管理されており、ただちに文化財の保存に影響がある周辺環境上の大きな課題は無いが、西側山裾付近で落石が発生しており、法面の保護等の適切な対策が必要である。また、国道から2号・3号棟の間を抜けて海岸へ続く電柱・電線が文化財的景観を阻害しており、無電柱化が将来的な課題である。

その他、これまで順次整備を実施したため、屋外照明のデザインや案内サイン、カラー舗装の色等、不統一な面があり、景観の向上のため、今後の検討課題である。



図 3.1.15 区域B東側（2号棟前）



図 3.1.16 区域B東側（南広場）



図 3.1.17 区域B北側



図 3.1.18 区域B北側 メッシュフェンス



図 3.1.19 区域B西側



図 3.1.20 区域B西側（5号棟西側）



図 3.1.21 区域B南側 スチールフェンス
（国道施設）



図 3.1.22 区域B南側 メッシュフェンス
（国道施設）



図 3.1.23 2号棟と3号棟の間



図 3.1.24 3号棟と4号棟の間 石敷通路



図 3.1.25 区域B 軌道と回転台



図 3.1.26 4号棟北側トイレ棟



図 3.1.27 区域B 受変電設備



図 3.1.28 区域B 室外機置場



図 3.1.29 区域B西側 植栽

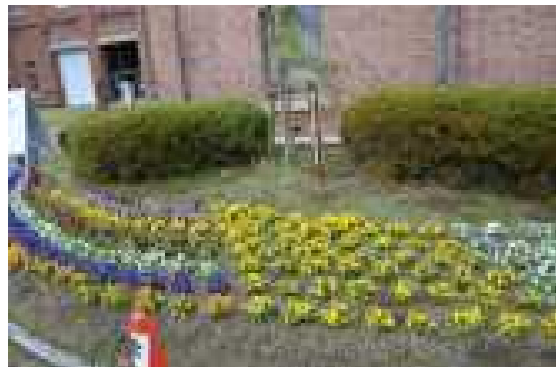


図 3.1.30 区域B 2号棟前植栽

(4) 計画区域C 6号～8号棟周辺

ア 現状

1) 計画区域Cの境界

需品庫3棟(6号～8号棟)周辺の土地は、重要文化財に指定されており、その範囲を計画区域Cとする。6号～8号棟は南西を正面として建ち並んでいるため、計画区域Cは南東から北西に掛けて細長く、また、6号棟正面部分がやや膨らんだ形状となっている。

計画区域Cの南西側(需品庫正面側)は、西端から6号棟の手前までは、建物から10m強隔てて自衛隊の敷地に面しており、境界はネットフェンスで区切られている。また6号棟の正面部分から東端までは、建物から広いところで40m弱、狭いところで15m程度を隔てて国道に面しており、やはり境界はネットフェンスで区切られている。

計画区域Cの南東側は6号棟から20m強隔てて道路に面しており、境界はネットフェンスで区切られている。

計画区域Cの北東側(建物背面側)のうち、東端から8号棟の半ば付近までの範囲は、斜面に面している。斜面は建物から5m程度離れた付近からはじまり、それが計画区域Cの境界となっている。また8号棟の半ば付近から北西の部分は駐車場に面しており、メッシュフェンスで区切られている。

計画区域Cの北西側は8号棟から約25m程度隔てて道路に面しており、境界はメッシュフェンスで区切られている。

2) 計画区域C内の遺構

第1章でも述べたように、計画区域Cの範囲には、需品庫と関連の深い遺構として、「敷地内排水路」、「物品運搬路」、「軍港引込線」、「名称不明建造物基礎」が現存している。

「敷地内排水路」は花崗岩の石積みによるものが建物3棟の正面側の雨落ち部分と背面側の斜面裾にそれぞれ設けられている。正面と背面を繋ぐ排水路は棟ごとに異なり、6号棟は建物西側に花崗岩石積みで、7号棟は建物西側に埋設配管で、8号棟は建物東側に花崗岩石積みでそれぞれ設置されている。

「物品運搬路」は煉瓦と敷石によるもので、建物3棟の南西側に設けられ、建物ごとに正面の出入口2箇所とそれぞれ繋がれている。また運搬路の東端は6号棟の正面東側出入口付近で途切れているが、西端は8号棟を超えたところで北に折れ、8号棟の西面出入口とも繋がれている。なお、折れ曲がり部分の外周部の煉瓦や敷石が欠失している

「軍港引込線」は需品庫3棟内の一階中央通路と、6号棟と7号棟の間及び7号棟と8号棟の間の軌道と回転台、さらにそれぞれの回転台から物品運搬路を横切る軌道が現存している。

「名称不明建造物基礎」は7号棟と8号棟の間に現存する。

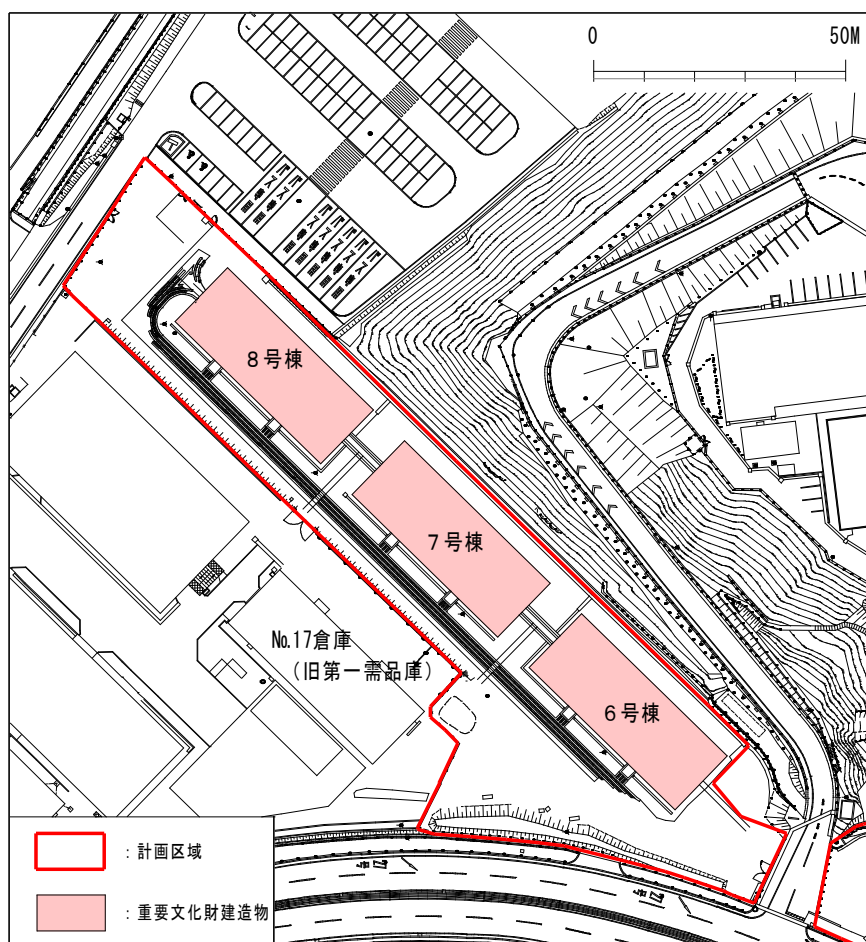


図 3.1.31 計画区域 C

3) 構内舗装

計画区域C内の通路に当たる部分は自然色アスファルト舗装で整備されている。物品運搬路とアスファルト舗装の取り合いは砕石敷きとしている。また、それ以外の部分には芝生が植えられ、適切に管理されている。

4) 植栽

計画区域南側の国道に面する部分にはオオヤマザクラが7本植えられている。また、6号棟と7号棟の間の部分の南側には桜が1本植えられている。さらに、計画区域北西隅にはヤマモモが3本植えられている。

5) その他

建物の正面側には木製の電柱が5本建てられている。さらにオオヤマザクラとヤマモモが植栽されている付近に、それぞれ引込柱が建てられており、架線で結ばれている。

オオヤマザクラが植えられている付近に、石のベンチ（海軍工廠ドック石材）が数箇所設置されている。

また、計画区域外ではあるが、6号棟と7号棟の間、および7号棟と8号棟の間における北側斜面の排水路際に、コンクリートの工作物がある。古図によれば当該位置にかつて便所が存在していたようであり、その基礎の遺構である可能性もあるが、詳細は不明である。

イ 課題

計画区域Cの環境のうち、園路や植栽等はこれまでに一定、整備されており、その管理も適切に行われているので、建造物の保存に支障を及ぼすような大きな問題はない。ただし、過去には建物背面の斜面が崩落する災害が発生しており、注意を要する。また、建物外壁にツタ等の植物が繁茂しやすく、外観の維持には管理が必要となる。さらに、物品運搬路周辺の碎石敷きは、運搬路の煉瓦に悪影響を与えているため、整備を行う機会があれば、改善すべきである。

なお、建物正面側に立つ木製の電柱は、周辺環境を構成する重要な要素として、今後も保存を図る方針であり、定期的に修繕を行う必要がある。それを含め、今後は、フェンス等の意匠に配慮しながら、遺構の文化財的な価値の保存も考慮した周辺環境の整備が課題になると考えられる。

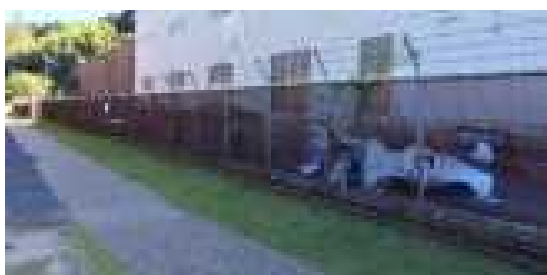


図 3.1.32 区域C南西ネットフェンス
(鉄条網付)

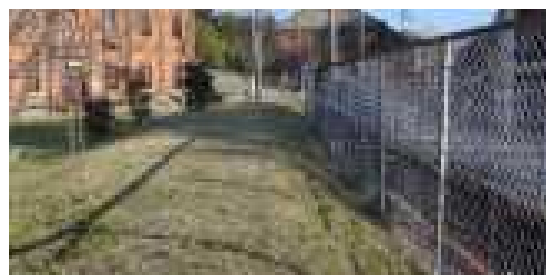


図 3.1.33 区域C南西ネットフェンス
(鉄条網無)

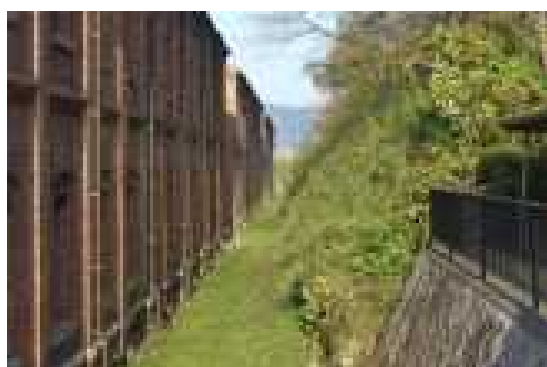


図 3.1.34 区域C 北側斜面



図 3.1.35 区域C北東メッシュフェンス

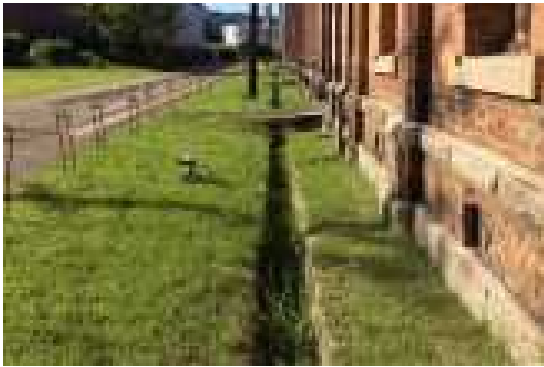


図 3.1.36 敷地内排水路（建物正面側）



図 3.1.37 敷地内排水路（建物背面側）



図 3.1.38 物品運搬路



図 3.1.39 6号棟-7号棟間（軍港引込線ほか）



図 3.1.40 7号棟-8号棟間
（名称不明建造物基礎ほか）



図 3.1.41 アスファルト舗装・電柱等

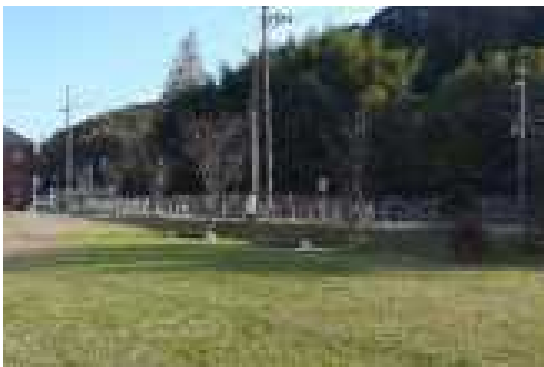


図 3.1.42 区域南西 オオヤマザクラ



図 3.1.43 区域北西 ヤマモモ

3-2 環境保全の基本方針

計画区域Aは、今後、「赤れんが周辺等まちづくり実施計画」に基づき、赤れんが博物館前広場として整備が行われる。来訪者が舞鶴湾の眺望を楽しめるよう、海に向かって視界が開けた広場に整備される予定であり、令和2年度の段階で、計画区域の海側外部に位置している建物の撤去が実施されている。これは、環境の保全という観点では、広場の機能をより拡充し、1号棟周囲の景観を良好に整備する計画であるといえる。したがって、整備工事の終了後も、それを維持していくことが、基本方針である。

計画区域Bは、都市公園区域にあたるため、現在も都市計画法等の関連法令に則った管理がなされており、その継続が環境保全の前提となる。その上で、赤れんが建物周辺の景観は特に重要な価値を有するので、価値を減ずるような建造物の新築、増改築、大規模な土地の形質の変更は行わない。2号～4号棟北側、5号棟東側のスペースは、「赤れんが周辺等まちづくり実施計画」に則り、広場として活用する。

計画区域Cについては、土地自体が重要文化財に指定されていることから、現在の環境を保全することを原則とし、区域内において建造物の新築および増改築や大規模な土地の形質の変更は行わない。ただし、重要文化財や周辺の歴史的景観の価値の向上、もしくは管理や防災を目的とした部分的な改修は、必要に応じて行うこととする。

3-3 区域の区分と保護の方針

(1) 計画区域Aの保護の方針

計画区域Aの区分と保護の方針を以下のように定める

【保存区域】

該当範囲 : 1号棟周辺（雨落側溝までを原則とする）

保護の方針：建造物の新築・増築、土地の形質の変更は行わない。区域内における、照明機器など既存の工作物は必要に応じて改修または撤去を行う。

【整備区域】

該当範囲 : 保存区域以外の範囲

保護の方針：赤れんが博物館前広場として整備を予定している範囲を整備区域とする。

眺望を阻害していた隣接建物を除却し、1号棟と海岸との見通しを回復して歴史的環境を保全することにも寄与する広場を整備する方針である。また、パーク中心部（計画区域B方面）との分かりやすい動線を確保し、1号棟へのアクセスを向上させるとともに、遊覧船船着場を利用する利用者の利便にも資する整備を目指す。

広場整備後は当該文化財の歴史的価値の向上や周辺の歴史的環境の保全に留意し、適切に維持管理を行うものとする。

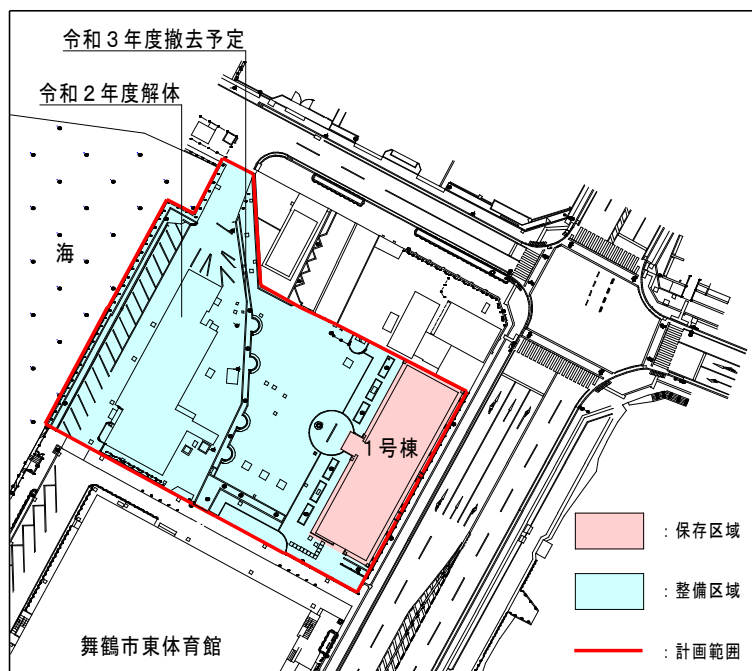


図 3.3.1 区域Aの区分

(2) 計画区域Bの保護の方針

計画区域Bの区分と保護の方針を以下のように定める

【保存区域】

該当範囲 : 2号棟、3号棟、4号棟、5号棟周辺（雨落側溝までを原則とする）

保護の方針：建造物の新築・増築、土地の形質の変更は行わない。区域内における、照明設備、ライトアップ用の機器、電柱、防災設備など既存の工作物は必要に応じて改修または撤去を行う。

【保全区域】

該当範囲 : 区域北側の広場、南東側の広場

保護の方針：歴史的な景観や環境を保全することとし、建造物等の新築・増改築、工作物の新設・改修、植栽の変更、土地の形質の変更は、当該文化財建造物や周囲の歴史的環境の価値の向上に寄与すると判断される場合、建造物の管理もしくは防災上必要な場合、または文化財の活用するにあたって適切な公開環境を整備する場合に限り行う。

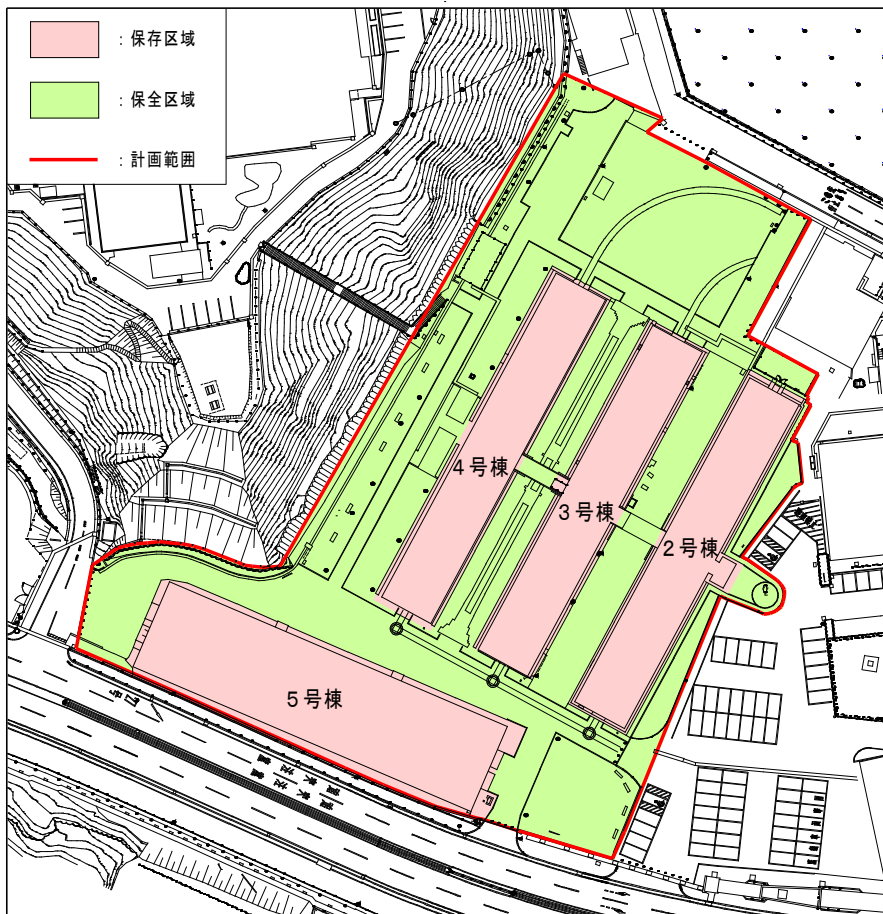


図 3.3.2 区域Bの区分

(2) 計画区域Bの保護の方針

計画区域Bの区分と保護の方針を以下のように定める

【保存区域】

該当範囲：6号棟、7号棟、8号棟建物周辺（煉瓦敷物品運搬路までを原則とする）

保護の方針：建造物の新築・増築、土地の形質の変更は行わない。区域内における、電柱、ライトアップ用照明機器など既存の工作物は必要に応じて改修または撤去を行う。

【保全区域】

該当範囲：保存区域に隣接する区域

保護の方針：歴史的な景観や環境を保全することとし、建造物等の新築・増改築、工作物の新設・改修、植栽の変更、土地の形質の変更は、当該文化財建造物や周囲の歴史的環境の価値の向上に寄与すると判断される場合、または建造物の管理もしくは防災上必要な場合に限り行う。

なお、区域内に存在する遺構（排水路、レール等）は保護の対象とする。

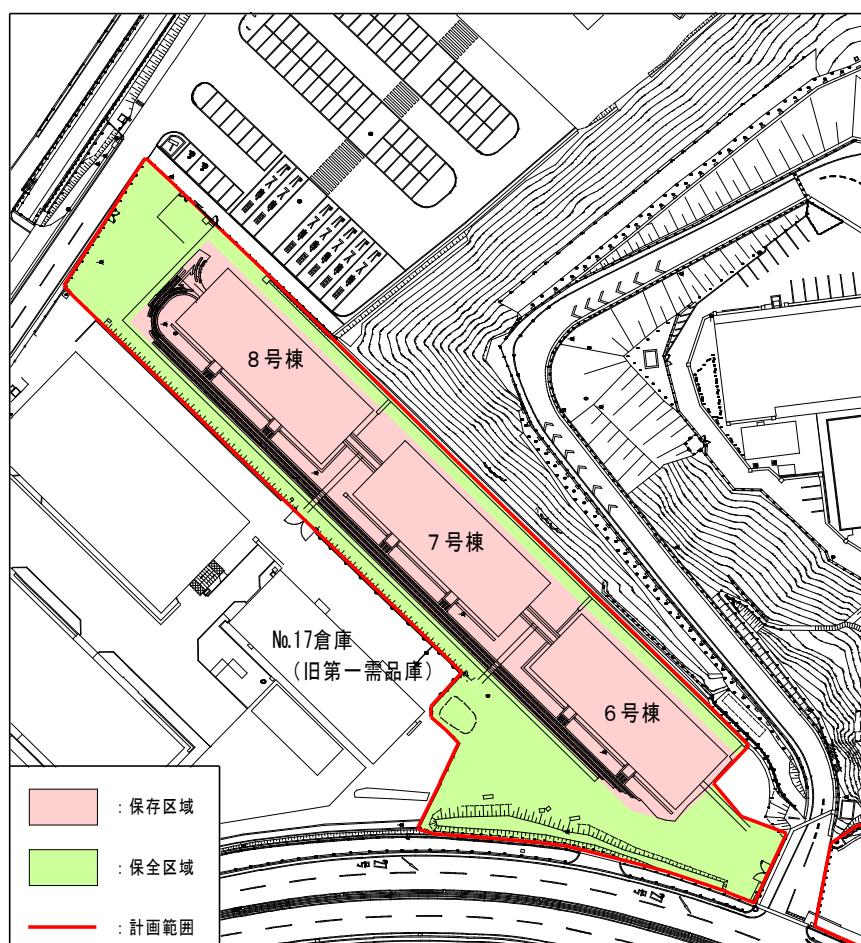


図 3.3.3 区域Cの区分

3-4 建造物保護の方針

計画区域A内における機材倉庫、計画区域B内におけるトイレ棟、受変電設備、室外機置場などの工作物は、保存の対象とはせず、必要に応じて改修、建て替え等を行ってもよい。ただし、規模はなるべく抑制し、周囲の環境と調和するような意匠を採用すること。

計画区域C内における「敷地内排水路」、「物品運搬路」、「軍港引込線」、「名称不明建造物基礎」は原則として保存の対象とし、改修や撤去は行わない方針とする。現状変更の際には、文化庁と協議して実施することとする。

3-5 防災上の課題と対策

(1) 防災上の課題

舞鶴市土砂災害ハザードマップにおいて、計画区域Aの東端、計画区域Bの西側過半、計画区域Cのほぼ全域が、それぞれ土砂災害警戒区域に指定されている。さらに区域外ではあるが、計画区域B西側及び、計画区域C北側の斜面は土砂災害特別警戒区域に指定されている。また、洪水ハザードマップにおいては、浸水が想定される区域に指定されていないものの、台風や豪雨に際しては、需品庫3棟で浸水被害や土砂災害が過去に発生している。さらに暴風雨や豪雪の際には、屋根屋庇の毀損、また瓦の落下被害等も起こる可能性がある。さらに、液状化危険度予測マップによれば、7号棟と8号棟の周囲は建物全壊率20%から30%、それ以外の区域は建物全壊率10%から20%とされている。

なお建物に近接する危険木は、どの区域においても存在しない。

(2) 当面の改善措置と今後の対処方針

建物については、現状、破損している屋根や庇は早急に修理し、今後は、日常的な管理を徹底し、常に健全な状態を保つよう努める。周辺環境においては、必要に応じて排水路等の設備を拡充し、浸水被害を抑制するよう努める。

(3) 環境保全施設整備計画

ア 擁壁

計画区域Bの西側にある丘の斜面に設けられた擁壁は区域内に含まれる。また需品庫3棟北側の斜面の一部に設けられた擁壁は、区域外に位置してはいるが、建物のすぐ背面に位置し、関連性は深い。いずれも将来的に改修する場合は、周辺環境に配慮した材質や工法を選択するよう努める。

イ 保護柵

計画区域Aを区切る保護柵は、洋風意匠のアルミ鋳物柵を使用したり、RC塀の壁面を煉瓦タイル仕上げとしたりするなど、周囲の景観や環境に配慮した意匠が採用されて

おり、今後、広場の整備を行うにあたって、同様の考え方で柵の意匠をデザインするよう努める。

計画区域Bを区切る保護柵としては、区域北西部分にメッシュフェンスが用いられているが、今後の赤れんが周辺等まちづくり事業によって撤去が計画されている。

計画区域Cを区切る保護柵は、現状では以下の3種類が用いられている。

- ①区域南西の自衛隊敷地との境界にある上部に鉄条網のついたネットフェンス
- ②区域南西から南東にかけての道路との境にあるネットフェンス
- ③区域北西の駐車場及び道路との境界にあるメッシュフェンス

このうち、①については「赤れんが周辺等まちづくり実施計画」において将来的に撤去が計画されている。②、③については、直ちに改修する計画はないが、将来的に改修する場合は、歴史的な景観や環境との調和に留意することとする。

ウ 排水施設

計画区域A、計画区域B内部の排水については、これまでの工事で排水溝などの設備が整備されており、現状、特に問題は生じていない。

計画区域C内部については、建物フロアレベルよりも建物を取り巻く園路のレベルが高く、雨水が排水されにくい状況になっており、過去の浸水被害は、それが原因で発生している。特に8号棟側の地面が低くなっており、その傾向が強い。対策としては、排水路の新設・改修が考えられ、今後、外構設計の具体化に伴って検討を要する。また、既存の花崗岩石積みによる「敷地内排水路」は、6号～8号棟の北側において、斜面からの落葉等が溜まりやすい環境にあるので、日常管理において定期的に清掃を行い、目詰まりが起こらないよう十分に注意する。

(4) 周辺樹木の管理

計画区域A、Cの植栽は、今後「赤れんが周辺等まちづくり実施計画」に基づいて、新たに計画される予定である。いずれにしても、すべての計画区域内の樹木について、景観の保持や枯れ枝の処理のため定期的に剪定を行い、必要に応じて、樹木医等の専門家に依頼して診断を行い、樹勢回復、支持材設置、枝払い、伐採等の対策を施す。特に赤れんが建物に近接している樹木については、倒木などの危険性の排除はもちろん、落葉によって樋が目詰まりを起こすなどの悪影響が生じないように、十分な管理を行うよう努める。

第4章 防災計画

4-1 防火・防犯対策

(1) 火災時の安全性に係る課題

ア 当該文化財の燃焼特性

すべて躯体は煉瓦造であり、また屋根は1号棟、2号棟はカラーステンレス板葺、その他の棟は瓦葺であるため、外部の燃焼性は低い一方、内部の軸組や造作材は既存の木造が大部分残っているため、内部からの火災に特に注意が必要な建物である。

イ 延焼の危険性

計画区域A内の機材置場はRC造であり、この建物からの延焼の危険性は低い。

計画区域B内のトイレ棟はRC造であり、室外機置場、受変電設備も金属製のフェンスで囲われているため、延焼の危険性は低い。また、市役所庁舎も2号棟からの距離が20m以内の近接建造物にあたるが、RC造であり、延焼の危険性は低い。

計画区域C内には需品庫3棟の他に建物はなく、区域外の建物としても、南側に隣接する自衛隊所有の倉庫2棟は、東側建物が煉瓦造、西側建物が金属系サイディングの外壁となっており、近接建物からの延焼の危険性は低い。

区域内の樹木としては、計画区域Aの北側に1本、南側にケヤキが3本、1号棟北西角に隣接してヤナギが1本、また計画区域B西側の斜面際に4本、2号棟正面に1本、さらに計画区域C南側の国道に面する部分にオオヤマザクラが7本、6号棟と7号棟の間の部分の南側には桜の木が1本、計画区域北西隅にはヤマモモが3本植えられている。また、区域のすぐ北側の斜面地にも樹木が存在している。文化財建造物への延焼を防ぐためには、これらの樹木の管理も必要である。

ウ 防火管理の現状と利用状況に係る課題

消防計画として、計画区域Aについては「赤れんが博物館消防計画」、計画区域Bは「舞鶴赤れんがパーク消防計画」に基づき管理を行っているが、6号～8号棟については、この消防計画が対象とするエリアから外れており、舞鶴市文化振興課が個別に管理を行っている。今後、舞鶴旧鎮守府倉庫施設を一体的に活用していくにあたっては、消防計画は随時、適切な見直しを行い、それに基づき防火管理を行っていくことが必要である。

(2) 防火管理計画

ア 防火管理者

1号～5号棟は、消防法第8条の定める防火管理者を舞鶴市担当課が選定し、防火計画に基づいて管理を行っている。

6号～8号棟の防火管理は、舞鶴市文化振興課が行っており、同課はその一部を民間業者に委託している（火災監視業務）。消防法第8条の定める防火管理者は現状では定められておらず、早急に選定を進める必要がある。

イ 防火管理区域の設定

本計画において、防火管理の対象区域（以下、防火管理区域とする）は、計画区域とする。重要文化財建造物との近接距離が20m以下である近接建造物等は、図4.1.1から図4.1.3に示す建物と樹木とし、近接建造物等からの距離が5mの範囲も図示する。

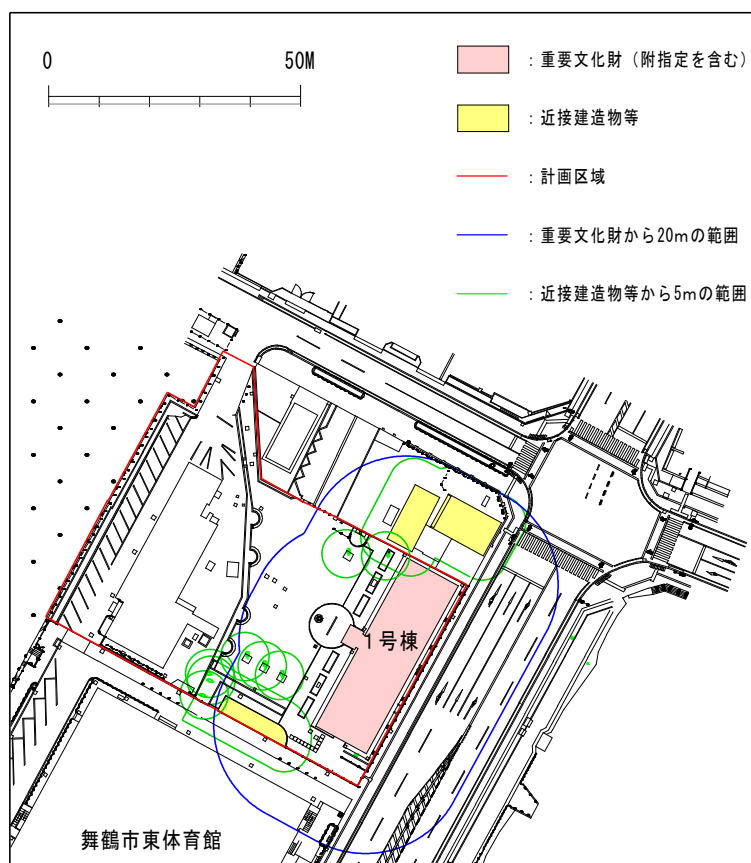


図 4.1.1 防火管理区域と近接建造物等（計画区域 A）

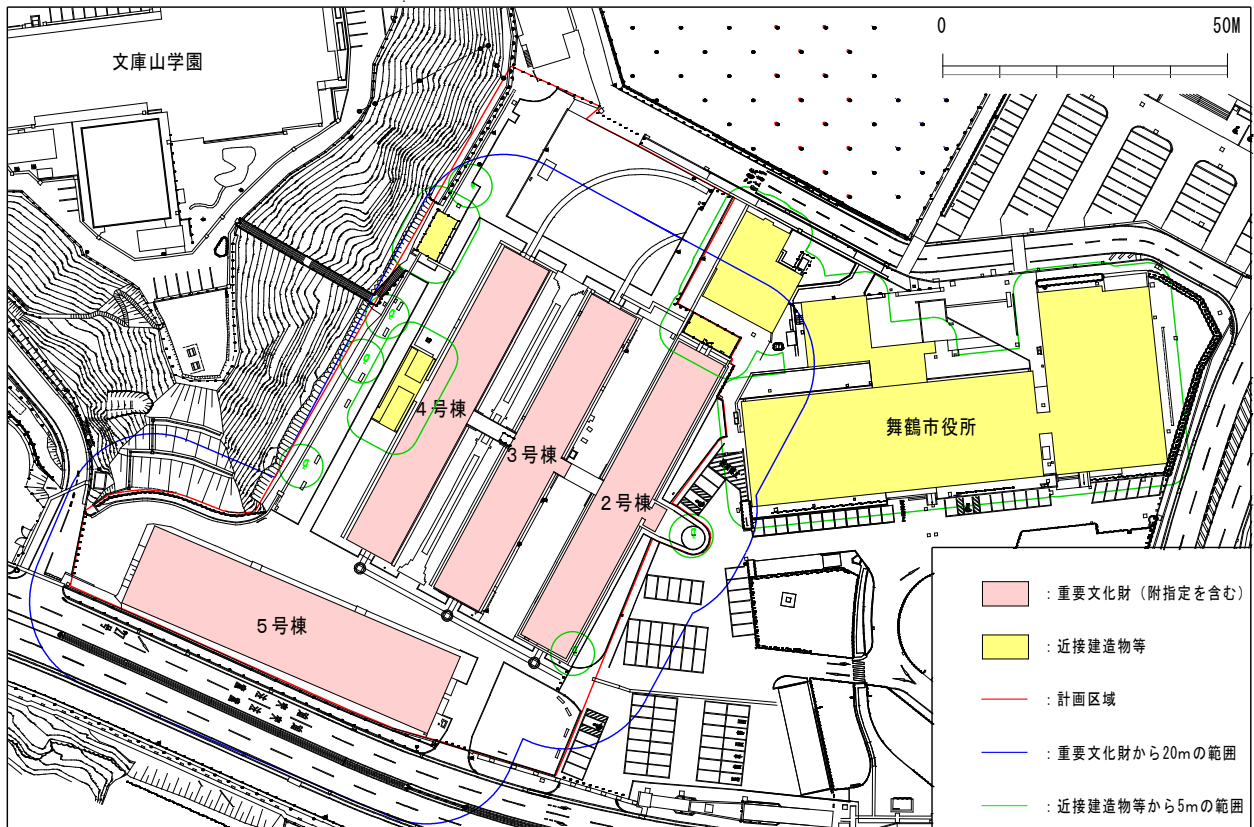


図 4.1.2 防火管理区域と近接建造物等（計画区域B）

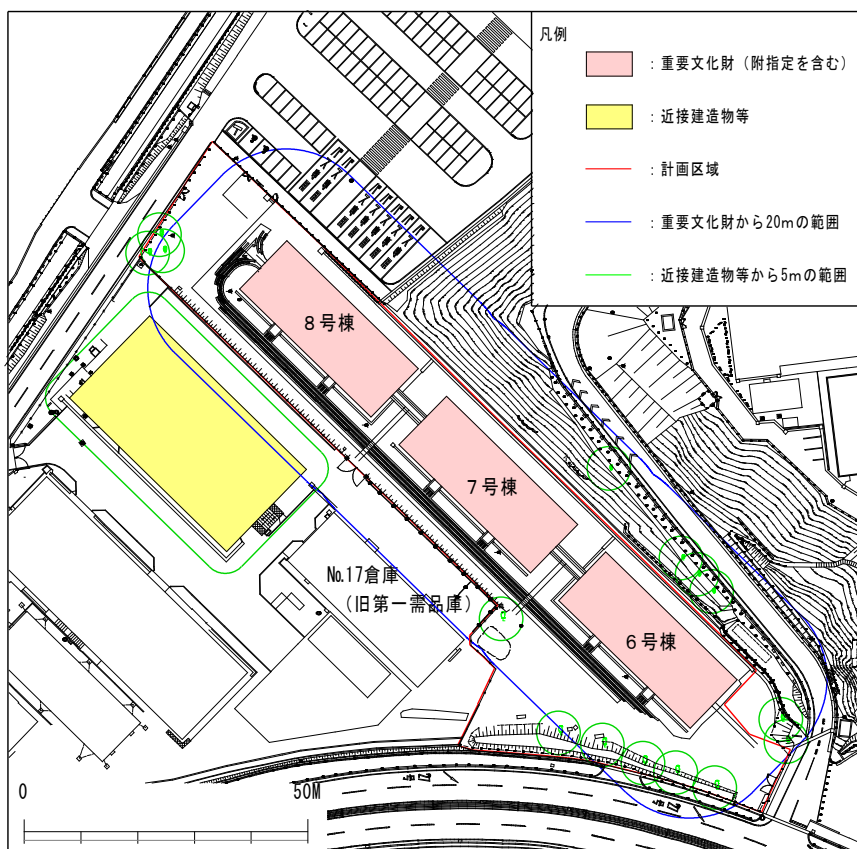


図 4.1.3 防火管理区域と近接建造物等（計画区域C）

ウ 防火環境の把握

計画区域A周囲の環境においては、1号棟のすぐ北隣に近接する民間所有の営業所及び倉庫からの延焼に留意する必要がある。特に倉庫は木造建物（外壁板金鉄板張り）であり、危険性は比較的高い。

計画区域B周囲の環境においては、区域のすぐ西外側に位置する丘に生えている樹木からの延焼に注意を要する。

計画区域C周囲の環境においては、近接建物である倉庫は、前述の通り、金属系サイディングの外壁となっており、延焼の危険性は低く、すぐ北外側に位置する丘の樹木からの延焼に注意を要する。

エ 予防措置

1) 火気等の管理

消防法第8条に基づき、防火管理者を定め、消防計画を作成する。現在、1号～5号棟については、「赤れんが博物館消防計画」及び「赤れんがパーク消防計画」が存在しているが、今後の建物の管理・運用の方法によっては、必要であれば8棟をグループ分けし、それぞれに消防計画を作成する。

防火管理者は消防計画の周知徹底に努めるとともに、消防訓練の実施や消防設備機器等の点検を適切に実施し、火気の使用又は取り扱いに関する指導監督、管理権限者に対する助言及び報告、その他防火管理上必要な業務を行う。特に2号棟においては、内部で火気を使用するため管理は最大限の注意をもって行う。

計画区域Cにおいては、現状、区域内での火気等の使用は行っておらず、今後の活用にあっても、指定場所以外での喫煙や火気等の使用は制限することとする。

1号棟北側に隣接する民間倉庫については、できる限り、環境が改善するよう働きかけるとともに、建物北面の窓際には燃えやすいものを置かないようにするなど、施設の運用面でも注意を払うようにする。

2) 可燃物の管理

危険物は原則として重要文化財建造物8棟の内部・周囲には保管しないこととする。また可燃物を重要文化財建造物の内部・周囲に保管する場合は、整理整頓を怠らず、適切に管理を行うこととする。

3) 警備

現状の警備体制について、



赤れんが博物館



今後は、具体的な建物の活用計画の策定に伴い、警備計画を新たに検討することとする。

4) 安全対策

防火管理者は避難経路の確保に留意し、訪古物の撤去や収容人員の管理等、日常的な安全対策を指導・監督することとする。

オ 消火体制

現在、2号～5号棟までを対象とする「赤れんがパーク消防計画」の初期消火体制は図4.1.4の通りである。「赤れんが博物館消防計画」も同様の体制を整えている。

これらの建物については、消防計画に基づき、適宜、訓練等を実施している。今後は6号～8号棟についても、これらの消防計画を参考とし、初期消火体制と消防計画を適切に定め、確実に運用することとする。

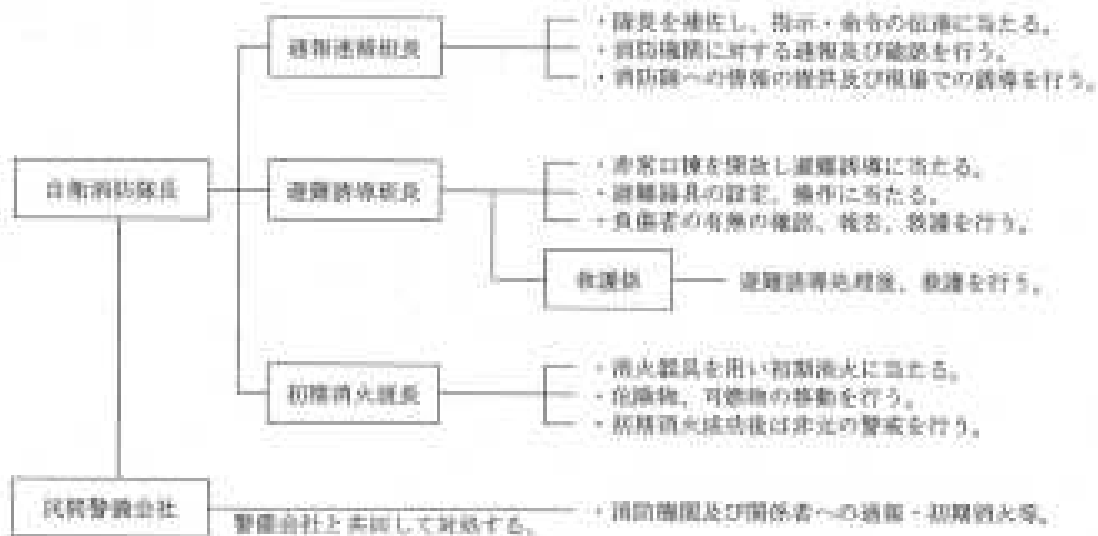


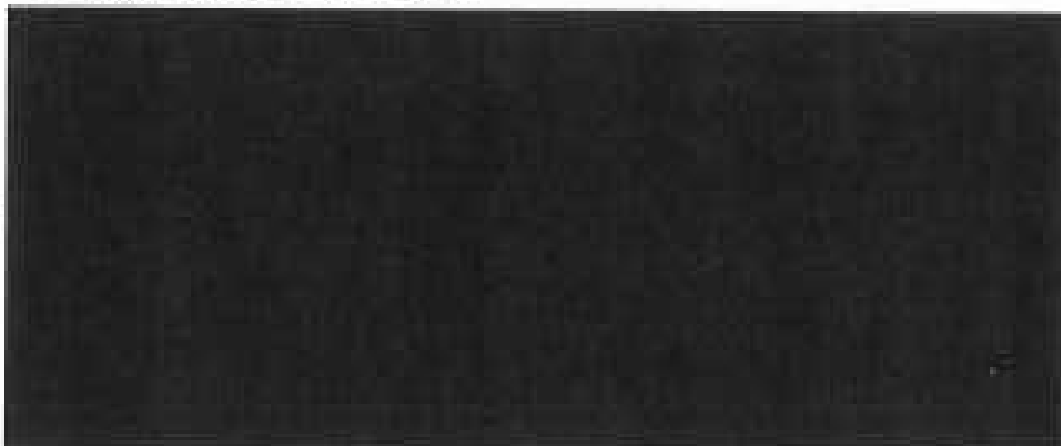
図4.1.4 「赤れんがパーク」消火体制図

(3) 防犯計画

ア 事故歴

いずれの重要文化財建造物においても、舞鶴市の管理下に入ってから、確認できる限りにおいて、事故は生じていない。

イ 事故防止のために講じている措置



ウ 今後の対処方針

今後は、人的警備の必要性や巡回の頻度、屋外や6号～8号棟内部への防犯カメラの設置の必要性等を含め、具体的な建物の活用計画に基づき、新たな防犯計画を検討することとする。

(4) 防災設備（防火・防犯設備）計画

ア 設備整備計画

1) 防災設備の設置状況

各棟の①火災警報設備、②消火設備、③避雷設備、④防犯設備の設置状況を表4.1.1から4.1.6にまとめる。

表 4.1.1 1号機設置機器一覧

区分	機器名	機能	数量
①火災警報設備	受信機	感知器が火災を感知したことを防火管理者に知らせる。	1
	点検式スボット感知器	局部的な熱上昇を感知する。	16
	点検式分岐型感知器（空気管式）	広範囲の熱上昇を感知する。	8
	煙感知器（光電式）	煙の発生を感知する。	4
	電鈴	音響により火災の発生を知らせる。	2
	受信機	火災を発見した人がボタンを押して火災の発生を通報する。	2
	常電火災警報器 受信機 常電火災警報器 受信機	常電を検出し、火災の発生を未然に防ぐ。 同上。	2 2
②消火設備	パッケージ型強化滅火設備（B型）	消火薬剤貯蔵器、ホース等を収納した設備。屋内消火栓の代替。	4
	粉末10型消火器（蓄圧式）	初期消火を行う。	10
③耐震設備	なし		
④防災設備			

数量は概算値として示す

表 4.1.2 2号機設置機器一覧

区分	機器名	機能	数量
①火災警報設備	受信機	感知器が火災を感知したことを防火管理者に知らせる。	1
	定電式スボット感知器	感知器周囲が一定の温度になったことを感知する。	1
	煙感知器（光電式）	煙の発生を感知する。	24
	音響装置	音響により火災の発生を知らせる。	4
	受信機	火災を発見した人がボタンを押して火災の発生を通報する。	4
②消火設備	屋外消火栓	地下貯水槽から放水する。	2
	地下貯水槽	屋外消火栓で使用する水を貯める。	1
	ポンプ設備	屋外消火栓に付属する。	1
	粉末10型消火器（加圧式）	初期消火を行う。	8
	粉末10型消火器（蓄圧式）	同上	1
③耐震設備	なし		
④防災設備			

表 4.1.3 3号機設置機器一覧

区分	機器名	機能	数量
①火災警報設備	受信機	感知器が火災を感知したことを防火管理者に知らせる	1
	点検式スポット感知器	局所的な熱上昇を感知する。	3
	煙感知器（光電式）	煙の発生を感知する。	24
	音響装置	音響により火災の発生を知らせる。	4
	発信機	火災を発見した人がボタンを押し火災の発生を通報する。	4
②消火設備	不活性ガス消火設備	所蔵品を保護できる消火設備。	1
	粉末 10 型消火器（蓄圧式）	初期消火を行う。	7
③非常放送	なし		
④防犯設備			

表 4.1.4 4号機設置機器一覧

区分	機器名	機能	数量
①火災警報設備	受信機	感知器が火災を感知したことを防火管理者に知らせる	1
	点検式スポット感知器	局所的な熱上昇を感知する。	1
	煙感知器（光電式）	煙の発生を感知する。	22
	発信機	火災を発見した人がボタンを押し火災の発生を通報する。	6
②消火設備	屋外消火栓	地下貯水槽から取水する。	2
	地下貯水槽	屋外消火栓で使用する水を行める。	1
	ポンプ設備	屋外消火栓に付属する。	1
	粉末 10 型消火器（加圧式）	初期消火を行う。	15
	粉末 10 型消火器（蓄圧式）	同上	1
③非常放送	なし		
④防犯設備			

表 4.1.5 5号棟設置機器一覧

区分	機器名	機能	数量
①火災警報設備	受信機	感知器が火災を感知したことを防火管理者に知らせる	1
	定温式スポット感知器	感知器周囲が一定の温度になったことを感知する。	1
	煙感知器（光電式）	煙の発生を感知する。	46
	受信機	火災を発見した人がボタンを押し火災の発生を通報する。	4
②消火設備	屋外消火栓	地下貯水槽から放水する。	1
	粉末10型消火器（加圧式）	初期消火を行う。	12
③避難設備	なし		
④防犯設備			

表 4.1.6 6号～8号棟設置機器一覧

区分	機器名	機能	数量 (3棟計)
①火災警報設備	受信機	感知器が火災を感知したことを防火管理者に知らせる	3
	定温式熱感知器	感知器周囲が一定の温度になったことを感知する。	90
②消火設備	なし		
③避難設備	なし		
④防犯設備			

2) 今後の防災設備計画

①火災警報設備

1号～5号棟については、現状の建物の利用方法を継続するに限り、計画の大幅な更新は必要でないが、活用の方法を変更する場合は、その内容に応じて新たな検討や消防署との協議が必要である。

また6号～8号棟については、今後、建物を公開・活用していくに際しては、その内容に応じて法令に適合した適切な設備を新たに設置する必要がある。

②消火設備

1号～5号棟については、火災警報設備と同様、活用する方法を変更する際には、新たな検討を要する。6号～8号棟については、取り急ぎ、消火器を設置する。また、今後、建物を公開して活用していくに際しては、屋内消火栓やパッケージ型消火設備など、施設の具体的な利用法に即した新たな消火設備の設置を計画する。

③避雷設備

8棟とも避雷設備の設置を義務付けられる規模の建物ではないものの、舞鶴市役所庁舎を除き、周囲に高層建造物は存在せず、落雷の危険がないとは言えない。今後、屋根等の改修の際には設置を検討する。

④防犯設備

1号～5号棟は現状の建物の利用方法に即して防犯設備が設置されており、活用する方法を変更する際には、適宜、見直しを行うこととする。6号～8号棟は今後、建物を公開して活用していくに際して、具体的な利用法に即した新たな防犯設備の設置を検討する。

イ 保守管理計画

1号～5号棟は、それぞれの管理者において、今後も適切に保守管理を継続していくこととする。6号～8号棟については、今後の活用にあたって、新たな防災設備計画を作成し、関連法令に基づいた定期点検を必ず実施するよう明記するとともに、点検の結果、何らかの障害が発見された時は、速やかに機能の回復をはかることとする。

4-2 耐震対策

(1) 耐震診断

1号～5号棟は、改修工事に伴って耐震診断を行い、それぞれ建物の特性に基づいて構造補強が施されており、現状、耐震性に問題はない。しかしながら、将来的に大規模な修理工事を行うにあたって、例えば2号棟の改造部分を当初の状態に還元する場合など、これまでの診断に用いた条件が大きく変化するときは、再び耐震診断の必要性が生じる可能性もある。また、条件は同一であったとしても、将来の時点では、現在の方法より優れた（文化財としての価値を高めることのできる）工法が確立されている可能性もあるので、今後、修理工事を行うときには、改めて耐震性能と補強方法について検討することが必要である。

6号～8号棟については、令和元年度から2年度にかけて、以下の業務仕様で耐震診断を実施した。

【重要文化材舞鶴旧鎮守府倉庫施設需品庫需品庫3棟耐震診断業務仕様書】

(業務仕様抜粋)

令和元年度に別途実施した目視調査(破損状況)、実測調査(構造検討用実測)、測定調査(傾斜量、不同沈下、外壁はらみ、レベル測定)、地盤調査(標準貫入試験併用機械ボーリング(オールコア)・スウェーデン式サウンディング試験)の計測データを使用し、以下の業務内容を実施する。

(1) 構造材料試験

構造検討に必要な各種材料のコア(煉瓦単体・煉瓦+目地)を採取し、必要な強度試験等を実施する。なお、削孔箇所は景観上、文化財保存上の観点に十分留意し、事前に協議の上決定する。また、削孔した部分はポリマーセメントモルタルで埋め戻し、表面を煉瓦で復旧する。

(2) 構造診断

「重要文化財(建造物)耐震診断指針」に基づいて基礎診断を実施する。解析方法は、基礎診断要領に従い、限界耐力計算もしくはエネルギー一定則、建造物の特性によっては、その他の適切な診断方法にて検討を行う。

- ・資料、調査実験結果の収集整理、加重の算出
- ・建造物のモデル化の検討
- ・構造解析
- ・必要耐震性能と保有耐震性能の比較

(3) 構造補強案の策定

構造診断の結果として耐震性能が不足する場合は、補強案の検討を実施する。補強案は建物の文化財的価値を考慮しながら、必要に応じて複数の案を提示する。また、それらの補強案に関して類似事例を基にした概算の費用積算を提示する。

(4) 調査報告書作成

本業務の調査・試験結果、耐震診断結果、構造補強案等をまとめた調査報告書を作成する。調査報告書は、カラーコピー機出力による仮綴じ製本を30部作成する。また、調査報告書のPDF形式のデジタルデータと本事業で作図した図面のデジタルデータをCD-Rにて1部提出する。

(2) 地震時の対処方針

地震発生時における、見学者及び施設利用者等の避難誘導、被災者の救助・関係機関への連絡、火災防止の措置について、活動の方針と具体的な内容、さらにそれを行う体制を定め、今後作成する消防計画書に明記することとする。

また、地震発生時の建造物の保護については、安全が確認された後で建物の破損状況を調査し、毀損が生じていた場合は、部材の保存に配慮しつつ、被害の拡大を防ぐための応急措置を速やかに行うとともに、文化財保護法に定める所定の手続きに則り、できるだけ早く復旧するように努める。

4-3 耐風・その他の災害対策

(1) 被害の想定

台風などの強風時には、屋根葺材（ステンレス板、瓦、庇の鉄板）の飛散、窓ガラスの破損、倒木の発生などの被害が想定される。また大雪による災害として、瓦屋根・庇屋根の破損や落下、落雪被害、積雪による樹木の折損などが想定される。

(2) 今後の対処方針

屋根瓦・庇の屋根葺材については、日常管理において破損状況に留意し、損傷が見つかった場合は早急に補修するよう努める。特に6号～8号棟については、現段階で保存修理工事が行われておらず、瓦葺の劣化が進行した状態であるので、非常に注意を要する。また、建物周辺の樹木についても、日常的に十分な管理を行う。

台風など強風の発生が予測される天候の際は、建物周辺を立ち入り禁止にするなどの措置をとるとともに、場合によっては、建物・樹木に対して、一時的な保護・養生設備を、天候悪化前にあらかじめ設置するようにする。大雪の際も、建物周辺を立ち入り禁止にする等の措置をとる。

強風や大雪によって建物に毀損が生じた場合は、部材の保存に配慮しつつ、被害の拡大を防ぐための応急措置を速やかに行うとともに、文化財保護法に定める所定の手続きに則り、できるだけ早く復旧するように努める。

第5章 活用計画

5-1 公開その他の活用の基本方針

(1) 舞鶴市赤れんが周辺等まちづくり事業

ア 事業背景

本市では、ブランドイメージである「赤れんが」「海・港」を活かした観光ブランド戦略を推進し、重要文化財である赤れんが倉庫群をはじめとする近代化遺産や、旧軍港の歴史文化を活かしたまちづくりを進めてきた。

「舞鶴赤れんがパーク」の来場者数はオープン以来大きく増加しており、隣接する海上自衛隊施設の見学者数や近隣観光施設等でも来場者は増加傾向である。

今後、さらなる交流人口の拡大を図り、活力あるまちづくりを実現するためには、これまで以上に、赤れんがパークを拠点とする本市の歴史文化遺産等の魅力を高め、地域資源を最大限に活用することが求められている。

本市では、平成27年度から赤れんが周辺等まちづくり事業に取り組んでおり、同年度に「赤れんが周辺等まちづくり基本構想」を、平成28年度に「赤れんが周辺等まちづくり事業基本計画」を取りまとめた。平成29年度には、民間活力の導入・実施に向けた調査・検討とあわせて、整備内容をより具体化させた「赤れんが周辺等まちづくり実施計画」を策定した（計画期間は令和元年度から概ね10年間）。

平成30年度からは、これらの計画をもとに今後進められる整備に伴う重要文化財の保存・活用に関する諸課題を整理し、取扱い方の基本方針となる重要文化財の保存活用計画の策定作業を進めている。

イ 全体方針

「赤れんが周辺等まちづくり実施計画」では、赤れんがパークと、その周辺の文部科学省所管倉庫群（需品庫3棟）、防衛施設用地、文庫山学園、民有地等を含めたエリアを対象として、民間活力の導入も含めた整備を計画している。

整備の全体コンセプト、基本方針、整備コンセプトは以下のとおりである。

【全体コンセプト】

近代日本の礎を築いた海軍ゆかりの物語を伝え、舞鶴の人々の営みや英知を発信し、未来を創造する拠点をつくります。

美しい海と山に包まれた赤れんが倉庫群に重層する明治期からの物語が、これからはじまる舞鶴の未来を創ります。

【基本方針】

日本近代化の躍動を体感できるまちとして、重要文化財の赤れんが倉庫群を擁する「舞鶴赤れんがパーク」を中心に、海上自衛隊関連施設を含む周辺地域を一体的に整備し、日本有数の一大交流拠点をつくるべく、市街地も含めたエリアマネジメントにより、海軍ゆかりの地舞鶴のブランドを形成していきます。

整備の実施方針

イメージ・魅力の活用と向上を図る整備の実施

・舞鶴の「赤れんが」「海・港」のイメージや魅力を最大限活用するとともに、魅力向上のための整備を実施します。

人の賑わいと流れを生み出す整備の実施

・人々が楽しく安全で快適に移動でき、赤れんが周辺の回遊性と各施設の連携を高めるための整備を行います。

150万人を受入れる基礎整備の実施

・年間来場者数150万人の受け入れが可能な交通インフラや駐車場等を整備します。

-基本的な考え方-

- ・建築物としての重要文化財を最大限活かした整備を実施します。
- ・エリアマネジメントの導入により、長期的なエリアの価値向上を目指します。
- ・来訪者・舞鶴市民・海上自衛隊・民間事業者それぞれにメリットが生まれ、人々に親しまれる整備を実施します。
- ・整備コストや関係者との協議調整の課題を踏まえながら可能な限り負担の少ない整備を行います。
- ・隣接する海上自衛隊施設とも調和のとれた賑わい創出の機能向上はもとより、防災拠点としての機能強化も図ります。
- ・官民連携による持続可能なエリア運営を行うため、民間活力の積極的な導入を図ります。

(赤れんが周辺等まちづくり実施計画より)

イ 全体整備内容

「舞鶴市赤れんが周辺等まちづくり実施計画」では、今後の整備にあたって主に3つのコンセプトによるゾーニングを行っている。(図5.1.3と対応)

①イメージ・魅力の活用と向上を図る整備の実施

- ア 海側に広がる豊かな景観の魅力を享受できる親水空間を整備する。
- イ 赤れんがパークや海側の眺望を楽しむことができる新たな視点場を整備する。
- ウ エリアのシンボルである赤れんが倉庫群の視認性や景観の魅力を高めるために、赤れんが周辺の広場機能を整備する。

②人の賑わいと流れを生み出す整備の実施

- ア 赤れんがパーク駐車場から赤れんが博物館までの安全でスムーズな海側歩行者ネットワークを充実させるとともに、赤れんが周辺の回遊性と各施設の連携強化を図る。
- イ 海上自衛隊北吸棧橋等、周辺施設と連携を強化するために、赤れんがパークからの安全でスムーズな歩行者ネットワークを整備する。
- ウ 海側の歩行者動線と赤れんがパーク側の歩行者動線との結節点に広場を整備する。

③150万人を受入れる基盤整備の実施

- ア 広域観光客等を受け入れるためにメインゲートを整備する。
- イ 駐車台数を確保するとともに、安全で使いやすい駐車場を計画する。
- ウ イベント開催時でも、渋滞や混雑がなくスムーズに通行できる道路を整備する。
- エ 海軍の物語に船出する期待感をより高める新たな遊覧船乗り場を整備する。



図 5.1.1 「舞鶴市赤れんが周辺等まちづくり実施計画」全体整備計画図

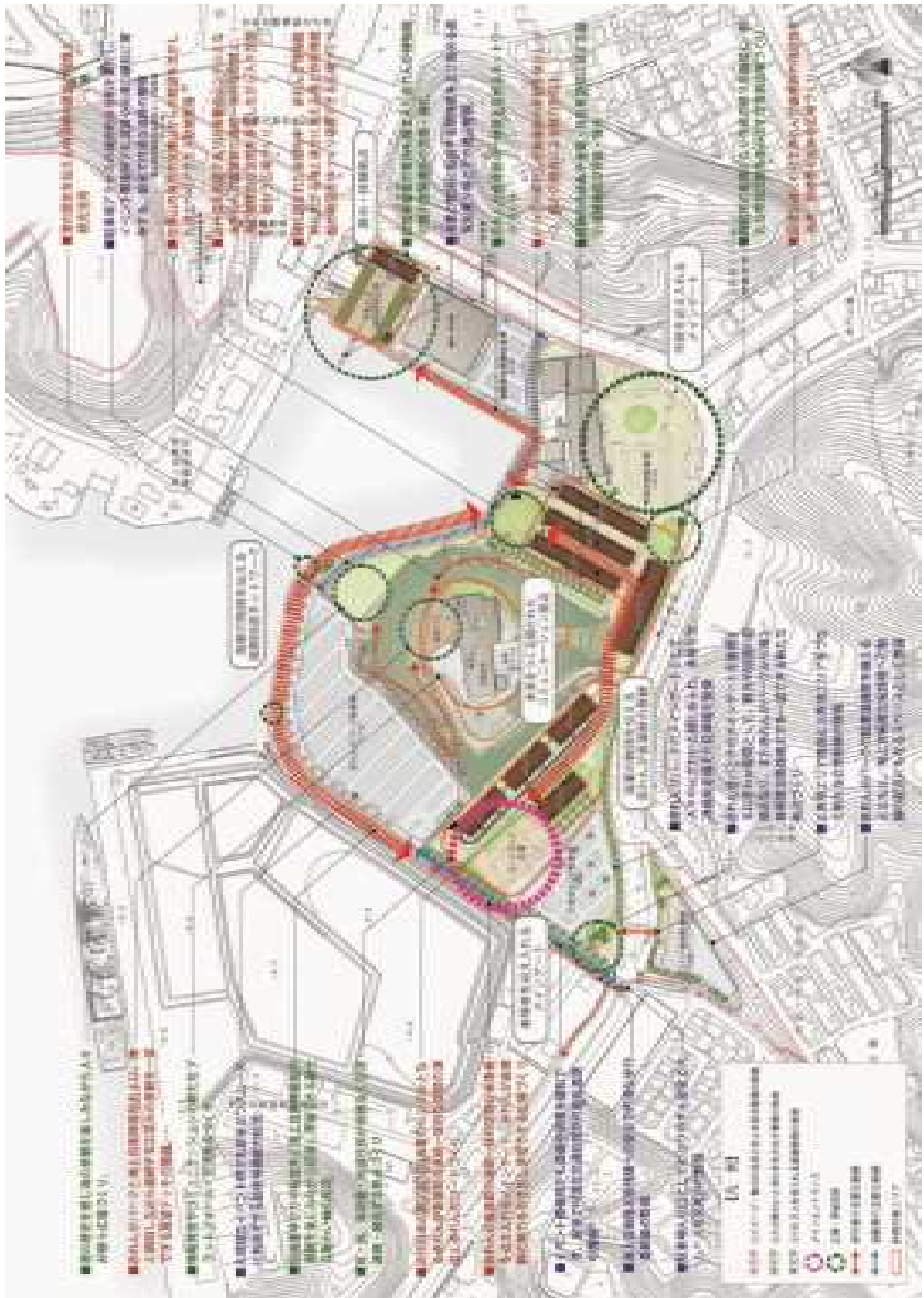


図 5.1.2 「舞鶴市赤れんが周辺等まちづくり実施計画」ゾーニング・動線
175



図 5.1.3 「舞鶴市赤れんが周辺等まちづくり実施計画」全体鳥瞰図（南西から）



図 5.1.4 「舞鶴市赤れんが周辺等まちづくり実施計画」全体鳥瞰図（北東から）

ウ 赤れんが倉庫群の保存と活用に関する整備方針

整備方針
<ul style="list-style-type: none"> ・重要文化財指定や都市公園法の枠組みを踏まえるとともに、保存活用計画の必要性について、文化庁と協議調整しながら保存を進め、民活の可能性についても検討します。 ・赤れんがパークの機能を拡充するために三角地エリア、三角地エリア南側、土地開発公社所有地、および国有地帯を含む一体的な整備が望まれています。 ・№17倉庫前の広場については、立地環境や国道からの視認性を活かしながら活用を検討します。

整備内容
<p>■重要文化財の保存と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要文化財である赤れんが倉庫群の歴史的・文化的価値を損なわないよう、文化財の適切な修理・修繕を行うと共に、その利活用にあたっては、保存と活用を両輪として進めていきます。
<p>■地域に関かれた観光拠点としての赤れんが倉庫群の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要文化財を含む赤れんが倉庫群は、地域住民にも開かれたオープンな広域観光の一大交流拠点として整備します。 ・赤れんが倉庫を活用し、広域集客拠点と地域住民を主体とした拠点の機能を同時に共存させ、広域集客拠点を目指しながらも、地域住民も利用できる機能を維持します。 ・赤れんがパーク内において、観光客が、地元の地域住民と触れ合えることも、赤れんがパーク観光の魅力の一つにするような交流拠点とします。
<p>■民間活力の導入検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤れんが倉庫の民間活力の導入については、調査結果を踏まえ、飲食事業、物販事業、展示事業、音楽関連事業、自前関連事業、ホテル等の宿泊事業など、観光拠点を形成する事業の要素を組み込むとともに、地域住民の利用も視点に入れ検討します。
<p>■外部空間も含めた赤れんが倉庫群の一体的な活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤れんが倉庫の歴史・文化的価値を最大限に活かすため、重要文化財を含む赤れんが倉庫群を一体的なものとして活用します。 ・赤れんが倉庫の建物内の空間の活用をさらに効果的なものとするため、本赤れんがパーク内では、赤れんが倉庫の建物と建物の間の空間に、多様な特徴を持った広場を設けます。それら広場を建物の内部空間と一体的に活用することで、外部と内部のアクティビティを連動させたイベント等に利用することも可能になります。 ・赤れんが倉庫の長観の魅力は、内部空間もさることながら外観の廓立った美しさでもあるため、広場から見る赤れんがを堪能することのできる「間」の空間づくりを大切にします。 ・新たに赤れんがパーク内の世本等の植栽の整備をし、舞鶴の景観を盛りなす。海、山といった自然要素と赤れんが倉庫群が融合した景色を創造します。

(赤れんが周辺等まちづくり実施計画より)

5-2 公開計画

(1) 公開範囲

ア 建物外観・外構

赤れんが1号～8号棟は常時望見可能である。敷地内は都市公園であり、常時立入可能である。なお、6号～8号棟は、屋根瓦等の落下の危険や、水路への転落防止の観点から、物品運搬路から建物側は立入禁止としている。今後の整備によって安全が確保されれば立入範囲を拡大する。

イ 内部

1号～5号棟は公開施設としてバックヤード部分を除き大部分を一般公開している。6号～8号棟は常時内部非公開である。今後の整備によって内部公開を図る。公開にあたっては、来館者の安全やバリアフリーに十分配慮した整備を行うものとする。

ウ 改修工事中の公開

今後想定される改修工事中には、文化財の価値とその保存について理解を広めるため、修理現場の公開を検討する。

5-3 活用基本計画

「赤れんが周辺等まちづくり実施計画」を踏まえ、赤れんが1号～8号棟の活用基本計画について示す。なお、各棟の状況が今後の耐震改修、整備や施設の運営方法等によって異なるため、1号棟（赤れんが博物館）、2号～5号棟（民活想定エリア）、6号～8号棟（展示施設整備エリア）に分けて記述する。

(1) 1号棟 赤れんが博物館

ア 施設概要

赤れんが博物館は「舞鶴海軍兵器廠魚形水雷庫」（明治36年竣工）を改修し、平成5年に開館した施設である。1階及び2階の約596㎡（特別展示室32.67㎡を含む）を展示スペースとし、「世界のれんが」や「日本のれんがの歩み」、「舞鶴市とれんが」等の「れんが」に関連する展示を行っている。年間来場者数は約5.5万人で、舞鶴市産業振興部観光振興課が所管して市の直営施設として運営を行っている。

開館から現在までにトイレ等の一部改修を実施しているが、展示内容の大規模なリニューアルは行われていない。

重要文化財指定以前に耐震補強・改修が行われており、指定範囲として「内装を除く」とされている。

イ 施設の課題

開館から30年近くが経過し、展示内容の更新が大きな課題である。また、赤れんがパークの中心部から距離が離れているため、赤れんがパークとの一体的な集客や来場者の回遊性に課題がある。

ウ 今後の活用方針

博物館としての機能を維持しつつ、展示内容のリニューアルや必要な機能の見直しを念頭に、重要文化財建造物の価値や魅力の向上、赤れんがパーク賑わい創出に資する効果的で集客性のある展示や施設用途の検討を進める。

また、海側遊歩道の整備や遊覧船乗り場に面した赤れんが博物館前の広場整備を計画しており、赤れんがパーク中心部との一体性や回遊性を高める活用内容を検討する。



図5.3.1 赤れんが博物館フロア図（博物館HPより）

(2) 2号～5号棟（民活想定エリア）

ア 施設概要

2号～5号棟は段階的に整備され、平成24年に全館オープンした施設である。指定管理者によって管理・運営されており、展示、事務スペース、管理者直営の物販エリア、テナントとしてのカフェ2店舗以外は貸館として運営されている。平成24年度の年間来場者数は約12.7万人であったが、令和元年度には約72.6万人にまで増加している。

2号棟は「舞鶴市政記念館」として平成6年に開館した。1階に赤れんがパークの総合案内としてインフォメーションカウンターが設置されている。他に、多目的ホール（200人収容）、カフェコーナー、特別会議室がある。2階には市政の歴史を紹介する展示エリア、事務所スペースがある。多目的ホールは、音楽イベント、式典、展示、講演会等、貸館として利用されている。

重要文化財指定以前に耐震補強・改修が行われており、指定範囲として「内装を除く」とされている。

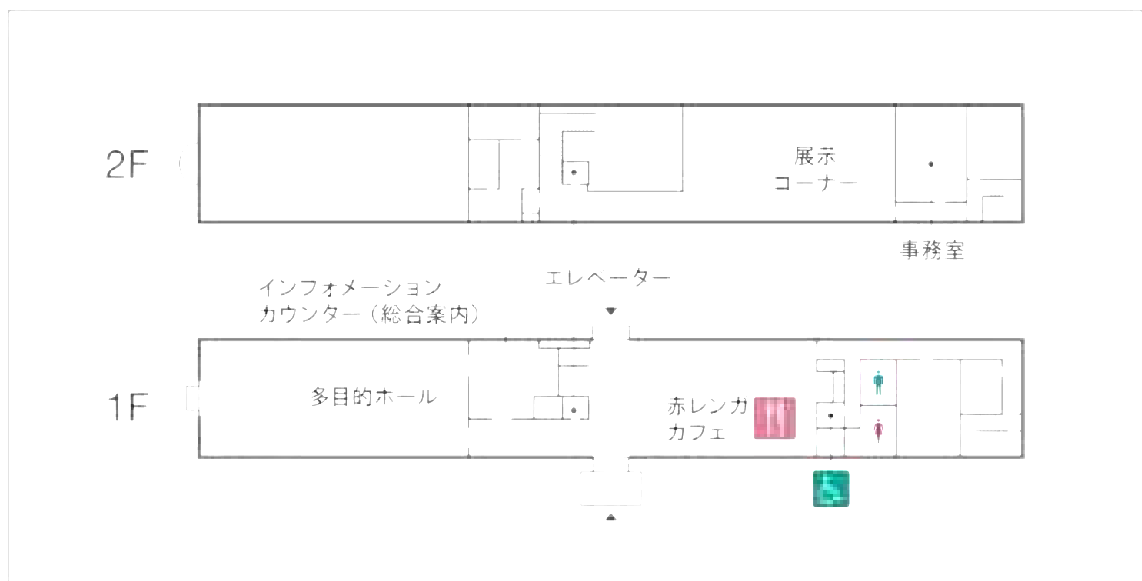


図5.3.2 2号棟フロア図(赤れんがパークHPより)

3号棟は「まいづる智恵蔵」として平成19年に開館した。1階に物販スペース「赤レンガショップ」、倉庫再現展示、企画展示室等がある。2階には、「海軍ゆかり展」として日本遺産や近代化遺産を紹介する展示スペース等がある。また、展示スペースの一部においてワーキングスペースが開設されている。

重要文化財指定以前に耐震補強・改修が行われており、指定範囲として「内装を除く」

とされている。

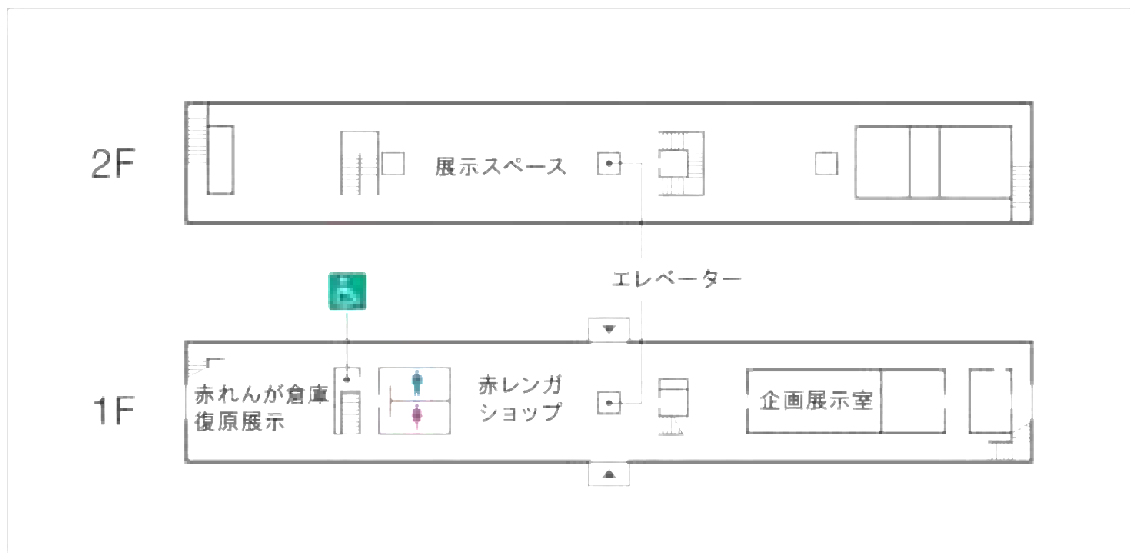


図5.3.3 3号棟フロア図

4号棟は「赤れんが工房」として平成24年に開館した。全館貸館スペースであり、1階にフリースペース、工房エリア、スタジオがある。2階にはフリースペース、工房がある。全館貸し切りでのイベント実施が可能であり、バザール、セミナー、展示、音楽イベント等で利用されている。

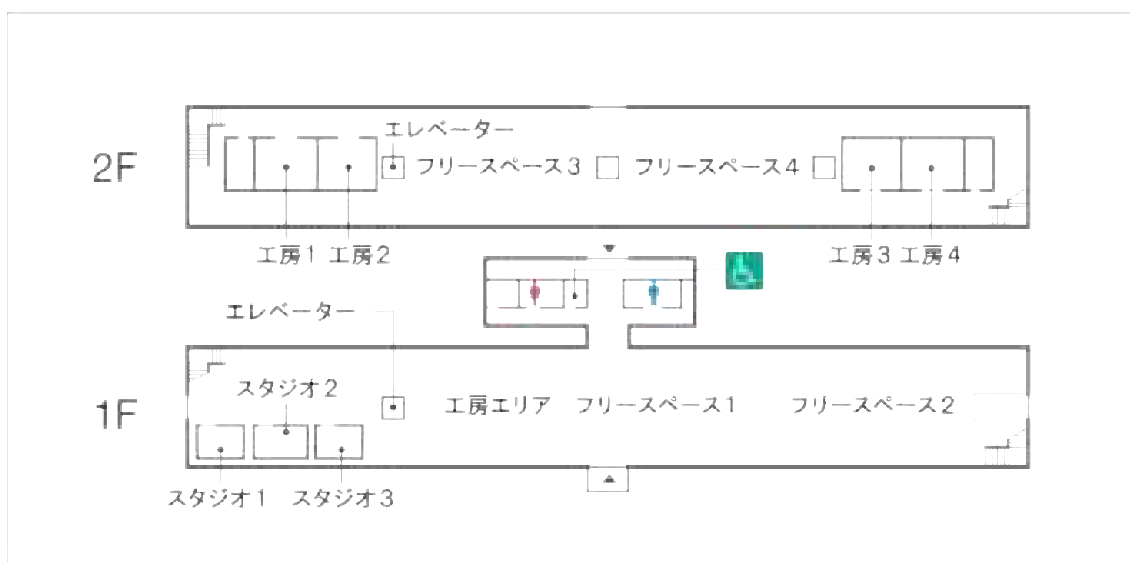


図5.3.4 4号棟フロア図

5号棟は「赤れんがイベントホール」として平成24年に開館した。1階には多目的ホ

ールと5号棟カフェ（40席）がある。全館貸し切りでイベント実施が可能であり、ホールは音楽イベント、展示、バザール等、多彩なイベントで利用されている。2階は非公開としており、防災倉庫として利用している。

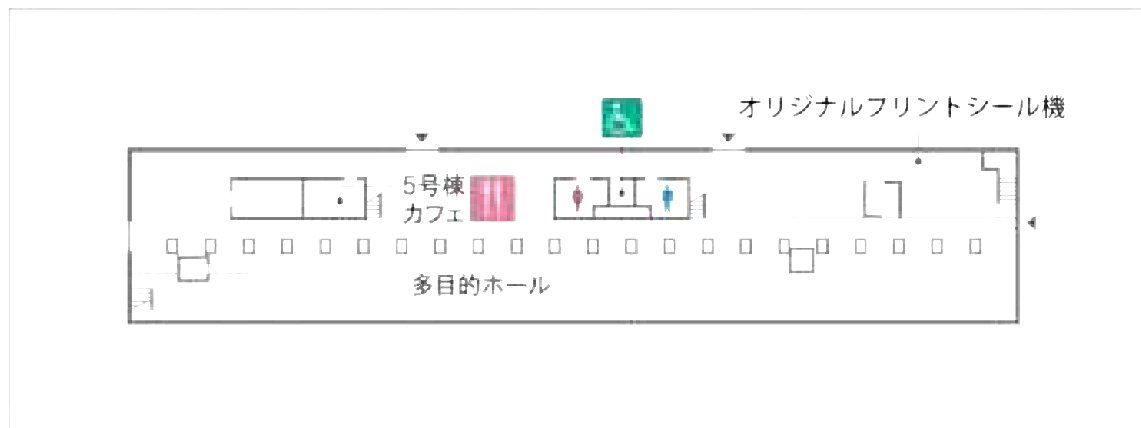


図5.3.5 5号棟フロア図

イ 施設の課題（2号～5号棟）

2号～5号棟の大部分が貸館スペースであるため、平日のイベントや催事が少ない時は施設の利用率が低く、来場者の滞在時間も比較的短い。また、常設のコンテンツや飲食・物販機能が限定的であり、来場者の消費額も低い傾向にある。

常設の展示に関しては、2号棟の「市政の歴史に関する展示」など、急増している市外からの観光客のニーズと必ずしもマッチしていない内容もある他、3号棟2階の「海軍ゆかり展」についてもコンセプトをもって当初から展示設計された内容ではないため、充実した内容とは言い難い。また、重要文化財である赤れんが倉庫そのものの歴史や価値、魅力を来場者に訴える機能も不足している。

その他、段階的に各棟が整備されたことによるコンセプトや統一感の不一致、機能分担、効果的な動線の整備等に課題がある。

ウ 今後の活用方針

2号～5号棟については、赤れんが周辺等まちづくり事業において民間活力の導入調査を進めており、新規事業者を公募し、各棟の用途・機能変更も含めて柔軟に効果的な活用方法を検討することとしている。

新規事業者の公募にあたっては、重要文化財であることを踏まえ、文化財的価値を損なわず、保存活用計画に基づいた活用方法を選定する。

また、各棟に分散している展示機能の集約（6号～8号棟への集約も含む）や貸館、インフォメーション、飲食・物販等の機能の分担、付加価値の高いコンテンツの提供、効果

的な動線の整備などを、1号～8号棟までの全体で検討を進める。今後選定される新規事業者を交え、総合的なエリアマネジメントを行う必要がある。

エ 想定される活用案（2号～5号棟）

具体的な活用案は新規事業者によって計画されるが、想定される活用案としては以下のような例が考えられる。

- ・ 赤れんがのロケーションを活かした飲食店の展開（海軍ゆかりの洋食文化等）
- ・ 赤れんがと親和性のあるテーマ性の高い物販
- ・ 赤れんがや海軍ゆかり等の関連する体験型コンテンツ
- ・ 赤れんがの雰囲気が楽しめるユニークベニュー（貸館催事スペース）
- ・ 赤れんが建造物での宿泊施設
- ・ 赤れんがとアートの空間 など



図 5.3.6 「舞鶴市赤れんが周辺等まちづくり実施計画」
需品庫3棟とエントランス広場のイメージ（西から）

（3）6号～8号棟（展示施設整備エリア）

6号～8号棟（需品庫3棟）は、文部科学省が所管する国有財産であり、耐震補強や文化財修理などの改修がなされていない。今後の活用にあたって必要な改修を行う。

「赤れんが周辺等まちづくり実施計画」では6号～8号棟（需品庫3棟）およびその敷地部

分は、赤れんがパーク駐車場からパーク中心部へのエントランス部分とされている。このことから来場者を迎え入れるメインゲートとして、3棟が連なる特徴を生かした整備を検討することとしている。

ア ゾーニングと動線

当該エリア（6号～8号棟とその敷地）の活用にあたって、図5.3.2のようにゾーニングする。

① 建物内部の活用を進めるエリア

建物内の活用を進めるとともに、3棟の中央をレールが貫いている特徴を活かし、各棟が有機的に接続されるよう整備する。また、運搬路に面した西側面の出入口には凹凸があるため、バリアフリーに配慮した上で、建物内にアクセスできるように整備する。

需品庫3棟を貫くレール及び、建物間のターンテーブル、ターンテーブルから運搬路側へ延びるレールは、来場者の歩行の支障とならないよう配慮した上で、見学可能な整備を検討する。

② 需品庫3棟と運搬路「赤れんがロード」の景観を活かしたエリア

赤煉瓦と石敷きによる運搬路に面して、赤れんが倉庫が3棟並ぶロケーションは、全国的に見ても大変貴重である。とりわけ、戦前の時代設定等で映画やドラマの撮影で多用されており、本市のPRにとっても貴重な資源である。

今後の活用にあたって外構に看板や照明等、工作物を設置する際には、最小限のものにとどめ、撮影時に取り外しが可能な措置を講じる等、文化財の景観とロケーション維持について配慮する。

③ 通路

赤れんがパークのエントランス部分にあたり、駐車場からパーク中心部への動線上に位置していることから、適切な通路を確保するとともに、需品庫エリアがパークの導入部（エントランス）としての機能を演出できるよう整備する。

④ 緩衝地

全体の景観を損なわないよう、植栽や芝等、適切に維持する。イベント時に活用できる多目的スペースとしての機能も想定する。



※計画区域C周辺の整備は「舞鶴市赤れんが周辺等まちづくり実施計画」に基づいて別途計画されている。

(ゾーニング)

建物内の活用を進めるエリア

需品庫3棟と運搬路「赤れんがロード」の景観を活かしたエリア

通路

緩衝地

←.....→ 動線

図 5.3.7 ゾーニングと動線

イ 建物内部の活用方法

6号～8号棟の3棟には、展示施設を主とする新たな公開施設を整備する方針である。以下に基本方針と活用案を示す。

1. 基本方針

- ①貴重な文化財を将来に引き継ぐために、適切に文化財の修理・耐震対策等を実施する。
- ②見学者が文化財を安全に見学できる公開施設を整備する。
- ③現存する12棟の鎮守府倉庫の内、最も建設当初の姿を残している3棟の文化財的価値や特徴を活かし、確実な保存と公開等活用を進めることで、倉庫群全体の文化財的価値や意義の向上に資する整備を目指す。
- ④見学者が文化財に対して理解を深めるとともに、歴史的背景である鎮守府や軍港の歴史、近代化遺産や日本遺産のストーリーに親しめる展示等を行う。
- ④将来にわたって安定的に文化財を維持管理するため、公開施設の収益等によって計画的に修繕・修理を実施する。

方針③にある3棟の文化財的価値・特徴については、

明治期の海軍需品庫3棟とその敷地が建設当初の姿を残している

海軍の利用実態を具体的に示す建物・遺構・設備・敷地が総体として現存している

海軍需品庫がその敷地とともに現存していることに加え、当時の利用実態を具体的に示す敷地内の施設配置や外構の軌道、運搬路、建物内の設備等の総体で当時の情景が良く残されている。現存している12棟の鎮守府倉庫全体を考えるうえでも、鎮守府や軍港の歴史を理解する上でも貴重である。

等が指摘できる。今後の整備と活用案の作成にあたっては、基本方針に加えて、さらに下記の留意点・考え方を踏まえることで、上記に示した文化財的価値と特徴を減じない、文化財への理解に資する魅力ある活用を行うこととする。

(留意点・考え方)

- ①建物の文化財的価値を最大限に保存するため、現状を可能な限り保存する。
また、場合によっては一部当初の姿への復原を検討する。
- ②運搬路や軌道等、外構の諸施設を保存するとともに、景観を最大限に保存する。
- ③文化財の理解に資するよう、建物内の設備（荷揚機や昇降機、軌道）を活かしつつ、展示物や演出等で海軍倉庫として機能していた往時の姿を一部再現する。
- ④当該3棟を含む12棟（海上自衛隊倉庫4棟含む）の鎮守府倉庫群全体の歴史的評価や意義の向上に資するよう、鎮守府や軍港、軍港都市建設の歴史と一体となったストーリーとして一体的に理解できる展示を行う。
- ⑤公開施設の設備や什器等は文化財に負荷がかからないよう可能な限り可逆的な工法をとる。

2. 整備コンセプト

上記の基本方針等を踏まえ、6号～8号棟の公開施設のメインコンセプト案は以下のとおり示す。

オンリーワンのホンモノを 見る・知る・学ぶ・体感する

① ホンモノの「近代化遺産」

保存状態の良い、手つかずの明治期煉瓦倉庫が3棟連なって現存する貴重な文化財。ホンモノの持つ雰囲気、時代性、近代化遺産の力強さを感じることで見学者にとってオンリーワンの体験に。

② ホンモノの「ストーリー」

海軍倉庫としての建物（文化財）の歴史（ストーリー）

鎮守府設置から引揚港に至る海軍ゆかりのみなとまち舞鶴ストーリー

日本遺産「日本近代化の躍動を体感できるまち」のストーリー

この需品庫の場に来て見て実感・体感できるストーリーに触れることで、文化財への理解が深まるエリアに

③ ホンモノの「ロケーション」

需品庫エリアは外構部分も含めてタイムスリップしたようなロケーションが魅力。フィルムコミッション支援による映画・ドラマ撮影実績も多数。

適切に景観を保全し、ロケーションの魅力を最大限に活用。

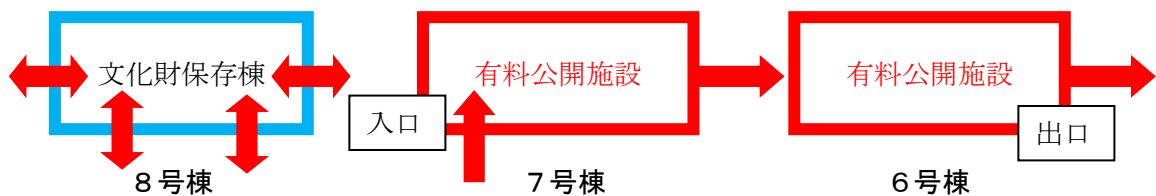
3. 施設配置と動線

6号～8号棟のエリアは、現在の赤れんがパーク駐車場からの動線上にあたる。また、隣接する防衛省敷地（三角地）の整備が進めば、南側にも駐車場が整備され、将来的には海上自衛隊No.17倉庫（未指定煉瓦造倉庫）の活用も考えられるなど、来場者の動線が複数想定できる。

6号～8号棟の整備にあたっては、パーク全体のマネジメントの中で、動線や施設配置を分に検討する必要がある。想定される施設配置としては以下のような案が考えられる。

なお、新たに整備する公開施設は、文化財の適切な維持管理に充てるため、入館料等を徴収する有料施設として運営することを想定している。また、3棟のうち1棟は、文化財そのものを見学するために、展示等をつくり込まない「文化財保存棟」とする。

A 6・7号棟一体型の公開施設のイメージ



赤れんがの非日常空間への導入部として、駐車場に面した8号棟は文化財をそのまま見せる「文化財保存棟」とする。7号棟・6号棟は2棟で一連の有料公開施設として整備する。

B 6・7号棟独立型公開施設のイメージ



A案と同様に、赤れんがの非日常空間への導入部として、駐車場に面した8号棟は文化財をそのまま見せる「文化財保存棟」として公開する。7号棟・6号棟は西側を入口として、それぞれ異なるテーマで独立した有料公開施設とする。

4. 展示施設の内容

仮にA案の施設配置を前提として、展示施設の内容を例示する。

8号棟「文化財保存棟」

赤れんがパークへの導入部・エントランスとして、来場者に非日常空間を印象付け、海軍倉庫として造られた建物の規模感や、明治の時代感、建築美や赤煉瓦造の建築技術を来場者に見せる（魅せる）ための空間演出を行う。「文化財保存棟」と位置づけ、文化財そのものの魅力を伝えるため、展示等のつくり込みは行わず、文化財として最大限に保存を図る。

7号棟 有料公開施設「海軍ゆかりのみなとまち舞鶴ミュージアム」（仮称）

来場者が重要文化財「舞鶴旧鎮守府倉庫施設」、需品庫（6号～8号棟）のことを知り、学び、体感できるように、文化財とその歴史的背景、変遷、用途について紹介を行うとともに、当該文化財と密接に関連する本市の歩んできた近代化のストーリーや、市内の近代化遺産、日本遺産ストーリーに親しみをもってもらうことを目的に展示を構成する。

また、需品庫が海軍倉庫として使用されていた当時の様子を忠実に再現するエリアを設け、往時の姿を視覚的に分かりやすく紹介する。

6号棟 有料公開施設「海軍ゆかりのみなとまち舞鶴ミュージアム」（仮称）

7号棟に引き続き、一連の有料公開施設として展示を構成する。7号棟で紹介した歴史的背景やストーリーを来場者にさらに体感してもらえよう、舞鶴鎮守府関連資料として実物史料展示を行う。また、赤れんが倉庫群の歴史や文化に親しんでもらえよう、体験コーナー等の設置を検討する。

6号棟については、2階の見学が可能なように荷揚げ口の既設開口部等を利用したエレベーターの設置を検討する。

(7号棟展示構成イメージ)

◆歴史的背景・文化財解説展示

- ・ 鎮守府設置から軍港整備の歴史
- ・ 赤れんが倉庫群の歴史
- ・ 「需品庫」の歴史（文化財解説展示）

◆日本遺産ストーリー展示

- ・ 旧軍港四市のストーリー
- ・ 市内の構成文化財紹介

◆シアター

- ・ 赤れんが倉庫群とその周辺の歴史的背景や変遷等を視覚的に理解できる映像展示
- ・ 旧鎮守府・軍港、赤れんが倉庫群周辺の3D映像、鳥瞰映像など

◆倉庫内再現展示

- ・ 需品庫（その後水雷庫）として使用されていた当時の倉庫内の様子を忠実に再現

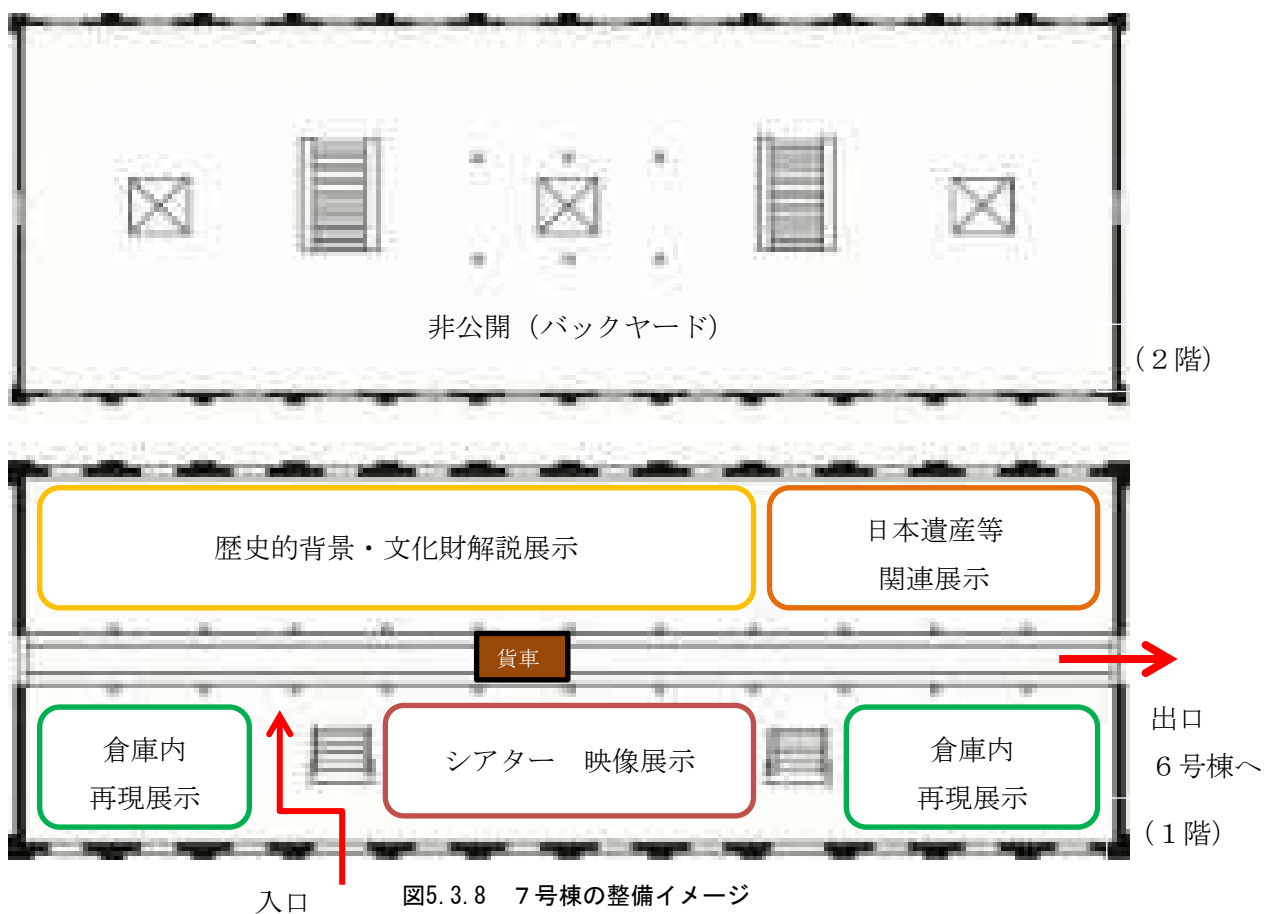


図5.3.8 7号棟の整備イメージ

(6号棟展示構成イメージ)

◆舞鶴鎮守府関連資料展示 (実物史料展示中心)

- ・赤れんが倉庫群の理解に欠かせない鎮守府関連資料等について実物を中心に展示

◆海軍ゆかり体験コーナー

- ・赤れんが倉庫群の歴史に親しんでもらえる各種体験コーナー
- ・海軍制服等試着コーナー

◆VRコーナー

赤れんが倉庫群及び軍港の往時の情景や建物内の当時の様子を体験

◆企画展示・セミナースペース (2階)



図5.3.9 6号棟整備イメージ

外構部分

パーク中心部へのエントランスとして、3棟が連なる景観を活かした写真等の撮影スポットや映画、ミュージックビデオ、TV等の撮影に適したロケーション機能が想定される。

5-4 建築計画

6号～8号棟（需品庫3棟）の整備を前提とした建築計画を以下に示す。計画区域A及びBについては一定整備済みであるため割愛する。

（1）公開活用に係る施設・設備等

前述の活用方法を踏まえ、想定される主な施設・設備等について記載する。

建物内

（施設等）

ア 階段・エレベーター

2階への動線は、西側出入口に接続した階段が2箇所存在する。2階部分を活用する際には既存の荷揚げ口を活用する等、文化財への影響を最小限としつつ、エレベーターの設置について検討する。

イ トイレ

当初の倉庫には無い機能であるため、建物内への設置は配慮が必要である。明治期より建物外部の山側に便所が2箇所設けられていたことを踏まえ、建物外部への設置も考えられる。

（設備等）

エ 電気設備

室内各所に露出角型コンセントが設置されているが、設備類は耐用年数を経過しており、全面改修が必要である。また、今後の活用案に合わせ、電気容量等の検討が必要である。電動巻上機に伴う配電盤等は、適宜保存する。

オ 照明設備

建物内の照明設備は、戦後に設置された吊り下げ型の水銀灯が使用されている。また一部で過去に用いられていた吊り下げ型の直管蛍光灯が撤去されずに残っている状況である。戦前の照明設備の有無、仕様については不明である。

今後の活用案に合わせ、適切な照度を確保すると共に、照明設備のデザインについて配慮を要する。

カ 空調・換気設備

現状、各棟各階に4基ずつ換気扇が設置されている他に空調・換気設備は無い。今後の活用案に合わせ、適切な空調設備を整備する。空調ダクト等については荷揚げ口の既存開口部を活用し、文化財への影響を最小限とする。

キ 給排水衛生設備

現状、建物内に上水道の引込はされておらず、給排水設備は整備されていない。今後の活用案に合わせ、適切に整備する。引込には通気口等の既存開口部を利用し、文化財への影響を最小限とする。

外構

(施設等)

ア 通路・地面の整備

現状、公園通路部分の舗装敷以外は未舗装である。活用にあたって舗装を行う際には、最小限の範囲とし、自然色舗装仕様とする等、景観に配慮する。また、運搬路と公園通路の間は碎石敷きとなっているが、碎石によって運搬路の煉瓦が破損するため、今後の整備では碎石敷きを撤去するとともに、他の場所でも碎石敷きを行わない。

需品庫に伴う赤煉瓦と石敷の運搬路は、需品庫の歴史的機能を理解する上で重要な構成要素である。現状、運搬路の煉瓦は、表面の破損が進んでいる箇所も見受けられ、保護の措置が必要である。適切な補修を行うとともに、日々の管理においても、運搬路への車両の乗り入れを原則禁止とする。

イ 看板、サイン

現状、公園内の案内サインが数箇所に設置されている。今後の整備では、来場者に分かりやすいサインはもとより、景観に配慮し、ロケーション撮影時に支障とならないよう留意する。

(設備等)

ウ 電気設備

外構には敷地外から電気を引き込む支線の電柱が建てられている。特に需品庫3棟に沿って建てられた電柱は木製で(一部コンクリート)、それ自体が貴重な一景観を構成している。今後の活用にあたっては、木製電柱を保存(腐食しているものは交換)することとし、電気設備として不足があれば、別系統の配線を施す等、検討を行う。

エ 照明設備

現状の外構における照明設備は、木製電柱に設置された電灯と、建物のライトアップ用LED照明である。電灯は現代の代替品である。

今後の活用にあたっては、外構部分の照明増設が想定されるが、デザインに特に留意

し、ロケーション撮影の支障とならないように配慮する。また、効果的なライトアップの手法についても検討する。

オ 給排水設備

敷地内には上水道が引き込まれており、数箇所に散水栓が設置されているが適切に機能していない。今後の活用に合わせて適切に整備する。

敷地内には需品庫に伴う当初の排水路が存在する。また、既存の公園通路縁に排水溝が設置されており、それらは敷地北東の集水升に接続し、海側に排水されている。

敷地内の一部で排水不良箇所があり、大雨時に浸水する恐れがあるため、建物改修に合わせて敷地内排水を検討する。

また、汚水の排水については、現状では敷地内に下水道が引き込まれていない。活用にあって必要な場合は敷地（指定範囲）の保全に配慮して適切に整備を行う。

(2) 計画条件の整理

ア 文化財保護法

重要文化財である需品庫3棟の活用にあたっては、文化財保護法を遵守する。なお、現状変更等の手続きについては、第6章で述べる。

イ 建築基準法および関連法令

6号～8号棟は重要文化財であるため、建築基準法第3条第1項第1号により、同法については適用除外となる。しかしながら、建物の保護や利用者の安全確保、また高齢者、障害者による施設利用の円滑化といった観点から、建物の耐震性、耐火性、あるいは避難時の安全性、彩光・換気・排煙をはじめとした建築設備の内容、バリアフリー設備の内容などといった事柄について、建築基準法および関連する法令（「建築基準法施行令」「建築基準法施行規則」「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」「耐震改修促進法」など）と照合し、それらが定める基準を満足していない部分については、重要文化財であることを踏まえた上で、有効な対策について検討する。

ウ 消防法および関連法令

6号～8号棟は重要文化財であるため、消防法施行令別表第1の(17)項に記載されるところにより、防火対象物である。また、今後の活用方法によっては、複合用途防火対象物と見做される可能性もあるので、活用案の作成に伴い、消防法および関連法令（「消防法施行令」「舞鶴市火災予防条例」など）と照合し、消防署と協議した上で、消防計画を定め、適切な消防設備の整備を検討する。

エ その他

今後の活用方法によっては、都市計画法、都市公園法、国有財産法等、土砂災害防止法等、関連法令を遵守する。また、業種ごとの運営に関わる法律（例：食品衛生法、倉

庫業法など)については、活用案の作成に伴い、個別に検討を要する。

5-5 実施に向けての課題

(1) 管理運営

今後の活用にあたっては、2号～5号棟に民間事業者による管理が想定されている他、6号～8号棟は指定管理者による管理が考えられる。また、テナントとして物販や飲食等、複数の事業者が活用に携わることも想定される。重要文化財であることを関係者が十分認識し、共通理解のもとで適切に管理が行われるよう、管理運営方法を検討する必要がある。

(2) 文化財の維持・修繕

1号～8号棟まで、各棟の日常的な維持管理(清掃・除草等)に加えて、建具塗装の塗り直しや雨漏り修理等、定期的に修繕が求められる。複数の管理者が運営に携わる中で、適切に文化財を維持・修繕していけるよう関係者で十分協議する必要がある。

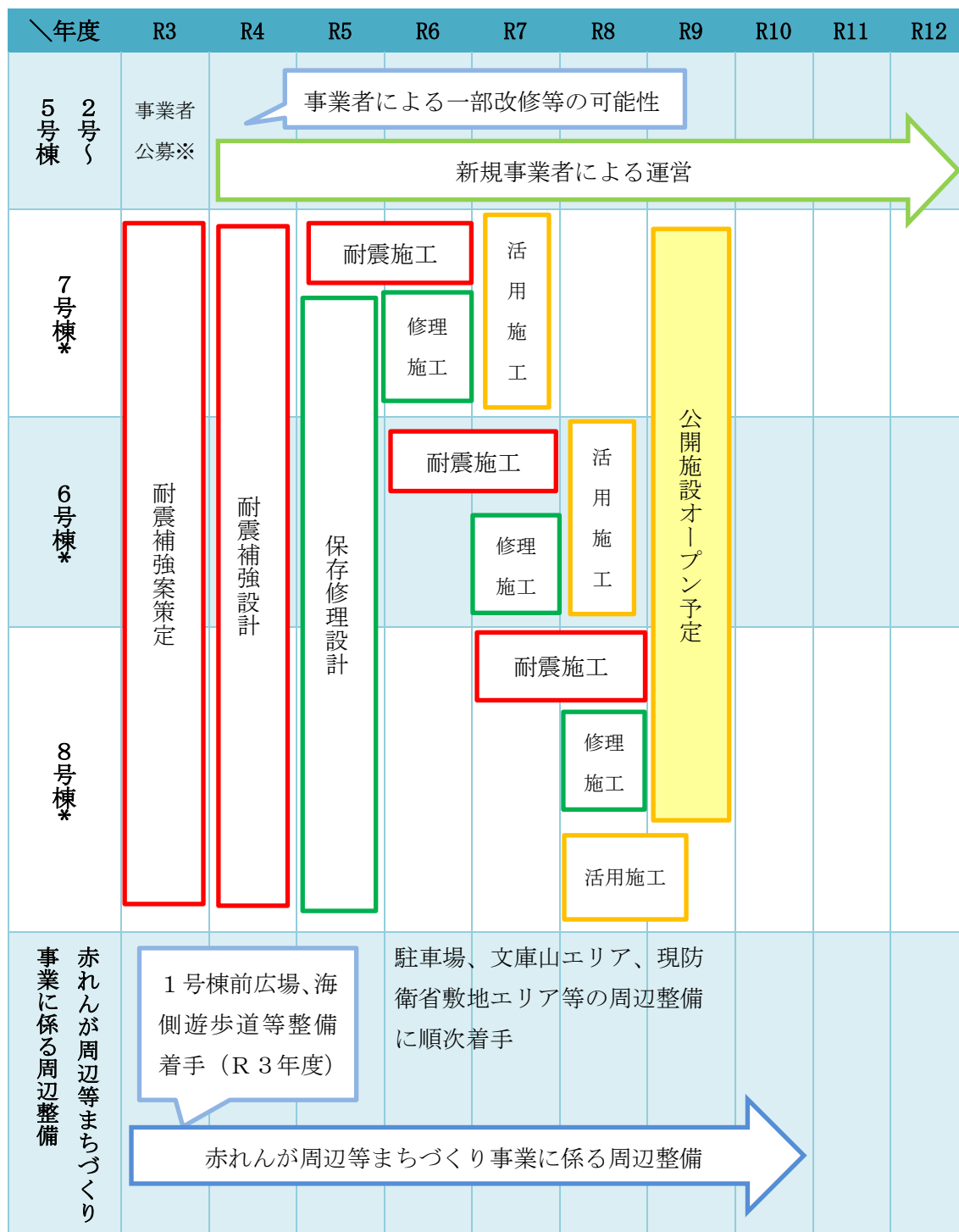
(2) バリアフリー対策

6号～8号棟の整備では、段差の解消やエレベーターの設置など、公開にあたってバリアフリー対策に取り組むこととする。ただし、重要文化財である建造物への影響を最小限にするとともに、文化庁と十分協議の上、必要に応じて文化財保護法上の手続きを取る。

(3) 整備時期

令和元年度～令和3年度にかけて、6号～8号棟の耐震診断・補強案策定を実施している。今後、活用案の具体化とあわせて補強案を検討し、必要な耐震改修・修理に着手する予定である。文化庁・京都府と十分協議の上、文化財補助金等を活用しながら整備を進めることとする。

想定スケジュール



※事業者公募の範囲は2号～5号棟（1号棟は除く）

*6号～8号棟の施工順序は活用整備内容等によって入れ替わる可能性がある。

赤れんが周辺等まちづくり事業は令和元年度から概ね10年を事業期間としており、整備は用地取得や財源等の関係でスケジュール・内容が変更される場合がある。

第6章 保護等に係る諸手続き

6-1 舞鶴旧鎮守府施設の所有と管理について

(1) 所有について

舞鶴旧鎮守府倉庫施設のうち舞鶴海軍兵器廠魚形水雷庫（1号棟）、舞鶴海軍兵器廠予備艦兵器庫（2号棟）、舞鶴海軍兵器廠弾丸庫並小銃庫（3号棟）、舞鶴海軍兵器廠雑器庫並預兵器庫（4号棟）、第三水雷庫（5号棟）は舞鶴市が所有するが、需品庫3棟（6号棟、7号棟、8号棟）およびその敷地は文部科学省が所管する国有財産である。

(2) 管理について

1号～5号棟は舞鶴市が所有者として管理を行う。国有財産である6号～8号棟及びその敷地については、舞鶴市が文化財保護法第172条に基づいて管理を行う地方公共団体（管理団体）に指定され、維持管理を行う。また国有財産に関する事務も、国有財産法第9条に基づき、一部を舞鶴市が行う。

(3) 財産の種目

6号～8号棟及びその敷地は、国有財産のうち、重要文化財としての公共用の財産として、行政財産にあたる。

表 6-1-1 6号～8号棟の建物および敷地の所有と管理に関連する法令

項目	所有者および管理団体等	法令等
所有者	文部科学省	文化財保護法 163 条
財産の種別	国有財産（行政財産）	国有財産法第 3 条第 2 項の 2
管理団体	舞鶴市	文化財保護法 172 条
事務	舞鶴市	国有財産法第 9 条第 3 項
修理・復旧	舞鶴市	文化財保護法第 174 条

【文化財保護法】

第163条 重要文化財が国有財産法に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。

第172条 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

第174条 文化庁長官は、重要文化財の保護のため特に必要があると認めるときは、第172条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができ

る。

【国有財産法】

第3条 国有財産は、行政財産と普通財産とに分類する。

2 行政財産とは、次に掲げる種類の財産をいう。

二 公共用財産 国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの

第9条 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産に関する事務の一部を、部局等の長に分掌させることができる。

3 国有財産に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市町村が行うこととすることができる。

6-2 届出を要する行為

(1) 滅失・き損・亡失・盗難

所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない。火災や台風などの災害において雨漏り、瓦の飛散、窓ガラスの破損といった文化財建造物の全部あるいは一部が滅失した場合や、き損した場合はこれに該当する。

(2) 修理

所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は修理に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。なお、「昭和二十六年文化財保護委員会規則第四号 国宝重要文化財の修理の届出に関する規則」における「補助金の交付を受けて修理を行うとき」または「命令又は勧告を受けて修理を行うとき」または「現状変更の許可を受けて修理を行うとき」は届出を要しないと定められている。またこのうち「補助金の交付を受けて修理を行うとき」は「文化財保存事業費関係補助金交付要綱」第4条第18項の特殊条件にある（国宝・重要文化財建造物修理で滋賀県、京都府、奈良県下の場合）「補助事業を教育委員会に委託するよう申し込まなければならないこと。」により京都府への委託事業とする。

表 6-2-1 届出が必要な事項

事項	手続者	受理者	提出期限	根拠法令
滅失・き損・亡失・盗難	所有者等 (舞鶴市)	文化庁長官	10日以内	文化財保護法 33条
修理 (現状変更に関わるものを除く)	所有者等 (舞鶴市)	文化庁長官	30日以前	文化財保護法 43条の2第1項 修理届出規則 第1, 2条

【文化財保護法】

第33条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

第43条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

第43条の2 重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 重要文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

第172条 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定には、第三十二条の二第三項及び第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。

5 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第一百五十一条第一項及び第二項、第一百六条第一項及び第三項、第二百一十一条並びに第三百十条の規定を準用する。

【国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則】

（修理の届出を要しない場合）

第4条 法第四十三条の二第一項但書の規定により届出を要しない場合は、左の各号の一に該当する場合とする。

一 法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて修理を行うとき。

二 法第三十七条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて修理を行うとき。

三 法第四十三条第一項の規定による現状変更の許可を受けて修理を行うとき。

6-3 許可が必要な行為

(1) 現状変更

現状変更とは指定された時の状態から変更を伴うもので、以下のような行為を指す。

- ・復元 当初または中古の状態に復元しようとする場合、意匠を変える場合
- ・管理 補強のために構造、形式、規模を変える場合、
- ・活用 活用のため改造する場合、移築をする場合

なお、重要文化財建造物の現状を変更しようとする行為のうち、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合は許可を要しないこととする。

(2) 保存に影響を及ぼす行為

保存に影響を及ぼす行為とは以下のような行為を指す。

- ・文化財建造物の周辺における切土、盛土、掘削により、その建造物の構造耐力を弱めて、災害を及ぼす恐れのある場合
- ・文化財建造物内に、その建造物の構造耐力を弱めるような重量物を搬入しようとする場合

なお、保存に影響を及ぼす行為のうち、影響の軽微である場合は許可を要しないこともある。京都府及び文化庁と協議して、修理届・き損届などの手続きを決める。

(3) 国有財産の使用

6号～8号棟及びその敷地は国有財産（国指定の重要文化財に供することから行政財産）であるが、舞鶴市が管理を行う団体に指定されている。よって公開は、文化財保護法第47条の2に基づき、舞鶴市が行うことができ、公開する場合には観覧料を徴収することができる。

また、行政財産であることから、映画の撮影等の目的で占用し使用する場合は、本来の重要文化財の用途又は目的でないことから、建物及びその敷地を文化財の保存に影響を与えない範囲で国有財産法に基づき、所管の文化庁に窓口である舞鶴市文化振興課を経由して申請を行い、文化庁の許可後に使用料を納付後し使用することが出来る。

なお、現在、都市公園（歴史公園）として運営している6号～8号棟及びその敷地を利用して、今後舞鶴市が公開施設を整備するにあたっては、公園の用に供する目的として国有財産法第19条及び22条を適用し、無償使用許可を受けることが想定される。（類例：旧岩崎邸公園、姫路公園（姫路城）等）

今後、活用方法の具体化にあわせて文化庁と協議を行い適切な手続きをとることとする。

【 参 考 】 6号～8号棟および敷地全体を使用する場合の使用料算定方法

A (平方メートルあたりの年間使用料(※1)) × B (使用面積) × C (占用日数 日数/365日)

※1 不動産鑑定士による使用財産の使用料評価額

例) 平成27年度における土地・建物1週間(7日間)の占用使用料

土 地 100,127円(消費税除く)

A (1,223円) × B (5920.39㎡-550.48㎡×3棟) × C (7日/365日)

建物1棟 76,011円(消費税除く)

A (7,200円) × B (550.48㎡×2階) × C (7日/365日)

また、6号～8号棟及びその敷地について、管理を行う舞鶴市の通常の業務において承認でき得る軽微な行為については、以下の通りとする。

- ・一定範囲を占用しない、建物外観のみのテレビ撮影、写真撮影等。
- ・建物内の見学等(案内人の同行が必要)。
- ・その他、国有財産の占用利用にあらず、文化財の保存に影響が無いと認められる軽微な行為。

表 6-3-1 許可が必要な事項

事 項	手続者	受理者	提出期限	根拠法令
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	行為を行うとする者	文化庁長官	事前	文化財保護法43条第1項
国有財産の使用	使用者	文化庁長官	60日以前	文化財保護法47条の2 国有財産法18条第6項

【文化財保護法】

第43条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

第47条の2 重要文化財の公開は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

- 2 前項の規定は、所有者又は管理団体の出品に係る重要文化財を、所有者及び管理団体以外の者が、この法律の規定により行う公開の用に供することを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する重要文化財を公開する場合には、当該重要文化財につき観覧料を徴収することができる。

第172条 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定には、第三十二条の二第三項及び第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。

5 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第一百五十一条及び第二項、第一百六条第一項及び第三項、第二百一十一条並びに第三百十条の規定を準用する。

【国有財産法】

第18条 行政財産は、貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又は私権を設定することができない。

6 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。

6-4 計画策定および改定に係る手続き

本保存活用計画は関連法令や社会情勢の変化により必要に応じて計画を見直して改定を行うこととし、改定を行う際は以下の手続きを踏まえることとする。

計画改定の検討にあたっては、舞鶴市は文化庁並びに京都府教育委員会や関係機関と協議・調整を実施の上、取りまとめた改定計画案を文化庁へ提出し確認を受け、関係機関が各一部保管することとする。

国指定重要文化財建造物
舞鶴旧鎮守府倉庫施設
保存活用計画

発行日 令和3年3月31日

発行者 舞鶴市

〒625-8555

京都府舞鶴市字北吸 1044 番地

TEL 0773-66-1019